

## 第四章 大正・昭和時代の郷土

### 第一節 大正時代の郷土

明治から 明治維新後、遅ればせながら、近代国家の建設を駆け足で急いできたわが国は、約半世紀  
大正へ たって、政治・経済・文化・産業といった各分野で、形の上では、ヨーロッパの列強の後  
塵を拝するに至った。

一九一二年（明治四五）七月、明治天皇の崩御により、皇太子が踐祚され、年号も「大正」と改まり、新しい  
大正時代が幕を明けた。

このことは、政治の動きの上では、ひ弱な議会政治をリードし続けてきた閥族政治への批判の声となり、  
議会内外に護憲運動の火の手となって燃え上がっていった。

また、富国強兵のスローガンを高く掲げ、日清・日露の二度の戦争で、朝鮮・中国に進出したわが国は、  
当然ヨーロッパの列強と利害関係の対立を見るに至った。日本のおくれた資本主義は、おもな製品が国内需  
要よりも、アジアや外国の市場向けに生産される状況にあったため、絶えず不安にさらされていた。

こうして、新しい時代大正も、いくたの困難を背負って始まったといつてよい。

好景氣と 　このような日本にとって、まさに天祐てんくうともいえる事件が、ヨーロッパのバルカン半島に端  
不 　況 　を發した第一次世界大戦であつた。日本は、当時結んでいた日英同盟の誼よじにより、連合國

側に味方し、ドイツに対して宣戦を布告した。その結果、アジア地域のドイツの植民地に出兵し、これをたやすく占領し、ドイツに代わつてみずからが統治することを主張した。

それだけでなく、この大戦を通じて、日本は直接その国土を戦場とすることなく、中国をはじめアジア各地のいままでもヨーロッパ列強の支配していた市場に、列強に代わつて大幅に進出していった。国内生産は急速に高まり、商品を輸送する海運業が脚光を浴びて、俗に「船成金」と称するにわか分限者ぶんげんしやがたくさん現れた。國の貿易収支も、それまでの輸入超過から連続して（一九一五年―一九一八年までの四年間）輸出超過を示している。

船舶だけでなく、鉱山・貿易業は、まさに戦争景氣を謳歌し、会社の新設や増資がしきりに行なわれた。

一九一四年（大正三）に起こつた第一次世界大戦も、四年後の一九一八年（大正七）にドイツの敗北に終わり、日本は勝利者の側に立つた。しかし、戦争中、極度に膨脹した日本經濟は、急激に収縮の運命に立たせられた。ヨーロッパの列強、ことにアメリカを中心としたまきかえしのため、一九一九年以後は一転して、会社の減資・解散が目立ち始め、再び貿易収支は輸入超過と変わつていった。

一方、こうした戦争景氣による好況も、國民全体を潤すものではなかつた。まず食生活の中心の米の生産は、国内の需要を満たすに充分でなく、豊凶に左右されやすく、しかも投機の対象ともされたので、その価

格の変動が大きかった。また政府は不足を外米に依存してその調節を図っていたが、絶えず米商人の投機に左右されることが大きく、円滑な供給が困難であった。

大正初期に異常な高騰を示した米価は、戦争中はいかえって暴落を続け、一九一五年（大正四）の豊作で底をついた。ところが一九一七年（大正六）には再び上昇をはじめ、輸移入米が減って輸移出米が増えたため、供給不足をあらわし、これが、地主や米商人の投機心をあおり、その買占めにより米価はさらに暴騰し、この年の平均米価は、一石一六円五六銭であったのが、翌一九一八年（大正七）の一月には、二三円〇八銭、七月にはさらに四一円〇六銭にはね上がり、この月には「米騒動」が起こった。

いま、千葉県のその時の米の払底の状況を、当時の新聞記事から拾ってみると、次のような状態である。多少の誇張はあるが、おおよその様子がうかがわれる。

「。米価乱騰（むやみに値上がり）昨日又も立会停止となる 農商務当局呆れ返る 金一升米一升の実現（大正七年八月一日）

。米の飯が食へぬ 南瓜や馬鈴薯で飢を凌ぐ 茂原庁兩付近の惨状（八月一日）

。宿屋でも一升買 現金以外には米屋が売らぬ 漬物 佃煮 煮豆屋だけ大繁盛（八月一日）

。佐原付近の外米需要 奸商と横着物出沒（八月一日）

。飢餓に脅かされる無産者の群 腰弁小商人日雇人（八月一日）

。倉庫を開放せよ 古米を売借む佐原商人（八月一日）

。暮田村氣息奄々（息もたえだえ）たる 下層農民の生活、米も買えず（八月二七日）

」

この記事から、政府は応急対策（外米の購入奨励と、在米の売り放し）によって、米価が多少の低落を見たが、一般国民生活の安定を保障するには万全といえなかった。

こうした危機の中で勃発したのが、一九一八年（大正七）七月二三日、富山県魚津で口火を切られた「米騒動」で、これは婦人の沖仲仕によってひき起こされた。世人は、「越中女一揆」とこれと呼んだ。

わが郷土山武郡、ことに本町は、漁民の場合豊漁統きのため、生計は困難でなく、農家は養蚕および農作物等すべて順調なるをもって、日雇人に至るまで生計はさして困難ではなかった。商人は営業不振を悲観するというのが、当時の状態であり、さして緊迫感に陥ることがなかったと見られる。

同盟罷業（ストライク）と小作争議 前項でも述べたが、第一次世界大戦による我が国の資本主義は、一九二〇年（大正九）の株式暴落をきっかけにして、いっせいに諸物価がくすれ、恐慌が起き、政府は大

資本の救済に努力したが、景気は一向に立ち直らず、かてて加えて「関東大震災」の泣き面にハチの難局に日本経済は立たされることになった。

資本家は、経営の合理化、カルテルの結成、賃金切り下げ、人員整理、労働時間の延長、といった労働者の犠牲によって生産コストの引き下げの政策で危機の打開を図った。これに対して労働者側は、解雇反対、労働時間短縮、賃金引き下げ反対等の要求を掲げて労働争議が激化していった。

こうした労働運動は、すでに明治三〇年代（一九世紀末）から起こっていたが、政府は「治安警察法」を一九〇〇年（明治三三）公布してその取り締りにあたってきた。大正に入ると、社会主義運動と並んで、民衆運動となって展開する動きを示すようになった。

表125 同盟罷業小作争議表

同盟罷業(ストライキ)			小作争議		
年	発生件数	参加人員	年	発生件数	参加人員
1916(大5)	108件	8,413人			
1917(大6)	398	57,309	1917(大6)	85件	
1918(大7)	417	66,457	1918(大7)	256	
1919(大8)	497	63,137	1919(大8)	326	
1920(大9)	282	36,371	1920(大9)	408	34,605人
1921(大10)	246	58,225	1921(大10)	1,680	145,898
1922(大11)	250	41,503	1922(大11)	1,578	125,750
1923(大12)	270	36,259	1923(大12)	1,917	134,503
1924(大13)	295	48,278	1924(大13)	1,532	110,920
1925(大14)	270	32,472	1925(大14)	2,206	134,646
1926(大15)	469	63,644	1926(大15)	2,751	151,061

岩波「近代日本総合年表」により作成

しかし、当時の労働組合・争議は「治安警察法により非合法化されていたが、すでに明治末には全国的に多くの争議が発生し、足尾・別子銅山の争議には軍隊が出勤して鎮圧している。

一九二二年(大正元)鈴木文治を中心に「友愛会」が組織され、おだやかな民主主義的インテリによって、労資協調のもとに活動を始めたが、次第に労働組合としての性格をもつていった。

資本主義の急進展にともない、労働階級が急増し、表125に見るとおり労働争議も激増していった。「友愛会」も、その後二度、三度とその名を改め(一九一九年に「大日本労働総同盟友愛会」となり、一九二一年には「日本労働総同盟」に、一九二二年には、「日本労働組合総連合」に統一しようとする機運がおこる)た。

労働運動は、内部分裂と政府の弾圧政策とにあいながらもその活動を続け、やがて昭和初期の最盛期を迎えるに至った。

近代工業の発達が遅れていた千葉県下の労働運動も、大正末期からしだいに活発となり、一九二四年（大正一三）七月には野田と銚子の醬油工場で起こっている。このほか、主なものには次の争議が県内に発生している。

「一九二五年（大正一四）飯岡の金糶醬油の争議

一九二六年（大正一五）京成電鉄の争議 市川の帝國酒造の争議 市川のパイプ会社の争議 市川の東京毛布

の争議」

一方、戦後の慢性的な不況は、解決困難な多くの農村問題をひき起こした。都市工場における操短や閉鎖は、農村からの出稼ぎ失業者を生み、かれらが再び村に帰ってくるという事態をひきおこし、加えて一九二三年（大正一二）の関東大震災により多数の避難民中の多くが県内の農村に移り、小作人となったり、土木工事の労働者となって定住するに至った。

また一九二四年（大正一三）には、九十九里沿岸地方は大旱魃（雨が降らず、日照り続きによる干害）がおこり、農村の窮状に拍車をかけた。一九一八年（大正七）の米騒動を契機として表5に見るとおり、各地に小作争議が頻発していった。一九二二年（大正一一）に結成された「日本農民組合」が一千名の組合員を翌年にはもつまでになった。

県や政府は、「自作農奨励資金の制度」や「小作争議調停法」や「自作農創設維持補助規則」などで小作争議を抑止することを試みたがその効果は期待薄であった。

こうした背景となった当時の農家経済を、本県の南総農民組合が、一九二五年（大正一四）に行なった農業

経済調査で見ると、水田一反歩（二〇アール）の収入が七〇余円、支出は四〇円近い地代を含めて約一一〇円、差引四〇円ほどの欠損という結果が出ている。

さらに、一九二七年（昭和二）の長生郡豊田村（茂原市）の小作農の水田反当収支調査によると、収入八八円、（玄米收穫二石二斗八升、八〇円・わら八〇〇束八円）、支出一〇五円、（年貢米二石一斗四升、四〇円・男女三人手間四〇円・肥料代二〇円・農具損料五円）、差引一七円の赤字を示している。

また一九二六年（大正一五）の米の生産費調査では、千葉・印旛郡（一〇市町村）、山武・香取郡（一七町村）の平均で、反当総平均六円三〇銭ほどの欠損が出るという状態であった。

当時の新聞に「孫子の代まで小作させるな」、「不況続きの県下農林業者の統出、自作小作おしなべて廃業」などと書きたてられた。

大正時代における県内のおもな小作争議には次のものがある。

一 千葉市下における大正時代の小作争議の動き

一九二三（大一一）秋、安房郡館野村山本区の小作人、不作を理由に、小作人協和会を組織し、小作料軽減運動を起す。

一九二四（大一二）一月、八街町住野の小作人、大地主西村源之進にたいし、畑小作料引下げ要求して争議となる。

この時、酒々井町の清宮登・小別当小三郎、八街町の鈴木豊が指導して、小作人一六名に  
より日農八街支部結成<sup>註</sup>！

二月、海上郡滝郷村で小作料軽減運動が起こる。秋に入り、安房・君津・長生郡下に争議が起こる。

一〇月、東葛飾郡千代田村に小作軽減運動。

二月、香取郡小御門村に争議。

一九二五(大二四)二月、八街の小作争議解決。この月、山武郡源村で小作争議起こる。

三月、夷隅郡布施村と香取郡久賀村で争議が起こる。

三月、佐倉町で争議が起こる。

四月、印旛郡和田村で争議中の日農組合員の一同が酒々井町の演説会終了後、地主宅に示威運動を行い、騒擾罪で起訴される。この月、市原郡内田村に争議が起こる。

六月、香取郡小御門村で小作料改定を要求して争議となり、立入禁止が行なわれる。

二月、八街町の小作争議が悪化。印旛郡旭村船穂村にも争議。

一二月、夷隅郡東村、香取郡米沢村、栗山川沿岸に争議。この月、船穂村で治警逮捕による起訴事件起こる。

一九二六(大二五)一月、長生郡八積村、東葛飾郡布佐町、香取郡布佐町、大須賀村に小作争議。このころ、県下に小作組合続々設立される。この月、香取郡栗山川沿岸の小作人、日農の応援を得て、小作米軽減三割五分以上を主張して強硬。

二月、東葛飾郡高木村六実区の小作人五〇余名畑六〇町歩がゴルフ場になるのを反対。この時、約七〇名が日農千葉連合会に加入組合組織。

六月、東葛飾郡八幡町宮久保に争議起こる。この月、夷隅郡東村にも争議。

九月、佐倉町の某地主、小作争議のため、土地を全部売却、売却後、農民組合全員不買同盟を結び、ために付近の地価暴落。



二月、東葛飾郡八幡町に争議。

関東大震災

一九二三年（大正一二）九月一日、一時五八分。千葉県下をはじめ関東南部の人口稠密地と郷土に有史以来最大の被害をもたらした「関東大震災」が起こった。震央は、相模湾北部の北緯三五度二十分、東経一三九度三十分。その規模はマグニチュード七・九であった。

この結果、被害は、

家屋の全壊	一二八、二六六戸	死者	九九、三三一人
半壊	一二六、二三三〇	負傷者	一〇三、七三三〇
焼失	四四七、一二八〇	行方不明者	四三、四七六〇
流失	八六八〇		

といった数字があげられている。地域的に最も大きな被害を受けたところは東京府（部）・神奈川・千葉の両県であった。中でも千葉県は、安房郡が最も激しく、君津・市原の両郡がこれに次いでいる。

幸い本町は、この大地震による被害はなく、むしろ東京方面よりの罹災避難者（返田参照）の救済の側に立たされた。次の資料は、『小川家文書』中より、当時の救済事業の概要と、本村への避難者の状態をうかがう恰好のものであるので引用する。

「 関東大震災救済事業趣意書

今回ノ帝都及ヒ横浜方面、其ノ他ニ於ケル大地震ニ次グ大火災ノ災害ハ、有史以来ノ大惨事デアッテ、死傷幾十万人ヲ知ラス。酸鼻（むごたらしく、いたましいこと）ノ極ニ達シ、罹災民（災害を受けた人）ノ窮状災ニ同情ニ堪ヘ

表 126 出寄留者調 (震災前) 片貝

出寄留地	男	女	計	摘要
東京市	四六二	三七四	八三六	
横浜市	六六	五九	一二五	横浜市ヲ除ク
神奈川県	一九	二〇	三九	
本郡内	九〇	九〇	一八〇	
安房郡	四	六	一〇	
千葉郡	五七	五〇	一〇七	
東葛飾郡	一八	一九	三七	
君津郡	四	三	七	
夷隅郡	三	一	四	
海上郡	七一	六〇	一三二	
埼玉郡	九	一一	二〇	埼玉県方面
静岡郡	一三	六	一九	静岡県方面
長崎郡	七	二	九	長崎県方面
茨城郡	一四	一七	三一	茨城県方面
大阪府	一五	一四	二九	大阪府市方面
大手統未了各府県	四四九	三二二	七六一	
市町村へ転出者	一、三〇一	一、〇四四	二、三四五	内手統済ノ者 一、五八四人
計				

備考 一 本籍人口 八、九〇七人  
 二 本籍現住人口 七、一〇二人  
 三 入寄留者 六、五六二人  
 四 入寄留者 五、四〇人

ザルト同時ニ、國家ノ大要事ニ際合シタノデアル。コノ危機ニ於イテ吾人ハ同胞ノ窮狀ニ想到シ、帝國ノ將來ニ鑑ミ、深憂ヲ抱クモノデアル。此ノ際、吾人ノ望ム所ハ安寧秩序ノ維持恢復(回)復ノ一日モ速カナランコトヲ欲スル。而シテ、吾人村民ノ執ルベキ第一歩ハ、取りアヘズ一般罹災者ノ救済ヲ為スニアルガ、就中、本村内ニ避難シ来レルモノニシテ、其ノ自活ノ途ニ差支ヘ、或ハ就学児童ニシテ、通学ノ便ヲ失ヒタル児童等ノ救済ガ急務デアル。是等同情禁ゼザルモノノ調査ノ結果ヲ見ルニ、別表ノ如ク、婦孺者及ビ避難者ヲ合シ、六百五十六人ヲ算スル。今之レヲ震災前他府県都市町村ニ転出セル別表人員ト對比スルニ未ダ避難婦郷セザルモノ多數デアル。之レ等ノ内ニハ、既ニ其ノ消息ヲ得タルモノアルモ、生死ノ分明ナラザルモノ、又頗ル多キガ

第四章 大正・昭和時代の郷土

表 127 震災者避難者調 大正十二年九月八日現在 片貝村

備考	計	他府県ノ者											種別												
		鹿見島	茨城	埼玉	長野	宮城	栃木	愛知	富山	新潟	三重	神奈川		東京府											
本表中学齡児童七十五人	二三三													男	婦	郷	者	調							
	二二四													女											
	一〇五	—	—	—	四	—	—	二	五	三	—	六	六	一	五	男	避	難	者						
	九五	—		二		—	—	六	—	—	二	六	〇	六	一	四	女								
	六五六	—	二	—	六	—	二	三	—	四	—	三	—	二	四	二	九	四	五	六	計				
	四八																				男	内	教	護	ヲ
	四九																				女	要	ス	ル	者
	九七																				計				

如シ。

寒<sup>マ</sup>ニ心配ニ堪ヘナイ状況デア  
ル。此ノ際村民諸君ノ義勇奉公  
ノ精神ト相互扶助ノ美德ノ発揮  
ニ訴ヘ、各機関ノ努力ニ依リ、  
救済ノ実ヲ挙ゲントスル次第デ  
アル。何卒、有資産家ハ勿論、  
其ノ他ノ有志家諸君ノ応分ニシ  
テ適當ナル同情アル寄附金ヲ仰  
ガントスル所以デアル。

以上、救済事業実施ニ当リ、  
震災后ニ於ケル村内団体ノ行動  
ニツキ報告ヲ為サントス。

一、九月二日、山武郡医師会ノ  
傷病者救護班組織セララル  
ヤ、本村青年團ヨリ助手トシ  
テ、団員三名東京市ヘ出勤  
シ、同月五日帰村。

一、九月四日、山武郡連合青年

団ハ救護班ヲ組織シ、本県北条町ニ出動シ、本村青年団ヨリ一名参加シ、同月九日帰村。

一、九月五日、村ハ東金停留所前ニ救護所ヲ設ケ、東金町ト協同動作、同月八日ヨリ、豊海村更ニ参加シ、同月九日ニ至リ、罹災者ノ下車スルモノ殆ド少数ニナレルヲモッテ閉鎖ス。

一、九月十一日、在郷軍人分会ハ、東京方面災害救援ノタメ出動ヲ命ゼラレ、分会員二百三十有余名、同日午後五時、亀戸駅到着ノ目的ヲ以テ、同日午前十時出発ス。

協 議 事 項

一、帰郷者及ビ避難者中救助ヲ要スト認ムルモノ九十七名アリ。コレガ措置如何。但シ、救助人員ハ増減アル見込。

一、救助費ハ、主トシテ有資産者及ビ其ノ他有志者ノ寄附金ニ俟タントス如何。但シ、寄附金ハ金穀物品、何レニテモ可ナラント思惟ス。

一、救助費支出ハ、一人ニ付キ、幾何ノ程度ヲ適當ト為スカ如何。

一、寄附金総額ハ、少ナクモ千五百円ヲ要スルト思惟ス如何。コレガ内訳ヲ記セバ、左の如シ。

但シ、救助人員ノ増加及ビ支出程度ニヨッテハ、更ニ増額ノ見込。

一、金五百円也 救助人員百人、一人ニ付キ、一日二十五銭二十日間分。

一、金 百円也 東金救護所救護費支出

一、金七百円也 在郷軍人出動二百三十人、一人ニ付キ最少額三円（米五升、副食代一円ト見積リ）

一、金貳百円也 災害地ニ寄贈見込額

一、帰郷者及ビ避難者中、現在ノ如七十五人ノ学齡児童アリ。既二十数名ノ入学ヲ見タルモ、爾余（このほか）ノ者ニ対シテハ速カニ入学セシメントス。各位ニ於イテハ部内ニ対シ、充分御取調ベラレンコトヲ望ム。

但シ、入学児童ハ漸時増加スル見込。

一、前項ノ関係ヨリ、等級ノ増加ヲ為サザルベカラザル状況ニ立至ラントス。其ノ際ノ措置ニツイテハ今ヨリ特ニ配  
慮ヲ望ム。

一、震災地ニ於ケル糧食ノ配給ハ、最早相当充実セル趣キナルモ、着衣類ノ供給ニツイテハ、不充分ニシテ頗ル困難  
ノ状況ニアルヲ以ッテ、コレガ寄贈方ニツキ、其ノ筋ヨリ要求ノ次第モコレアリ、何分トモ部内の方々ニ申シ伝ヘ  
ラレ、進ンデ寄贈アラレシヨウ御配慮ヲ望ム。(十五日マデ)

一、其ノ他ニ付キ、必要ノ事項アラバ、御意見等御開陳アラシコトヲ望ム。

以上

地震発生とともに、東京を中心とする交通・通信はすべて不通となつたため、本町では肉親の東京居住者  
の安否を気づかないながらも、当初は情報がとだえて救済のすべがなかつた。警察力は不測の事態を恐れて軍  
隊の出動が要請され、ついに東京・神奈川・千葉・埼玉の四府県に戒嚴令が布かれ、不逞鮮人や社会主義者  
が、震災の混乱にまぎれて暴動を起す計画があるという理由で、多くの朝鮮人や社会主義の指導者が検束  
され、虐殺された。これは全くの流言蜚語であつたが、警察と軍隊の通信網によって伝えられたため、人々  
は不安と混乱におとしいられた。

**小市民社会** 日本資本主義が成長していった過程で、その労働力を支えていた力は農村であつた。そ  
とその文化 れというのも、明治以後おしなべて続いた農村の慢性的な不況から脱しようとする農民の

労働力を、工業生産は安価な賃金で雇ひ入れることができたからである。

この結果、人口の都市集中化現象を示すようになり、農業中心の人口分布に変化が起こり、生活・文化・  
経済の各分野にその兆しきざしが現われるようになった。

大正時代最後の年、一九二六年（大正一五）の調査によれば、

大学（官・公・私立合わせて）三七校、学生数三〇、〇〇二人、

専門学校、一三九校、学生数五七、九六七人、

高校（旧制）三二校、学生数一六、五八四人、

とある。

この背景には、義務教育への就学率の向上や中等学校への進学率の伸長を当然無視することができない。一口に大正デモクラシー（当時は民本主義と訳していた）の背景には、こうした教育の普及に伴う知識階級の増加がその要因をなしているといえる。

これらのインテリ層や中産階級の台頭により、明治以後とられてきた著しく古い形の政権授受や、旧来の道徳に対する批判の声も挙げられた。と同時に、資本主義経済政策に対して、社会主義が導入され、労働運動や農民運動の指導的役割を果たした。しかし、あいつぐ官憲の弾圧に抵抗するため過激化の道をたどった。

こうした傾向は、一九二三年（大正十二）に起こった関東大震災によって一層当時の社会全般にわたって大きな変化をもたらした。

まず、東京を例にとれば、震災後新しい都市計画に沿って復興が始められていったが、丸の内ビル街・渋谷・新宿副都心の発展が著しく、一九二五年（大正十四）には、人口二百万をこえた。

サラリーマンの増加と女子の職場進出が見られ、郊外には文化住宅が建てられ、円タクが走り、デパートが大衆の購買欲をあおった。料理店・ダンスホール・遊技場が繁華街に軒をきそい、モボやモガが銀ブラを

楽しむといった風俗もこのころから巷に見られるに至った。

「モボもモガも生産のことにはアカの他人であり、世帯の苦勞には風馬牛（無関係）である連中がモダン生活の主体をなすものである。」  
植田 保之助（民衆娯楽の研究家）

さて、以上のような全国的な大勢は、わが郷土にも徐々に影響を与えていった。農・漁業を主産業としていた当時の本町にも、ようやく変転期を迎えるに至った。旧来、村の政治・経済の要は地域的に見れば岡集落の古村であり、農業が産業の中心であり、これに従事する人口も多く、首長もこの地区から代々就任していた。

この大勢が変わって、海岸地区にあらゆる点でその中心が移向しつつあったのが大正期の片貝・豊海・作田に共通した傾向だといえることができる。

ちなみに、この時期は、千葉・船橋・市川のいわゆる沿線地帯に、人口が集中し、農村には人口の停滞・減少が見られる時だが、本町の前身である三村では、次のように増加現象を示している。

「明治二八（一八九五）年～大正六（一九一七）年 現住人口の増減 「千葉県史・大正・昭和編」五八九ページ

片貝村 一、四〇〇人増

豊海村 五〇〇人々

鳴浜村 一〇〇人々

さらに、「同書」の統計（五九〇ページ）の

大正九（一九二〇）年～昭和一五（一九四〇）年の人口増減によると、

片貝町 二、二〇〇人増

豊海町 一、一〇〇人々

鳴浜村 三〇〇人々<sup>レ</sup>

と増加の傾向を示している。この増加の要因は、漁業従事者の増加が第一に挙げられる。しかも、この増加分は納屋部落に集中して居住していった。

漁業の変遷の項で詳述されるが、明治中期地曳網に代わる揚繰網漁業が、この時期に定着し、数多くの網主たちによって営まれた。この期の豊漁と相俟って多くの出稼ぎ従事者を必要とした。とともに、干鰯・メバの肥料生産にまじって、いわしを食料品として加工する海産加工業（いさば屋）の盛況も同じように出稼ぎ労務者を求めたといえる。

一九二六年（大正二五）五月二日、片貝村に町制が施行され、同年十一月二五日、九十九里軌道が東金―片貝間の運転を開始した。ここに中央との交通路が開かれ、九十九里沿岸町村の中でも最も早く都市化への先頭をさるに至った。

（木島 里八）

参考文献

岩波書店編集部編

近代日本総合年表

昭、四三

千葉県史 大正・昭和編

昭、四二

今井 清 一

大正デモクラシー 日本の歴史 中公文庫

昭、五二



## 第二節 第一次世界大戦下の郷土

第一次世界大戦 一九一四年（大正三）六月、オーストリアの皇太子がセルビアの一青年に暗殺された事と日本の参戦 件が、導火線となり第一次世界大戦が勃発した。我が国も日英同盟にもとづき、同年

（大正三）八月二三日ドイツに宣戦を布告する。

八月二六日、膠州湾封鎖を宣言、一〇月六日、第一艦隊ヤール島を占領。青島攻略戦は日独戦争の陸戦の全部であつて、その期間は六〇余日に過ぎなく、規模も大会戦に値しないものであつた。

戦は神尾中將の第八師団を主力とし、歩兵第二九旅団・野戦砲兵一連隊・攻城砲一大隊・総員二万九千が、九月二八日に攻囲線を布き、一月一三日に攻略を完了した短期戦闘であつた。その間、砲撃も進軍もきわめて合理的に行われ、死傷者僅かに一、二九〇名の少数で凱歌をあげることが出来た。

守備軍はドイツ陸軍の面目にかけて一応は健気な抵抗を見せたが、極東に孤立する五、〇〇〇名の守備軍では所詮勝算のある筈もなく従つて戦意も中等でしかなく、ビスマルク・モルトケ・イルチス以下の一〇数個の堡塁砲台も、爾崑山や東冠冠山とは大人と小児の相違で簡単に攻略された次第であつた。

ドイツ参謀本部公刊の青島戦史を見れば、日本の二八センチ榴弾砲が驚くべき威力を示したことが特記されている。同年一月二六日、青島守備軍司令部を置き、一九一八年（大正七）一月一日第一次世界大戦休戦となる。

一九二二年（大正一〇）ワシントン会議を一期として、世は軍縮の時代に入った。それより前に、既に大戦は終つて世界は平和の再建に歩み出していたが、日米海軍競争のため大平洋は暗雲が掩うて平和の空を仰ぐことが出来なかつた。

そこでワシントン会議が成立したのだ。海軍の比率（五・五・三）には不満が残つたが、大局から見ても日本も救われたと考えるのが識者の一致の見解であつた。全権加藤友三郎がそれを確信したのは当然であり、帰来して内閣を組織して自ら軍縮の衝に當つた。五億円（大正一〇）に近かつた海軍費は、彼の軍縮によつて二億八千万円まで縮減された。多くの海軍士官が軍服を脱いで軍艦を降り霞が関の門を去つた。

が世論は陸軍も亦大いに縮少すべしという声が、期せずして国内上下に捲き起つた。シベリア出兵の不評はそれに拍車をかけた。軍縮の本尊加藤が首相であつたことも、陸軍の縮少を実行する上に大きな指導力となつた。

日露戦争に大勝した陸軍は、決して自惚れてはいなかつた。大山・児玉は、二五師団の方針を策定すると同時に、我が陸軍の根本改造を志した。

それは

(イ) 戦術と訓練の基礎をなす各兵科操典の根本的再検討。

(ロ) 一般武装の新式化。

とであつた。

第一次大戦中に於ける各種武器の飛躍的進歩とこれに伴う戦術革命とは、日本の陸軍を、遙か後方に置き

去りにしてしまつた。

一九一六年（大正五）九月タンクが初めてソナムの戦線に出勤した時日本の驚きは数行の回頭に値する。

タンク（戦車、今の特車）出現のニュースを受けた、電通・国際の両通信社は、それが何物であるか全然見当がつかなくタンクといえは瓦斯タンクより知らなかつた。記者達は直ちに陸軍省に駆けつけて聞いたが、将校にもそれを知るものがない。原文のままにして発信して新聞社もそのままタンクと掲載したので、読者は何のことも皆目見当が付かずに話題を賑わした。二日後に説明の電報が到着して、その新兵器の実態を知つた次第である。

戦車は一つの顕例である。次で毒瓦斯が現われた。火焰発射器・パーズカ砲・大口径砲・長射程砲・擲弾筒・装甲自動砲・カモフラージ・機械化部隊・飛行機の急進歩・高射砲・聴音機等々、未だ日本の陸軍で見たことのない武装が欧州の戦場を支配するに至つた。

非科学的　いわゆる科学戦時代と称するもので、それは日本の陸軍を「非科学的陸軍」と化させた一

陸軍　大革命であつた。先づ頭を切り換えねばならなかつた。もはや師団の増設なぞ問題ではない。それを逆に減らして、その経費を新武装に投入しなければならぬ状態に迫られた。ところが、その最中に陸軍は四か年余にわたつてシベリア出兵で夢中になつていた（大正七―一（一九一八）―一九二二）。恰も田舎武士が鎗と刀で地方農民に威張つていたようなものだ。ところが老人の漢学者に切り替えさせるほど難かしかつた。

一九二〇年というのに一九〇〇年の構想を追つて、新知識を否定した。口では新武装・科学化は賛成はし

ても、実行はその逆を行った。一九二二年（大正一〇）に策定された参謀本部の希望案は、師団三八個に拡張することであった。理由は将来、ロシアと支那との二方面同時作戦を指向しなければならぬから、明治四〇年の「二五師団案」に更に一三個師を追加する必要があるというのだ。これでは限りある予算、否なその予算を縮少する時代に「質」の改善なぞ出来る相談ではなかった。

折角手をつけた機関銃の増配や、大口径砲（二八センチ榴弾砲）の整備も遅々として進まなかった。この間にあつて珍らしく開いたのは、陸空軍の落下傘であつた。大正八年一月、フランスの空軍大佐フォール氏（父君は幕末に横須賀軍港建設のため我が国に来朝した）の一行六一名の教師団を招聘し、一か年に亘つて指導を受けたことは、当時の一大英断であつた。

それは陸相田中義一がフランス帰りの酒井大尉の進言を容れ大胆に実行したものであつた。フォール教師団は欧州戦線で戦つた空の勇士達と技術者とから成り、前者は浜松付近の三方原及び新居に於て航法や戦法を指導し、後者は熱田の兵器廠に於て設計製作を教育し、我が陸空軍の新しい基礎を築いた。

正式な空軍はこれから始まつたもので、それは田中が軍に残した一つの手柄と称して差支えないのであつた。もし此着想が歩、砲兵の面にも具体化されていたら、優秀な陸軍が再生した筈であつたが、一つは金が無かつたのと一つは兵数の増加に熱中する旧思想のために折角の空軍さえも、その後の充実は意の如くならず、概して他の諸兵科に於ける近代化は殆どストップといつて間違いないような停滞に陥つた。

師団の数は二一個に達していたが、それは欧州一流陸軍の七個師団或は五個師団にも及ばない戦力に低落していた。満州の匪賊を相手とするだけなら其数は物を言つたが、一等国の陸軍としては余りに恥かしい内

容に俯落していた。どう轟風目に見ても第一次大戦後の我が陸軍は世界のCクラス、或は其の下に位する所まで陥落していた。

日露戦争でA級の戦争をしたけれども、勝因の大半は、将校の剛氣と兵の勇氣とに基づくものであった。必勝の信念と、旺盛なる闘志によるもので新鋭な武器と豊富な弾薬が戦勢を支配した場面は殆ど耳にしない。武器とその運用と、本来は五分五分の効用を示すものとすれば、我が陸軍は三分と七分の割合であったろう。軍艦を戦闘の主体とする海軍の場合には、この武勇重点主義は通用しないが陸軍の場合には兵器の不足を忠勇で補う方式が或る程度可能であり、日本はそれを極度まで活用したものである。

悪く言えば非化学的の陸軍、良く言えば勇しい陸軍であったが、それは軍が好んで兵器を軽んじた訳けではなく、國が貧乏であったから自然とそこに赴いたものである。然しそこには自ら限界があり、第一次世界大戦はそれを痛烈に日本陸軍の眼前に投げつけた。激しい機動戦の場合、欧州では軍隊を自動車で運び、日本は駆け足で行くのだ。A級とC級の優劣の相違であり、最早や「無代価」の足の代りに高価なガソリンを買わねばならぬ運命となった。

一九二一年（大正一〇）「軍用自動車補助」が制定されたのは、運命開拓の第一歩であり、他の部門でも化学化の方向に乗り出すことになった。が時は既に遅きに過ぎた。ジュネーブの本山から打ち出される國際連盟の平和の鐘は、極めて自然に人類の耳に響いた。それは兩陣營の対立や、原水爆兵器の競争にさらされている現在の國際連合よりも、遙かに好望な平和のスタートを切っていた。

「後半挫折」。その主張と思想とが、感受性の強い日本人の間に圧倒的多数の流行信者を得たことは当然で

あつたらう。世は滔々として軍縮の奔流の中にあつた。そこへワシントン會議が成立した。陸軍がひとり大予算の上に安住することは、政治的にも民衆的にも不可能となつた。そこへ軍事の一大理由が加わつた。

我が陸軍が想定敵国としていた帝政ロシアの崩壊がそれであつた。レーニンの人民政府は、帝政時代のような軍事的膨脹国策をクレイに放棄するものとの考え方であつた。また創成期雌伏時代のソ連は、軍縮と平和のチャンピオンであるかの如きゼスチュアを十分に示すことを忘れなかつた。然らば我が陸軍の想定敵国は北滿の野から姿を没するものである。支那だけを相手にするなら大陸軍はいらないだらう。

即ち速かに陸軍を縮少すべきであるという声は、天下に満ちていたといつても過言ではなかつた。否、一九二一年（大正一〇）には、既に陸軍縮少に關する委員会が衆議院に設置された。陸軍省に「整備縮少に關する具体案」の研究提出を要求したのは当然であつた。

近代戦に著しく立遅れ、遅滞ながらも再建に着手したばかりの陸軍ではあつたが、前述の社会情勢の前には持つ前の頭張りを示すことは不可能であつたらう。

#### 軍備の縮小と

一途に拡張の道を進んで来た陸軍は、大勢に押し流され（大正二―一四年）三回にわた

#### 武装の近代化

つて兵力の整理を行うことになつた。二度の山梨軍縮及び後々まで問題を残した宇垣軍

縮がこれである。

陸相山梨半造が行つた第一次縮少は、将校二、二六八名と準士官以下五七、三〇〇名、馬匹一三、〇〇〇頭を整理し、経費三六、〇〇〇万円を節約（陸軍費一割五分）したものであるが、兵力の上から見ると概ね五師団に相当する縮少であつた。相当の奮発と評して間違ひなかつた。

その代り、野戦重砲二個連隊・飛行兵二個大隊・騎砲兵一個大隊・機関銃隊若干を増設したけれども、それらは進行中の近代化改装の一部を残したに過ぎないもので、戦力五個師団の低下に対しては焼石に水であった。しかも陸軍縮少の声は止まず（海軍は四割以上整理）、山梨は翌一二年第二次整理を行ったが、それは鉄道材料廠とか、仙台幼年学校とか、軍楽隊廃止といった程度で、要求者から見れば、之も焼石の水であった。然るに、問題の師団廃止を伴う大軍縮は、一九二五年（大正一四）五月、加藤高明内閣において、陸軍大臣宇垣一成の手によって断行された。

この宇垣個人の運命に死活的影響を及ぼした許りでなく、日本陸軍の、或は日本自体の運命にも大きな影響を招来する事件となった。一九二四年（大正一三）一月に清浦圭吾と、引続いて非政党内閣が出現（加藤友三郎から三代連統）再び総選挙の結果は、護憲三派が圧勝して加藤高明首班が生れた。山県既に去り、元老西園寺一人となり、軍部大臣を得るにいささかの不自由を感じなかつた意味において、宇垣は清浦から引続き陸相に留まった。大臣室に於ける宇垣陸相は帝王であった。彼のみが第三次軍縮の大難業を成就し得るであろう。山梨軍縮の後に、新に整理する何が残っているであろうか、陸大校長として軍の新武装と近代化とを主張した宇垣にとってはこの上の整理によって軍を弱体化することは自殺するに等しいではないか。

そこに彼れの大きな野心があった。人を整理し同時に兵装の近代化を計り、戦力を向上しなほ、幾分の経費節減を遂げようとしたのだ。その大綱は次の三つから成っている。

- 一、四個師団の廃止、
- 一、学校軍事教練の創設、

## 一、科学兵科の拡張、

宇垣が二個師団の中から四個師団を廃止したのは、海軍が主力艦二一隻中の四隻を沈めたのに等しい容易ならぬ英断である。

廃止されたのは第一三(高田)・第一五(豊橋)・第一七(岡山)・第一八(久留米)であり、連隊旗を天皇陛下に返還したことであった。軍旗は軍の表徴である。それを返上することは、生きながら自分の葬式を出す死の行為に等しい。

後に日支戦争が悪化して新設師団が誕生したとき、これらの廃止師団は真つ先に復活されて戦線に送られた。大本營の慣例では、特設師団の呼称には必ず頭に百の字を加えるのを、前記の四師団だけは原号のまま編成されて戦地に赴いた。即ち魂を復活させる配慮であった。

果然魂は生き返って中にも高田の第一三師団の如きは、第二次上海事変の先頭部隊として難戦し勝ち抜いた後、終戦に至るまで対支戦争の中核師団として勇名を轟とどろかされた。柳川兵団の主力として杭州湾の逆上陸を敢行し、広東を占領したのは久留米の第一五師団であった。同師団は更にシンガポール攻略の殊勲部隊であり転じてビルマ作戦にはフロン戦闘に快勝し、動員総数一六八師団中最強兵団の随一であることを実証した。且て葬られた師団の名誉を回復する敵愾心の炎上にあつた。

宇垣の軍縮の恐るべき一面を見る。軍縮の怨みが一〇年二〇年後まで残ろうとは何人も思わなかつた。差当りの難関を突破するだけで精一ばい、宇垣の実力と自信だけがそれを可能とするものであつた。

軍事参議會議の席上でも田中義一がとりなしただけであつた。師団廃止を国軍の爲めに悲しみ恰も陸相を軍



の反逆者とするような口吻をさえ漏らしたが、少しも屈せず遂にこの最後の会談をパスすることに成功した。

かなり多数の将官級が、現役大将の夢も空しく整理されて行つた。それが中少尉級の若い青年将校級との両面に反宇垣の強い感情を植え付けたことは争えなかつた。しかし宇垣は、やがて我身に振りかかる反感を苦慮することなく、俺でなければ出来ないという自信を以て断固として野心作を遂げた。加藤高明の憲政会内閣が「中学校以上の学校に現役将校を配属して軍事教練を施す」というような、教育上の革命的提案を承認したのは、宇垣の真摯な軍縮努力を最高に評価した代償である。

官公立を問はず、大学以下中学校に至る全国の学校に将校を送り込み、正科として軍事教練を施すというのは、特に「軍縮時代」を背景として考えるとき、その構想の壮なるに驚かないものはなかつた。

初めて世論はこれを「突飛」として驚き或は誹謗したが当時の安定した政党政治の下に於ては、間もなく國民の承認する所となつた。宇垣のねらいは二つあつた。一は、将来の大動員下に、國軍前線の幹部となり、或は統後の中堅となるべき学生層に、軍事行動を教え、或は軍事思想を植えて國防の基底を強靱にしようとしたのだ。

軍縮で将校が減少した場合には、この方式は特に大きな効果を期待されるのであつた。これは、一九一九年（大正八）にアメリカが採用して効果をあげたのを宇垣が見習つたのである、第二のねらいは過剰将校の処理であつたことは言うまでもない。約二千名が配属将校となつて転出し、その数は正に四個師団分の将校に相当するものであつた。

失業なく、退職手当も不要、有事には直ぐに転用され、そうして学生に軍事思想を吹込むことが出来れば、一石三鳥の効能と言わねばならない。宇垣は人選を厳にし、学校成績の上位にあり品行のよいものを選抜した。最初白眼視した学校側でも段々理解し、日支戦・太平洋戦には一大効果となって実を結んだ。

宇垣軍縮の第三の特色は、兵装の近代化であった。詳述の余白はないが、航空隊二個連隊を新設し、兵装・戦術・編成に於て、初めてフォール式空軍の実現に乗り出したことは特記していい。陸の荒鷲はこの時から本式に大空を翔けるようになった。戦車大隊も、この時初めて欧米並の装備に改められた。装甲自動車も同様である。一方自動車学校を拡充して機動力の基底を拡張し、機械兵団の方向へ実地に踏み出した。

以上の次第で経費の節約額は殆ど言うに足りないが、合理的な軍縮として、山梨時代のものとは比較にならぬ価値を持ったと言えよう。師団の廃止はマイナスであったが、近代陸軍の基礎を、軍縮時代に築いたプラスの面は意外に大きいものがあつた。

軍縮をそこまでやらなければならなかったのか、それは国軍の戦力を後年著しく低下させ、勝率の上に大きい影響を及ぼすことになった。中隊長級の現役将校が払底して従来のような勇敢な奮闘の影を薄めたためである。

士官学校の軍縮は結果として命取りであつた。日支事変中、驚いて士官学校の一クラスを二千名に激増し、その効果漸く現われようとした時は既に遅く、濺刺たる若い中隊長達は、空しく武器を南方の戦線に乗せた。

(宮崎茂一郎)

### 第三節 戦後の郷土

#### 第一項 米軍基地真亀

##### 基地の設置

夏ともなれば、黒潮の海に涼を求める人々がどつと九十九里浜へ押し寄せてくる。なかでも国内随一の威容を誇る真亀海岸の国民宿舎九十九里センターは、色とりどりの水着を着けた人々のざわめきのなかにうまってしまう。

この人々には、九十九里センターの建っているところをもと米軍の射撃場であり、さまざまな泣き笑いがあつた場所とは知らない、ただ喜々として波に戯れるのみである。

そればかりではない。実際に見聞した私たちがさえも、三〇年の歳月はその記憶を遠い彼方に押しやってしまっている。

戦後の郷土を述べるとき、この地域社会に及ぼした影響、住民が味わつた特異な体験からして、米軍基地真亀は特筆大書すべき事件であつた。

町に保存されている資料の多くは対人対物の被害、補償を中心としたもので、なまなましい状況を描写したものはない。

この稿を起すに当って特に関係の深かつた方々に取材して資料・記憶の補遺をした。できるだけ真の姿

を後世に伝えようと考えたからである。

戦後、日本中が廃墟と虚脱のなかでなんの張り合いもなく、ようよう生き延びていたころのことである。隠匿物資の摘発や税の滞納者、供米不完納者に対する取り締まりをびしびし行っていた占領軍Ⅱ米軍に対して、当時の人々は一種の恐怖に似た感情を持っていた。

一九四八年(昭和二三)三月ごろ、片貝町役場の前に一台のジープがとまった。米軍将校と通訳が降りて来て「メイヤー オブ カタカイ(片貝市長)に会いたい。」という。戦事中片貝海岸に墜落した米軍飛行士の遺体の処置について敢重な捜索があった後だけに「また、何か。」と職員は色めき立ったが、町長鈴木五平次が面会すると地図を示して、「この場所は貴町の管轄か。」という。地図はこの地域のもので米軍将校の指さしたところは真亀川北側の海岸であった。

町長が「いや、ここは隣町豊海町の区域である。」と答えると無言のままジープに飛び乗り、海岸方面へ走り去っていった。職員一同は何事もなかったのではと胸を撫でおろしたものである。

このジープは豊海の役場には立ち寄らなかったようだが、今にして思えばこれが「基地設地」の前触れであったのかも知れない。

また同じころ、婦人連れの米軍一将校を乗せた一台の乗用車が現場の一角に停車し、昼食後一時間付近を散歩しつつ辺りの風景を楽しんでいたという。<sup>(1)</sup>

その後二週間ほどして突如として米軍が乗り込んでくる。占領軍の進駐であった。

当時千葉県涉外課に勤務していた須藤定雄はこの時の状況を「県の涉外課にG・H・Qから一方的に通告<sup>(2)</sup>

があった。国内の各米軍基地を守るため九十九里に対空射撃陣地を築くという。占領軍に逆らうことはできないので、えらいことになったと思いましたがよ。」と述懐している。

その後、一九四八年（昭和二三）四月九日夜、真亀海岸に十数台の大型ブルドーザーが持ち込まれ、立木もろとも北から南へ整地が始まった。

夜を徹して作業が続けられ、翌朝には平坦な一大空地が出現し、真亀川左岸には土堤すら構築されていた。

こうして真亀川左岸の砂浜とこれに隣接する民有地一五万坪を含む二六万八千坪（約九〇ヘクタール）の土地が米軍射場として接収され、基地の周囲には鉄条網がめぐらされて「日本人立入禁止」の立札が建てられた。

まさに「あれよ。あれよ。」という間であったらしい。民有地の松が無残に根ごと押し倒されても、占領軍に逆らうわけにもいかず、ただ手を拱こまいで眺めているだけであった。

つづいてジープやトラック数十台に分乗した米軍部隊約二〇〇人が到着し、わずか一か月で射場を建設した。真亀海岸には一二〇ミリ砲と九〇ミリ砲 計八門が設置され、少し離れた場所に二、三〇棟のカマボコ兵舎と司令部が設けられ、フラッグポールには星条旗がはためき、基地は「キャンブ・カタカイ」と呼ばれた。

この「キャンブ・カタカイ」の名称は、前述した事実から命名されたものであろう。

基地内の配置図については米軍の機密に関することなので正確なものが残っていない。ただ一枚、「キャンブ・カタカイ」の「プロットプラン」としてフリーハンドで描かれたものがある。

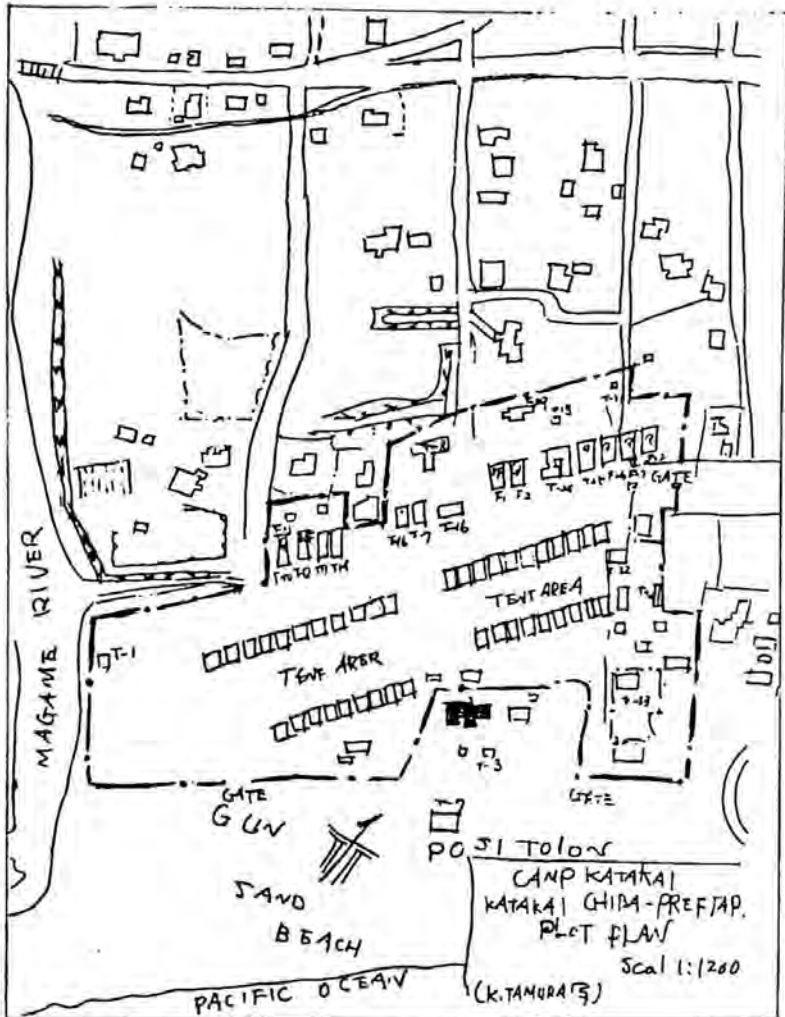


図213 米軍真鹿基地

貴重な資料なので筆者が模写して図213として掲げた。

演習場の区域は汀線から内陸側に三〇〇メートル、海岸線に約一キロメートルの範囲であった。

この場所になぜ射場を設置する必要があったか。その理由は詳かでないが、つぎのような資料によってその一部を窺い知ることができよう。

「(外務省用箋)」

一、高射砲射撃演習区域に対する一般要求

A、射撃区域は生命・財産・航空機及び船舶の航行に危険を及ぼすことなく、最大限の射程距離及び高度において射撃をし得ること。

B、右の如き射撃区域が実在しない場合は、危険及び障害が最少限度であり且つ射撃を行い得ること。

C、射撃区域は一年に最大限の射撃日程を組みうる天候条件のもとにあること。

D、射撃区域は駐留地点からの距離が短く、最短時間で帰隊しうるものであること(理想的な区域は駐留地点で射撃演習を実施しうるもの)

E、射撃区域に至る道路網は整備に損害を与えないような道路であること。

F、射撃区域は標的曳航機が燃料積込のため帰還する迄に最大限の時間この区域に留りうる操縦者場より近距離であること。

G、射撃区域は食料・衛生・宿舍・倉庫等の設備を建設しうる場所であること。

二、片貝高射砲射撃演習場使用の理由

A、当射撃区域が設定された時より一九五〇年までは東京横浜地区における高射砲射撃演習の戦略的展開の必要が

なかったが、その後朝鮮戦争の結果、この必要度が増し、この要請は現在なお存している。

B、高射砲部隊が空襲の場合にその任務を遂行するには、高射砲隊・レーダー隊を絶えず訓練しなければならず、射撃能率を維持する方法は実際の訓練しかない。陸軍省訓練令によれば一大隊あたりの訓練は最小限一年に三回であり、従って射撃演習は絶対的に必要である。

C、現在の危険区域は航空機並びに主要定期路を阻害しない。なお、危険区域は特に現地漁業の損害を最小限にするために、陸軍省の特別許可により縮小されている。

D、天候条件は理想的なものでなく、雨天又は荒天のために射撃日がなくなることが非常に多いが、これは日本の地理的位置により避けられないものである。

E、駐留地点から片貝高射砲射撃演習区域までの道路は六十五マイルから八十五マイル、所要時間は五時間から九時間であるが、実際には駐留地点と片貝の両地点の出入に際し、更に多くの時間を要する。部隊の戦闘任務を遂行するためには、非常の場合には駐留地点より帰隊するに時間の制限を必要とする。

現在の距離及び道路条件では所要時間は殆んど制限一杯である。移動時間を増す様な演習場の位置変更は、作戦上の要求である時間制限をこえ、又部隊の防備力を減少せしめる。なほ増加した距離を大隊あたり約一〇〇輛、近い車輛を動かすに要する増加費用も考慮する必要がある。

F、現在の道路網は適当であり、一般的に云って高射砲装置の移動に堪えることが出来る。それにもかかわらず、駐留地点から射撃区域への移動の際は、極度の振動のために精密な装備に損害をおこすことが相当あるので、装置を使用前に詳細に又時間をかけて調べなければならない。道程が増加すればそれだけ装備に対する損害も多くなる訳である。鉄道による移動は高射砲装備のある種のものが高く且つ大きいために、日本における車両・トンネル施設等の制約をうけ実行することができない。



G、演習場の使用度が増すにつれ、食品・衛生・宿舍・倉庫等に関する施設が増設され、又鉄条網が当地域にはりめぐらされている。これら設備の概算は約一〇〇、〇〇〇ドル（三千六百万円）である。これら施設の移動は現在の共和党政府が米国防軍に課した較重な財政制限により極めて困難である。

H、現在の協定によりこの区域の使用に課せられている制限は、不定期的な悪天候と共に第四〇高射砲旅団の訓練任務をさまたげており、従って非常の場合において作戦任務を遂行する能力を減じている。これらの制限は将来訓練の必要が増すと共に単に部隊に対する負担を増すのみならず危険を増加するものである。」

これには、<sup>(5)</sup>日付・発信人・宛名などが無い。しかし、内容から見ても一九五三（昭和二八）八月に行われた米軍基地撤退陳情に対する米軍の回答で、外務省を通じて地元にもたらされたものと考えられる。

射撃演習 当初の演習区域は砲座を北緯三五度三分、東経一四〇度二六分の位置に据え、これを中の実状 心として半径一二、〇〇〇ヤード（一〇、九七三メートル）の海域と定められていた。

ところが一九五〇年（昭和二五）六月二五日、朝鮮戦争の勃発にともなう国際情勢の悪化と、同月二七日米国の軍事介入によって射撃演習は一段と強化され、危険区域の半径も三一、〇〇〇ヤード（二八、三四六メートル）に拡大され、一九五一年（昭和二六）には半径約八〇、〇〇〇ヤード（七三、一五二メートル）にまでなった。

一九五三年（昭和二八）七月二七日、板門店で休戦協定が調印され、国際情勢も安定化の方向にむいたので、同年五月一日以降危険区域は半径二二、〇〇〇ヤード（二〇、一一七メートル）夾角九〇度とやや縮少級和された。

しかし北は銚子沖から南は大原に至る海域が射撃演習区域となり（図214参照）、九十九里の全漁場がすっぽりとつつままれてしまったのである。

そして「土・日曜を除いて毎日正午から午後六時まで、この区域内で実弾射撃が行われるので出漁を禁止する。」という命令が出されている。

図213に射撃演習区域を示した。なお、

米軍資料と思われる区域図（二二、〇〇〇ヤード）があるので、これも参考資料として掲げる（図214参照）。

サンフランシスコ平和条約締結後、日米安全保障条約による行政協定に基づく日米間の協定によって片貝高射砲射撃演習区域が改めて米軍が使用される施設及び区域として登録された。一九五三年（昭和二八）五月一日の日米合同委員会においてであった。

従来の占領軍对被占領国民の立場から一方的に押しつけられた事項がやや改善されている。このなかに射撃演習について具体的に述べられているので引用する。<sup>(6)</sup>

「外務省告示第二十八号（抜萃）

片貝高射砲射撃演習区域 FAC 3031

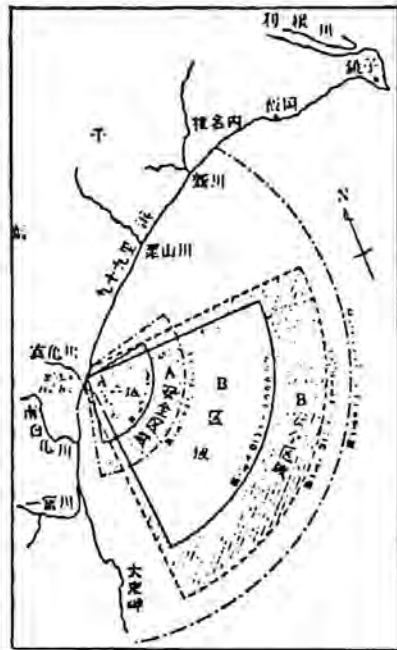
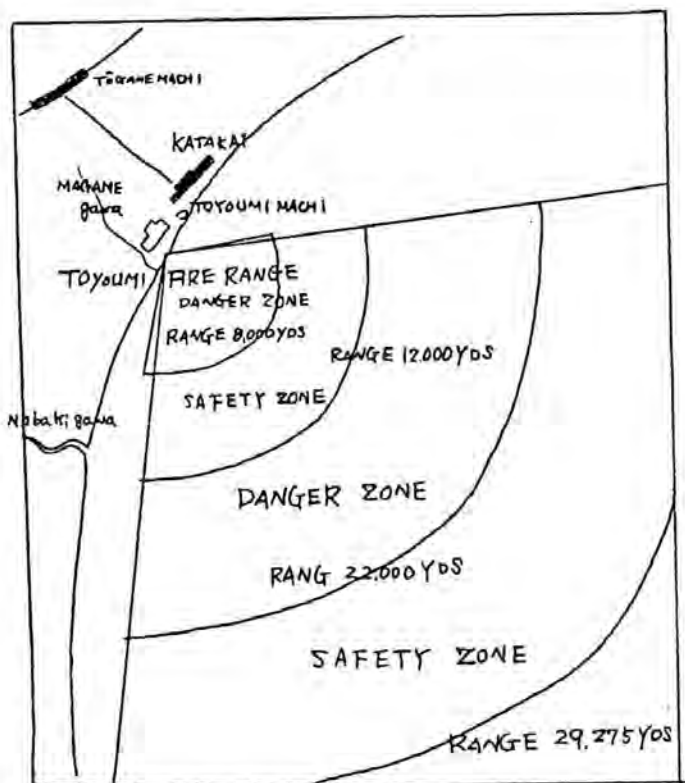


図214 射撃演習区域図

第四章 大正・昭和時代の郷土



HQ 138<sup>TH</sup> AAAGP  
APO 994

AAA FIRING RANGES TOYOUKI  
MAP: Cen Honshu Scale 1:50,000  
Sheets: 6153-1 and 6153-17

Drawn	Checked	Approved
16 Mar '54	Major Arty	Major Arty

図215 射撃演習危険海上区域図

一、一般条件  
(一) 漁業及び航行に対する制限、射撃演習の行われていない時は、漁業及び航行を制限しない。

(二) 演習予報、米側は射撃予定表を六か月前に日本政府に提示する。右予定を変更して射撃を中止する時は現地米軍代表は現地日本側にその旨通告する。又予定を組み直す時は射撃実施十五日前にその旨を日本側に通知する。

(三) 現地連絡

(イ) 予定の射撃が中止された場合は米軍現地代表より日本側代表にその旨通知し、演習区域における漁業及び航行ができるよう取り計う。

(ロ) 射撃予定時間以外で波浪が高く漁業ができないような時は、日本側現地代表より現地米軍代表にその旨連絡すると共に米軍側が射撃演習を行うよう連絡する。

演習区域に船舶が航行している時はその船舶が危険区域を通過し終わるまで前項による射撃を中止する。射撃中の事故に対しては米軍側が責任を負う。

(イ) 米側は「A」及び「B」射撃区域のいずれを使用するかは、事情の許す限り<sup>あらかじめ</sup>日本側現地代表に通告して、使用しない区域を日本人が充分利用できるように留意する。

(ロ) 米側は射撃開始一時間前に左の標識を砲座に掲げ、射撃終了と共にこれを撤去する。

1、「A」射撃区域の場合には、こん色旗

2、「B」  
〃 黄色旗

#### 四 安全区域

(イ) 危険区域(扇形)の両外側に巾一、〇〇〇ヤード(九一四メートル)、前面の弧の外側に「A」射撃区域の場合巾四、〇〇〇ヤード(三、六五八メートル)「B」射撃区域の場合は巾七、二七五ヤード(六、六五二メートル)の安全区域を設ける。

(ロ) 安全区域内における漁業及び航行の制限は行わない。

(イ) 米側がその規定の射撃予告を怠り、もしくは故意・過失があつた場合を除き安全区域内で惹起した射撃による物的・人的損害に対しては行政協定第十八条の規定による責任を負わない。

二、特殊条件 首題各射撃演習区域に関する特殊条件は左の通りである。

(一) 門別高射砲射撃演習区域 FAC一〇三〇(略)

(二) 三沢 " FAC二〇〇二(略)

(三) 片貝 "

(イ) 「A」射撃区域

(1) 陸上区域 FAC三〇三一(JPZR 1603) に示す区域

(2) 危険区域 北緯三五度三〇分〇〇秒、東径一四〇度二六分〇〇秒の砲座を中心とする半径八、〇〇〇ヤード(七、三二五メートル)の圏中、真方位六九度一五分から真方位一七九度一五分までのせん形区域内海面。

面。

(3) 安全区域 危険区域(扇形)の両外側に巾一、〇〇〇ヤード(九一四メートル)、前面の弧の外側に巾四、〇〇〇ヤード(三、六五八メートル)の区域。

(4) 危険空域 (2)に示す危険区域内海面の上空一〇、〇〇〇フィート(三、〇四八メートル)に至る空域。

(5) 使用期間及び時間 月曜日から木曜日まで、二時から一八時まで。但し、射撃演習は一年を通じ三五週間をこえない。六月及び十二月は射撃を行わないが一日一時間をこえない範囲の試験射撃を行うことがある。試験射撃を行う場合は事前に日本側現地代表に米側より連絡する。試験射撃に際し危険区域内に船舶が航行している時は該船舶が同区域を通過し終わるまで射撃を中止する。この射撃中の事故については米側がその責任を負う。特別な大漁で作業をうち切ることができない時は現地における日米双方の代表間の了解に

基づいて一時射撃を延期するが、その際は延期した時間の埋め合わせをすることとする。

(ロ) 「B」射撃区域

- (1) 陸上区域 「A」射撃区域と同じ。
- (2) 危険区域 北緯三五度三〇分〇〇秒、東径一四〇度二六分〇〇秒の砲座を中心とする半径二二、〇〇〇ヤード(二〇、一一七メートル)の圓中、真方位七九度一五分から真方位一六五度一五分までの扇形区域内海面。
- (3) 安全区域 危険区域(扇形)の両外側に巾二〇、〇〇〇ヤード(九一四メートル)、前面の弧の外側に巾七、二七五ヤード(六、六五二メートル)の区域。
- (4) 危険空域 (2)に示す危険区域内海面の上空六〇、〇〇〇フィート(一八、二八八メートル)に至る空域。
- (5) 使用期間及び時間 「A」射撃区域と同じ。 」

このうち、陸上区域「PNR 1603-01」については米軍から調達<sup>(7)</sup>に出された調達要求書の写<sup>(8)</sup>があるので、  
 覧願いた。

「写 (豊前町役場 タテ半紙紙)

調達要求 PNR 1603-01

1. 不動産の使用 千葉県片貝市最上川河口豊前村附近小滝の南方3,000碼 所在(五万分の一地図745.3-1395.5) 9,450,000 sqft (ヌクエフアート平方尺) 砂浜平地及び同地内に至る陸での建物及び改善設備を含む。図面の写しは第八軍調達課に記録してある。

c. c : 20-ops-02 総面積 9,450,000 sqft.

code : 0115-1-085-436-05 予算限定額 ¥1,020

予算限定条件

本調査要求の条項に基づき支払われるべき不動産賃貸料総額は ¥1,020 を限度とする。

摘要及指令

- (a) 日本政府は本施設使用のために全土地を取得し、且つ必要な法的権利又は地役権を得ること。
- (b) 本施設は CIC に於て使用せらる。
- (c) 本土地は敵産接収施設ではない。

調 達 先 特別調達庁 東京特別調達局

制 限 項 目 ナシ

要 求 日 昭和23年4月9日

要 求 部 隊 CAMP DRAKE 地区技術官

認 証 者 第一騎兵团 司令官

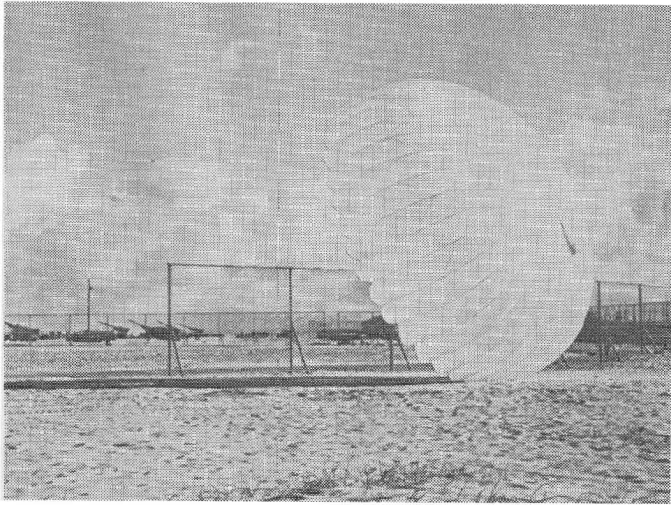
摘要及指令 Evgr c/s 0526 昭和25年2月14日 (Pree 703304) JPNR 2801-01

日本側への要求者 グランビル・E・タイソン中佐 昭和25年5月10日

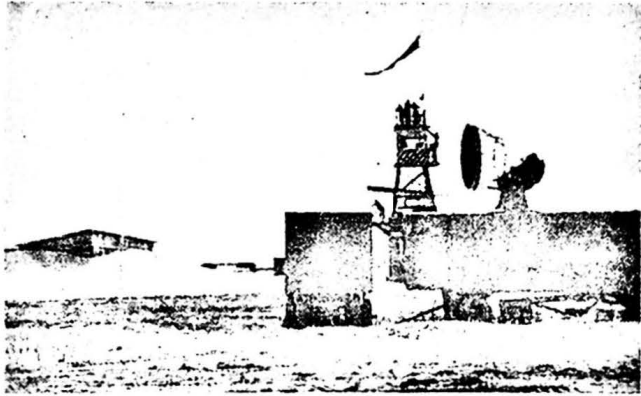
受領官庁 SBP 係官 昭和25年5月20日

この調達要求は一九五〇年(昭和二五)に出されたものであるが、従来の占領軍による接収という強制使用の型式を改め、用地取得使用について接収日の一九四八年(昭和二三)四月九日に遡<sup>さかのぼ</sup>って賃借料を支払う形となった。しかしこの賃借料の単価が極めて安く、後に補償要求の一つとなって現われてくる。

土地の所在で興味のあるのは、米軍は豊海が片貝の一部であると思っていたことである。また最上「もがみ」川は、「まがめ」川の音訳誤記であろう。小滝については全く判らない。



写136 無人機の着陸 小倉久道提供（九十九里町役場）



写137 米軍基地施設の一部 小倉久道提供（九十九里町役場）



表128 片貝射場における AAA 砲訓練日程

Schedule for AAA service practice at Katakai Firing Range from 1 January 1954 to 31 August 1954 is as follows.

32 AAA Aw Bn	11 January 1954	4 February 1954	50 caliber machine gun
97 Gun Bn	11 January 1954	18 February 1954	120 caliber
Marin Corps	8 February 1954	18 February 1954	50 caliber machine gun
37 Gun Bn	8 February 1954	17 March 1954	75 caliber
37 Gun Bn	22 February 1954	1 April 1954	75 caliber
64 Gun Bn	22 February 1954	1 April 1954	120 caliber
26 AAA Aw	26 April 1954	29 April 1954	50 caliber machine gun
97 Gun Bn	26 April 1954	27 May 1954	120 caliber
32 Aw	3 May 1954	27 May 1954	50 caliber machine gun
37 Gun Bn	5 July 1954	5 August 1954	75 caliber
64 Gun Bn	5 July 1954	5 August 1954	120 caliber
26 Aw Bn	19 July 1954	22 July 1954	50 caliber machine gun

これによれば真亀基地を必要とした部隊は、キャンプドレイクに駐留していた第一騎兵師団麾下の部隊であった。

演習は飛行機によって曳航された吹き流し、後にはラジオコントロールの無人標的機（通称無人機、赤トンボ）を洋上に飛ばし、これに向かって射撃した。

この射撃音、特に一二〇ミリ高射砲の射撃音のすさまじさは言語に絶するほどで、一般に射撃演習の代名詞として「ドカン」という通称までつけられたくらいであった。

「一時間たらずの間に一〇機の無人機がつぎつぎに墜落され、ジェラルミンの破片は海上はもとより風向きによっては陸地まで飛んで行った。」

音響とともに付近一帯は地鳴り震動を起こし、「棚の上の物が一齐に落下した。家屋が振動で傾き、蕪職を頼んでワイヤーで引っぱったり、反対

側につっかい棒をかったりした。」<sup>(10)</sup>

このほか演習部隊の交替のたびに、小型ジープに先導された一二〇ミリ高射砲とけん引車が十数両、大型トラックの隊列が繰進してくる。

その轟音は全く耳を聳するばかりであった。重量車両の通行で道路は各所に大穴があいた。

演習部隊の交替について一九五四年(昭和二九)の米軍資料があるので次に掲げよう<sup>(11)</sup>(表128参照)。

標題は「片貝射場におけるAAA砲術訓練日程(一九五四年一月一日から一九五四年八月三十一日まで下記のとおり)」とあり、演習部隊は延べ一二部隊、使用火器は一二〇ミリ高射砲、七五ミリ高射砲、五〇ミリ対空機関砲などである。

演習日数は、26 AAA AW 部隊と 26 AWBn 部隊の四日が最短で、最長は、37 Gun. Bn 部隊の三九日である。

一九五四年(昭和二九)といえは朝鮮戦争が終息した翌年で、演習区域も縮少緩和されたところだから、これから推察すれば、一九五〇年(昭和二五)の朝鮮戦争勃発時、東京横浜地区に米軍高射砲部隊の戦略的展開を必要とされたころは、これに数倍する密度の演習日程が組まれていたに相違ない。

基地の飲料水は東金市の上水道に依存していた。このため、毎日数回飲料水を運搬するタンク車が東金と基地の間を往復していた。

この運転がひどいもので、酒に酔って二台が競争するように猛スピードで暴走することもしばしばあり、住民を殺傷したり、沿道の家屋につっこんで破壊したりした。

佐原六郎<sup>(12)</sup>は基地付近を視察してつぎのように述べている。

「私は一九五三年十一月と五四二年二月の二回、基地付近を視察した。広範囲に金網を張りめぐらした海岸の砂丘では丁度赤い無人標的機がカタパルトから相次いで飛ばされ(図216参照)、それが射撃距離に入ると一斉に火蓋を切る高射砲の長い砲身の列が注目を引く。弾が無人機の引く標的に命中すると白い落下傘がひらひらと落ちてくる。町の若者達は落下傘目がけて走り、海中にまで入ってそれを争って取り合う。拾った落下傘をとどけると若干の金がもらえるからである。けれどももし弾が無人機の機体に命中すると、機は火遠塵となって陸上海上どこへ墜落するかかわらず危険極りない。現に一九五一年八月には火の無人機が民家に墜落し一棟二世帯を全滅、夫婦二人を焼死させたことがある。

私は無人機をはじめて見たせいか大いに好奇心をそそられ、その上射撃競技でも見物するが如き一種の興味さえ感じたが、一週五日午後一時から六時まで鳴り響く高射砲の炸裂音と無人機の爆音に日々悩まされる現地の住民にとっては好奇心や興味どころではない。一九五六年三月には空の掃除器 (sky sweeper) と呼ばれる最新式の対空高射砲五台が据えつけられた。これは三一秒間に上空全体を捜索できる電探器と、飛行機の速度、角度を瞬間に明示する電気計算器をそなえ、砲座は六秒間に三六〇度も回転し、いかなる高速度で飛来する敵機でも一度狙ったら夜でも霧の中でも絶対に逃さず一分間四〇乃至六〇発の猛射を浴びせ、命中率九一パーセントという新鋭

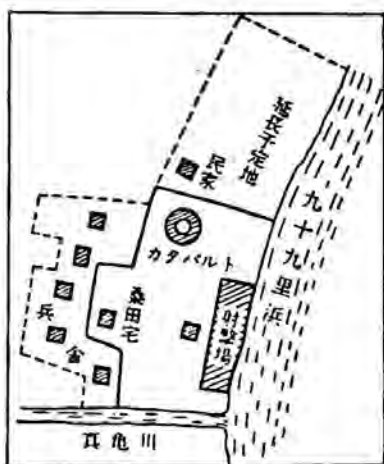


図216 佐原大郎「米軍基地存在当時の九十九里町」より

兵器である。

米軍はいつの間にかその最新式の兵器を備え、付近の木造揚繰船とこれ进行操作する漁民の原始的作業とに比べて天地の差のあるような科学的進歩を示しつつ着々と陣地を完成していた。周辺の民家で爆風と震動による被害のない処は一つもなく、どの家も物を置く棚を設けることすらできない有様である。……（中略）……

なおここで次のことを付記する。一九五二年四月二十八日付条令第六号、日本国と合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定と、同年七月二十六日付外務省告示とによって九十九里浜の高射砲演習場は無期限貸与使用ということになった。またこの基地に駐留する軍隊は建設部隊と称され、各部隊ごとに隊長以下八〇名が常駐留している。他方移動部隊は三〇〇乃至五〇〇人で、二週間ぐらいの駐留が常例であり、天候不良の場合はそれだけ延ばされる。移動部隊の一番多いのは八月ごろで五〇〇人を越えることがあり、また一番少ないのは一二月のクリスマス前後である。

図216に「延長予定地」と表示されているが、無人機の墜落による二名の焼死事件後、その対策として一九五六年（昭和三二）豊海射撃演習場無人機降下地（通称ドロップゾーン）が設定され、基地の面積は増加した。

この際、桑田宅の移転をはじめ、ゾーン内にあった雑漁船の漁具小屋撤去と共同倉庫の建設のほか、町に設定補償として一、九三〇、七九四円が交付され、漁獲物荷揚道路二本・貯水池三か所・火の見櫓（かみぐら）一基が共同施設として建設された。

基地が設置された一九四八年（昭和二三）四月から一九五七年（昭和三二）五月、射撃が中止されるまでの間の年度別月別射撃演習日数は、表129のとおりである。（千葉県漁業共同組合連合会内漁業対策委員会調）

第四章 大正・昭和時代の郷土

表129 各年度月別射撃演習日数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
昭和23年	4	0	4	14	4	6	14	0	4	0	13	5	68
24	10	7	8	15	15	10	6	9	2	15	8	3	108
25	20	8	22	17	23	21	17	22	16	18	20	15	219
26	14	19	20	19	20	17	20	21	20	12	20	20	222
27	19	20	14	10	18	21	12	19	14	18	15	19	199
28	20	17	0	15	15	13	11	16	0	11	14	15	147
29	15	15	0	16	16	12	14	15	0	9	17	9	138
30	17	17	0	15	19	14	13	15	0	12	22	19	163
31	16	20	0	12	19	16	19	13	0	16	17	14	162
32	19	6	0										25
備考	昭和32年5月8日射撃中止												1,451

漁業被害 九十九里浜は江戸時代から鱚の漁場としてと対策 知られ、最盛期の一九三六年(昭和一一)には二五五、〇〇〇トンの水揚げがあり、千葉県の総水揚げ高の約七〇パーセントを占めていた。しかし、戦時中の労働力の減少・潮流の異変・冷水塊の発生などによって一九四二年(昭和一七)以降年々魚獲高は減りつづけ、一九四六年(昭和二一)に二二、五〇〇トン、一九四八年(昭和二三)には七、五〇〇トンと最盛期の三四分の一にまで低下していた。

このような状況の中に基地が設置されたのである。

操業は土曜・日曜とその他の日の午前中と夜間に限られた。そのころは砂浜に「ばん」(「ひら」ともいう)を並べ、漁船をその中に滑らせて揚げおろしをしていたので、出漁にはかなりの時間が費され、操業時間は午前中といっても三〜四時間程度しかなく、その上必ずしも風の日はかりはないので、操業日数は急激に減少した。

射撃時の轟音、震動によって魚群が接岸しなくなり、海中に落ちた弾丸や標的機の破片で魚網の損傷も多くなった。

当時九十九里浜にあった漁船は、揚繰網九五統・地曳網一五〇統・小型雑漁船七九〇隻・加工業者約八〇〇・関係漁民二八、〇〇〇人といわれるが、射撃演習はこれらの人々に大きな影響を与えた。特に基地周辺の豊海町・白里町・片貝町の漁民の困窮は甚しかった。

一九四九年（昭和二四）一〇月、政府に提出した補償要求書にも

「昼もなく、夜具もなく、鍋や釜まで質に入れて配給をとる漁民生活の惨状は目も当てられない……………網元からの前借も極限に達し……………」

と窮状を述べており、小松七郎<sup>(14)</sup>もその著「基地の海」のなかで、

「そのもっとも強いシワ寄せは、アグリや地曳網の船方または乗子<sup>りやこ</sup>といわれる下層漁民とその家族であった。生活が苦しいにもかかわらず、否、困窮しているが故に、米の配給辞退者が続出した。昭和二十五年六月には、片貝町では、八万キログラムの米の配給量のうち一万キロにも達する配給辞退があり、白里町でも、五万八千キロのうち一万五千キロが辞退されたと記録されている。もちろん、税金未納者は激増し、それに正比例して生活保護適格者は増えるばかりであった。記録によれば、片貝町では人口約一万二千人のうち五千六百六十八名、豊海町では人口約八千人のうち一千三百八十名、白里町人口約一万人のうち三千八百四名を数えている。」

と記している。

このような深刻な事態を迎えてようやく射撃演習による漁業被害の国家補償を求める声が次第に高まり、山武郡町村会が陳情を決議し、県揚繰漁業協同組合はG・H・Qに対し「演習時間の短縮もしくは損害の国家補償」に関する嘆願書を提出した。

第四章 大正・昭和時代の郷土

表130 豊海高射砲射撃演習漁業損失補償額

年度別	漁業種類	純(隻)数	補償申請額	補償決定額
昭和23年	揚地	98	見舞金 処理	48,060,480
	操曳漁	152		16,554,940
	網網業	287		10,753,220
昭和24年	小計	537		75,368,640
	揚地	96		53,522,196
昭和25年	操曳漁	159		17,840,732
	網網業	682		17,840,732
昭和26年	小計	937		89,203,660
	揚地	93.5		121,227,327
昭和27年	操曳漁	170		31,863,204
	網網業	714.4	49,992,671	
昭和27年	小計	977.9	203,083,202	
	揚地	90	72,693,549	
昭和28年	操曳漁	115	7,591,157	
	網網業	467.5	24,898,124	
昭和28年	小計	672.5	105,182,830	
	揚地	81.5	62,026,379	
昭和29年	操曳漁	21	4,399,287	
	網網業	430.5	18,912,668	
昭和29年	小計	533	85,338,334	
	揚地	82	64,575,743	
昭和30年	操曳漁	21	4,455,206	
	網網業	440	21,225,724	
昭和30年	小計	543	90,256,673	
	揚地	75.5	65,776,874	
昭和31年	操曳漁	17.5	4,102,360	
	網網業	426	25,299,497	
昭和31年	小計	519	95,178,730	
	揚地	137	35,129,407	
昭和37年	操曳漁	798	14,008,090	
	網網業		0	
昭和33年	小計		49,137,497	
	揚地	753.5	523,001,955	
合計	操曳漁	655.5	86,806,886	
	網網業	4,245.4	182,930,726	
総計	—	5,654.4	792,739,567	

九十九里漁業対策委員会

そして一九五〇年(昭和二五)四月、九十九里海域で操業する漁業者によって九十九里漁業対策委員会が設けられ、県の支援を得て演習場の撤去又は移転と各種漁船・加工業者の設備転換資金の融資・漁民の生活資金を含め、漁業損失補償として総額七億三千四百万円をまとめ、関係方面へ強く要請した。

その結果、同年一二月に昭和二三年・二四年度分として七五、三六八、六四〇円、一九五二年(昭和二七)

二月に昭和二五・二六年度分として八九、二〇三、六六〇円、また一九五三年(昭和二八)二月には昭和二七年二月から平和条約発効日(一九五二年(昭和二七)四月二八日までの分として三、四三一、〇〇〇円がそれぞれ見舞金として交付された。

なお、平和条約発効後に生じた漁業損失については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき、日本国にいるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」の規定に基づき、一九五八年(昭和三三)まで表130のように毎年度補償金が交付された。

また、一九五三(昭和二八)五月一日演習条件の緩和による危険区域の縮小にともなう、従前補償対象になっていた地曳網漁船のうち八六統は制限外操業として補償対象から除外されたが、関係漁業者はこれを不満として、従来どおり取りあげるよう強く国に要請した。

一方地元においても、東京大学末広恭雄に依頼し現地射撃演習による発射騒音が魚群に与える影響について調査したところ、危険区域外にもその影響が及ぶことが明らかにされた結果、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」(特損法)により、間接補償として九、三〇〇、〇〇〇円の特別損失見舞金が交付された。

最後の漁業補償はいわゆる掃海費であった。これは演習中止後における事後処理で、過去一〇年間に亘る射撃演習によって使用された九十九里海域には、その最大制限区域の面積は約三〇〇平方哩(一、一一一平方キロメートル)に及び、推定発射砲弾九一、〇〇〇発、射撃目標無人機の未回収約一八〇機があり、漁業操業に当っては漁具・漁網の損傷を受けることが多かった。



第四章 大正・昭和時代の郷土

表131 特別損失見舞金配分計算基準

1. 特別損失見舞金総額 210,000,000円
2. 漁業種類別割当額
  - 旋網漁業 172,200,000円
  - 雑漁業 37,800,000円
3. 年度別割当額
 

業種別割当額をそれぞれ昭和27年から昭和36年7月11日までの各年度別（9年）に分割、均等に割当る。
4. 配分計画

旋網漁業

(1) 地区別配分率

地区名	銚子	外川	海上	富浦	匝瑳	横芝	蓮沼	鳴浜	片貝	豊海	白里	南白丸	白鵠	一松	大原	御宿	豊浜	天津	鴨川
配分率	39		62		70	75	83		100		88		80		72	49			39

(2) 個人別配分基礎数

- (A) 指定中型1、中型0.7、小型0.3とする。
- (B) 昭和27年から昭和31年までは採業制限法に基づき過去にうけた補償金の経営者受領額を年度別、地区別に比べ、一定基礎額以上を1とする。  
 中型、小型は上記により算出した数と(A)との相加平均とする。

雑漁業

採業制限法に基づき過去にうけた補償金の年度別受領額比により算出する。  
 昭和32年以降は前年度の補償金の受領比とする。

〔計算式〕

旋網漁業 個人別配分指数 = 個人別配分基礎数 × 地区別配分率

年度別個人別配分額 = 年度別割当額 ×  $\frac{\text{個人別配分指数}}{\text{総配分指数}}$

雑漁業 年度別個人別配分額 =

年度別割当額 ×  $\frac{\text{個人別配分指数(個人別補償金受領額)}}{\text{総配分指数(総補償金受領額)}} \times \text{年度別}$

第三節 戦後の郷土

表132 豊海高射砲射撃演習場事故後処理特別損失見舞金配分表  
(昭和37年3月29日決定)

組 合 名	旋 網 漁 業		雑 漁 業		合 計	
	人数	見舞金決定金額	人数	見舞金決定金額	人数	見舞金決定金額
		円		円		円
西 銚 子			24	382,920	24	382,920
銚 子 生	19	20,263,752	18	233,015	37	20,496,767
黒 外 川	18	19,744,231	21	964,581	21	964,581
海 上	5	10,299,864	70	5,964,421	88	25,708,652
富 浦	1	2,614,644	46	1,465,744	51	11,765,608
豊 富			10	171,721	11	2,786,365
匝 富			7	254,970	7	254,970
匝 塙	7	11,569,222	53	3,151,036	60	14,720,258
横 芝	2	1,054,142	11	402,591	13	1,456,733
蓮 沼	2	1,306,853	16	875,698	18	2,182,551
緑 海			4	171,928	4	171,928
緑 浜			1	74,994	1	74,994
片貝(鳴浜)	1	830,719	4	117,738	5	948,457
片 貝	9	26,004,699	2	20,775	11	26,025,474
豊 海	6	14,477,288	20	4,415,140	26	18,892,428
白 里	7	14,657,357	10	2,613,108	17	17,270,465
南 白 亀	2	3,628,785	11	1,299,566	13	4,928,351
白 潟	3	2,504,708	16	1,075,545	19	3,580,253
一 松	1	157,917	1	2,456	2	160,373
東浪見一宮			5	305,247	5	305,247
太 東			45	2,013,568	45	2,013,568
大 原	10	22,169,875	134	4,566,276	144	26,736,151
岩 和 田	1	26,892	25	1,098,785	26	1,125,677
御 宿	3	6,135,742	5	146,374	8	6,282,116
豊 浜	2	2,107,920	55	1,709,001	57	3,816,921
川 津			60	1,802,990	60	1,802,990
勝 浦			35	993,177	35	993,177
勝 浦 西部			32	989,971	32	989,971
鵜 原			15	321,041	15	321,041
興 津			16	195,623	16	195,623
天 津	3	4,677,238			3	4,677,238
鴨 川	8	7,968,152			8	7,968,152
合 計	19組合 110名	172,200,000	29組合 772名	37,800,000	882名	210,000,000

そこでこれら海中遺棄物の事故処理について、国で再三再四検討された結果、一九五六年（昭和三六）七月一日付け閣議決定をもって、米軍遺棄物の掃海除去に替えて揚子網漁業者および雑漁業を対象に、特損法に基づき総額二三〇、〇〇〇、〇〇〇円（千葉県分二二〇、〇〇〇、〇〇〇円・茨城県分二〇、〇〇〇、〇〇〇円）の特別損失見舞金（別記の配分基準により、表12のとおり県内各関係漁業協同組合に交付された）。

しかし実際には配分にあたって、千葉県分二二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうち、五〇、〇〇〇、〇〇〇円を九十九里漁業対策委員会が留保し、当時着工していた片貝漁港建設に要する地元負担金の原資として、毎年度地元負担金に見合う額を九十九里町に寄附した（表12参照）。

陸上被害と 基地が設けられてからその存在は政治・社会・教育など各方面に色々な問題を惹き起こした。その対策

千葉県教職員組合が一九五三年（昭和二八）に行った千葉県教育研究大会の「研究集録」に現地住民に及ぼす基地の影響として、つぎの五点を報告している。

- (1) 生命の不安 無人機の不時墜落と火災の危険、通学途上学童が米軍車の下敷きとなって即死した事件、米軍の民家侵入暴行に対する恐怖などのため、住民は安心して日々の生業を営むことができない。
- (2) 経済力の貧困と勤労意欲の減退 不漁のもたらす貧困、失業、米軍への従属の増加のため労働せずに生活しようとする人々が多くなり、彼等は結局園物資移動による利益を狙い、真面目に勤労することができなくなる。
- (3) 風紀の頹廃 基地附近のパンパン宿を中心とする風俗と醜行動、更にそれを取り巻く太君のヒロポン中毒など一般の風紀を乱すこと甚しい。

- (4) 砲音、爆風音による被害 米軍射撃場から打ち出す高射砲の音は住民の精神に動揺をきたし、作業の中止や会話の中断を起こさせる。また瓦・壁・硝子などの破損を生ぜしめる。
- (5) 依存性と隷属性 この性質は貧困に端を発するのではあるが、しかし希望を失なった人々が米軍に頼って生計を立てようとするにも原因がある。そしてこの傾向は拝米意識を醸成する。」

最後の依存性と隷属性については、多分にイデオロギーの臭いがするのでにわかに同調はできないが、他の四点については筆者も同感で、順不同にはなるが大まかな分け方をそのようにして、実例を挙げて述べていこう。

まづ風紀の頽廃の問題である。

前述したように演習部隊が駐留地から真亀の基地に移動して来ると、これら米兵の後を追って「オンリー」と呼ばれる日本女性がやってきた。「オンリー」とは、不特定の相手を対象とする「パンパン」と異なり、特定の米兵だけのいわば「現地妻」をいうのである。

当時、豊海郵便局長であった桜井熊雄は、「現地妻の彼女らは、民家の一室を借りてお目当てのGIにサービスをしていた。代償はタバコ、食糧、クツ下など町では手に入らないぜい沢品ばかり。GIの腕にすがりつき、派手な服装で町を歩いた。一か月ほどで演習部隊がかわるたびに、オンリーたちも入れ替わった。純朴な土地が一変して風紀が乱れた。」と話している。<sup>(16)</sup>

当初は「オンリー」のために間借しをする程度であったが、地元住民のうち、才覚のある者がつきつきとあやしげな酒場や女を置いてパンパン宿を始めるようになった。

「多少資金の融通ができるもの、自分の家屋をもっているものうちには、安普請のバラックを建てたり、家屋の一部を改造して米兵相手に、パラダイス・ローズ・クローバーなどと、あやしげな装飾と名前の飲食店や酒場を開業する。安もののベニヤ板に極彩色の絵や、ウエルカムと書いた看板の下で妖しく化粧した女たちが米兵を誘う。あるいは、ケバケバしいペンキ塗りの洋間を一つ、二つ増築して、米兵相手の俗にパンパンと呼ぶ娼婦たちを住まわせる。……」

娼婦の数は常に駐屯兵より少ない。このため日曜・祭日には東京・神奈川方面から臨時に出張営業（？）する娼婦の群があり、俗に「民族移動」といわれた。娼婦に部屋を貸した家では、好奇心にかられた子供たちが、板壁や障子に穴をあけてのぞき見をする。宵空の下、松林で公然と娼婦にいどみ、たわむれる米兵の痴態。これが青少年に与える影響はいわずもがなである。」<sup>(17)</sup>

「この付近で横文字の看板を掲げた小さな酒場と、その窓のけばけばしい原色のカーテンや、金髪の混血児を抱くたらしのない洋装の日本女性を見たが、この赤線区域内（パンパン宿三軒、女五〇余人、ビヤホール二〇軒余）に住む学童、生徒が男五八・女五〇計一〇八人もいると聞いて、学校当局者の憂慮の程を察し、凛然たるものがあつた。」<sup>(18)</sup>

佐原六郎は「パンパン宿三軒、ビヤホール二〇軒余」と述べているが、どうもこの数は「オンリー」の間貸しを含めたものらしい。

当時の事情に詳しい人々をわずらわせて、パンパン宿・酒場の所在を図示していただいた（図21参照）。街並みがすっかり変わって、記憶に定かでないものは省いたので脱漏もあろうが図21がそれである。

豊海町教育委員会がまとめた陳情書<sup>(19)</sup>（一九五三年（昭和二八）ごろと思われる）には、風紀の頹廃が生徒・児童に多大なる影響を及ぼしており、その対策に若慮している実状をつぎのように記している。

「豊海中学校

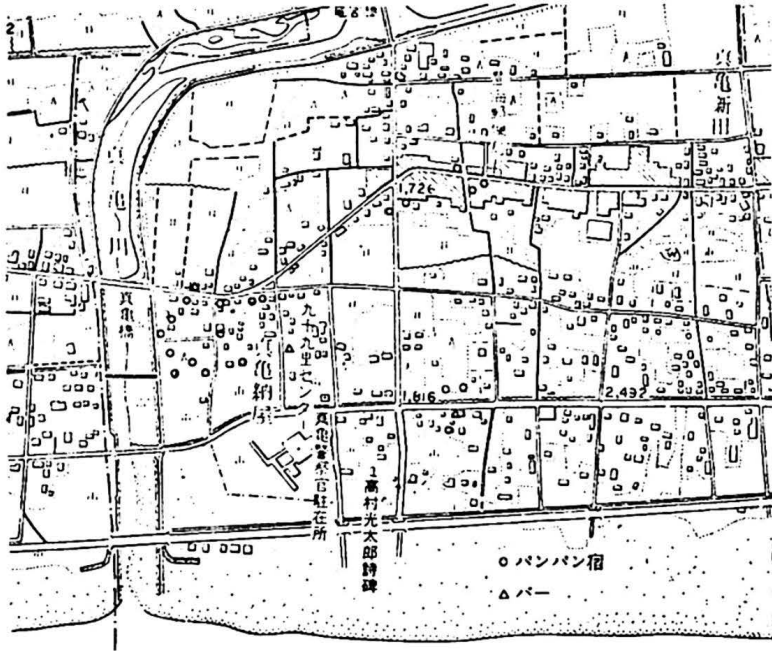


図217 真亀基地周辺赤線区域図

全校生徒四七一名のうち、基地問題が直接、  
 間接の原因で長欠になっている教三三名であ  
 る。

パンパン宿になっている生徒の戸数五〇・そ  
 の生徒の反応は、早熟無口になる。卑屈にな  
 る。友達から離れる。学業成績が低下し、出  
 欠が常でない。

豊海小学校

本校児童一、〇一人の中、赤線区域より登  
 校するものは二四〇です。この二四〇人は朝  
 に夕に近所のパンパンの振舞いを見、兵士の  
 これらの女に対する行為を見、学校でいくら  
 教師が道徳教育に力を注いで見てもその効果  
 は情ないほどです。又これら醜業婦の宿の近  
 所にいる児童は、これらの兵士や女たちが夜  
 おそくまでレコードをかけたり、飲んで騒い  
 だりしているので、学習も満足に出来ないとい  
 訴えております。

社会教育上

基地に附き物と申すべき所謂赤線区域が逸早く出現いたし、無恥な娼婦たちが駐留兵相手に人目も憚らずに営む昼夜をわかたぬ醜行が、この閑居生活を垣間見て興がる心なき児童・生徒・幼児の間には「パンパンごっこ」と呼ばれる遊戯さえ見られるなど、誠に非教育的な環境を醸成いたしましたして、純潔教育の面からも看過し得ざる実状でございます。」

そのころ娼婦の花代は一〇ドルであったといわれており、為替相場がドル三六〇円だったから一度の売春によって三、六〇〇円を得ていたことになる。当時のサラリーマンのほぼ半月分の給料に相当した。<sup>(20)</sup> そのほか、一般には手に入らない洋煙草・チョコレート・チューイングガムなどの物資も米兵から得ていた。

悲しいことに地元の女性でこの商売に転落したのも何人かあるという。生活苦からか、手っ取り早い金もうけの為であったのか。この地域の青少年の多数を毒したヒロポン禍を改めて思い出される方も多いと思う。

第二として生命の不安である。

米軍車両の暴走や無人機の落下によって生じた事故のうち、主なものを列挙すれば、<sup>(21)</sup> 次の表133の通りである。

表 133 米軍車両等による事故

番号	年 月 日	場所及び被害者	事 故 の 内 容
1	一九四八年(昭二三) 一月二四日	西ノ下阿部倉商店附近 古川 春 子	下校の途次民家に待避中の児童が飲酒無暴運転の米軍ジープによって轢殺民家も破壊。

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
"	"	"	"	一九五一年(昭二六)	"	一九五〇年(昭二五)	"	"	一九四九年(昭二四)
"	"	"	七月二五日	二月一七日	一〇月五日	九月二日	九月	八月二九日	八月二七日
真亀納屋 石川 近太郎	真亀納屋 中村 十一	真亀納屋 井上 重次郎	真亀納屋 斎藤 良和夫婦	下貝塚納屋地先泉道 今 関 常 夫	粟生納屋 戸村 かつ	西、十字路附近 菅野 君子	西野納屋 篠崎 はる	西野納屋 小川 達郎	西、十字路附近 小安章夫婦
隣家斎藤宅に無人機落下炎上の際、炊事場類 焼。	無人機落下炎上、家屋火災。	無人機落下居宅屋根大破炎上。	無人機墜落炎上兩名とも全身火傷で死亡、居 宅全焼。	米軍車輛にはねられ腹部打撲。	無人機落下。 居宅屋根貫通。	自転車通行中、米軍トラックにはねられ頭部 裂傷。	米軍トラックが店舗に突入。	米軍小型トラックが運転を誤まり、住宅に突 入破損させる。	通行中の被害者二人を米軍トラックがはね、 重傷を負わされ、後身体障害者となる。



12	一九五二年(昭二七)	二月 二日	西ノ下 小安 六蔵	飲料水運搬大型ジープが店舗に突入破壊。
13	〃	二月 三日	西ノ下 佐瀬 敏隆	米軍車輛が店舗に突入大破、居合わせた客負傷。
14	〃	三月	真亀納屋 桑田 操	無人機が離陸に失敗海産加工場に突入破壊。
15	〃	三月二七日	西野納屋 今関 正作	泥酔米軍トラックが店舗に突入し、幼児即死、妻重傷、店舗大破。
16	一九五三年(昭二八)	二月 二日	西ノ下 小安 六蔵	飲料水運搬トラックが突入店舗大破。

旧豊海町・片貝町関係のそれも一九四八年(昭和二三)から一九五三年(昭和二八)までの主なものだけである。これに周囲の町村や演習部隊の移動経路沿線の市町村までひろげれば、相当な数になるだろう。特殊の例として、基地の裏門付近で米兵に射殺される事件があったそうである。

「林という中国人の呉服屋で、精神異常者がいたが、夜裏門附近をうろついていたところを咎められ、歩哨にカービン銃で射たれた。」という。<sup>(22)</sup>

また、「米軍将校が狩猟用の散弾銃の手入れをしているうちに暴発し、丁度さく外の畑で作業をしていた日本女性の左腰から左大腿部にかけて命中し、大騒ぎになった。」こともあったそうである。<sup>(23)</sup>

「米兵がパンパン宿と間違えて家に上りこみ、女を出せと喚いたので木刀を持って出て行き追い払った。」

それ以後、木刀をいつも身近においていた。」<sup>(24)</sup>という話しもある。

前述の豊海町教育委員会の陳情書にもこの点にふれて

「黒人兵がその狂暴性を暴露し、狼藉を極めるもあり、かかる折にありまして災厄の及ばんことを恐れて、夕刻早くから各戸雨戸を閉じ、婦人子供は恟々たる數刻を過ぐす有様でありまして、一面には町民を戦慄させ、他面には嫌惡侮蔑の念を高めました。」

しかし、米兵によって利を得ている人々も多くあった。一九五二年(昭和二七)に豊海町教育委員会が中学生一〇〇名に対して行った「駐留軍に対する感想調査」では、「駐留軍が私達の町にしていることについて」という設問に、七・四パーセントが「好ましい。」と答え、そのうちの五九パーセントが理由として「町に金が落ちるから。」としている。

直接基地従業員として働いている人のほか、バンバン宿や酒場を經營して利を得ている者、それらが繁昌すれば、酒類や食料品を供給している店も当然儲かるわけである。

それ以外に米兵が基地から持ち出す物資(煙草など)を買い入れては鬻売りする商売があり、例えば基地内のP・Xで一箱一五セント(五四円)の煙草が二〇〇円に売れ、八ドル四〇セント(三、〇〇〇円)のコーヒ(一八リットル入)が一、二、〇〇〇円になったそうである。

米兵の遊興費は大部分ドル札で支払われるが、このドル札を買い集めては東京にもって行き、一ドル四〇〇円から四五〇円で兩替えする通称ドル買いも横行した。

前にも触れたが射撃演習時の轟音と震動によって周辺の民家は勿論かなり遠方まで、家のゆがみ、瓦のず

れおちなどの被害が出た。

特に学校などの公共建物のいたみは著しく、それらの轟音のたびに窓ガラスはびりびりと振動し、不快な無人機の飛翔音で教師の言葉も聞こえない有様であった。

道路は米軍の重畳車両によって破壊され、雨が降れば大きな水溜りがあちこちにでき、「アヒルが泳ぐ。」といわれた。

米軍占領下のことであり、厳しい監視のもとではたとえ被害があっても抗議することもままならず、町長の職に在って直接基地内に入ることを許されなかった。かえって強い圧迫を感じてどうすることもできなかった。

一九四九年（昭和二四）八月末、共産党が活動をはじめ、「ドカンではジャミもよらない九十九里」「子供まで口紅まわる植民地」などと書かれたビラを貼ったり、街頭演説を試みて「演習基地反対」「全面講和の促進」「反植民地闘争」を叫んだが、取り締まりは一層厳重になり、G・H・Qはこれからの共産党員を「占領阻害行為」と断じて告発し、後にキャンプドレイクの軍事裁判にかけて投獄してしまった。

このようにして最初の五年間が過ぎる。しかし、一九五二年（昭和二七）講和条約が発効すると事態は一変する。

いままで泣き寝入りを強いられ、抵抗もできなかった住民も存亡の淵に立ってはじめて組織的な運動を展開するようになる。

数度の町民大会が開かれ撤去の決議がなされる。一一〇名余の代表者によって「豊海町演習基地対策委員

「<sup>(25)</sup>会」が組織され、委員長に桜井熊雄が就任し、米軍射場撤退の運動が開始されたのである。

その主旨は、この撤退運動は何ら政治的意図や思想的行動を含むものでなく、永年の被害を堪え忍んできた地元民衆の真情から発したものであり、国民の負荷平等の立場から、演習場を他へ移転するか撤去すべきであるというものである。

関係方面に請願・陳情を行ったが反応がないので、一九五二年（昭和二八）には豊海町長桜井正中を委員長とし、四田の片貝町・白里町・南白亀村・鳴浜村の町村長をメンバーとした「九十九里射場演習被害対策委員会」<sup>(26)</sup>を設置して、同年八月には撤去陳情を行った。

この陳情に対しての米軍側の回答は前掲のとおりで、作戦上撤退はできないという趣旨であった。

国会中央官庁への陳情には知事又は副知事・県涉外課が同行していたようである。

前に挙げた「豊海町演習基地対策実行委員会」（豊海対策委）とこの「九十九里射場演習被害対策委員会」（五町村対策委）の両者はともにその後一〇数回の運動を継続している。

性格的に見ると前者は「強硬、戦闘的」であり、後者は「柔軟、理性的」である。

前者が陳情先で強硬な意見を述べると後者が斡旋<sup>あせん</sup>し打開を図るという結果となり、硬軟折りまぜて好結果をもたらしたと思われる。

五町村対策委では米軍の回答、関係官庁の感觸から基地撤去は不可能であると察すると運動方針を次第に被害の完全補償要求に切りかえて行く。

同年一〇月一三日、衆議院外務委員会を参考人として証言台に立った豊海町長桜井正中は、被害の実状を

第四章 大正・昭和時代の郷土

表134 1953年8月町村別被害額調 同名書より作表 (例)

町村名		豊海町	白里町	片貝町	鳴浜村
項目		円	円	円	円
公に 対し て 団 体	道路橋梁の修繕	5,524,000	3,475,000	6,132,709	500,000
	公共建物の修繕	2,007,100	2,438,336	—	—
	火災予防施設	6,850,000	500,000	—	—
個 人 の 被 害	接取地賃貸料	10,284,300	2,400,000	—	—
	車輛無人機の事故	2,168,100	43,821	550,500	—
	個人建築物の被害	14,894,111	10,727,676	10,177,526	5,157,051
	農作物の被害	1,306,000	3,144,000	3,099,900	3,119,000
計		43,090,911	22,728,823	19,960,635	8,776,051

表135 1954年1月及び12月の補償要求額 豊海町分 (例)

	1954(昭和29)1月	1954(昭和29)12月
1. 道路橋梁の被害	10,124,000円	10,124,000円
2. 公共建物被害(教育関係を除く)	672,000	—
3. 個人の建築物被害	119,569,440	119,569,440
4. 土地賃貸料の補償	10,533,300	—
5. 基地に対する消防関係費	10,180,000	10,484,000
6. 特別平衡交付金の増額	3,500,000	—
7. 学校建物被害	11,494,075	—
8. 教育施設対策費	11,144,920	—
9. 公民館設置費	17,590,000	—
10. 保育所設置費	2,250,000	—
11. 児童遊園地設置費	1,975,000	—
12. 幼稚園設置費	8,952,000	—
13. 成人青年学級教室設置費	3,000,000	5,500,000
14. 総合グラウンド設置費	14,000,000	—
計	262,507,935	145,677,540

逐一説明するとともにこれが完全補償を求め、現在まで極左思想の介入を避けて穏便に行動しているもの、地元民の感情は一触即発の間にあり、さもなくば基地を撤去願いたいと証言した。<sup>(27)</sup>この時、漁業補償について県水産部長、総括的に新井県議が証言している。

また、同月には豊海町議団が石川県内灘射場を視察している。

関係五か町村では「五町村対策委」発足当時、まとめた各町村ごとの演習被害額を完全補償要求の資料として編成する作業にとりかかるが、どういふ訳か、この段階で南白亀村が脱落している（表134参照）。

補償要求額はその後変動している。これは下部被害者からの突き上げと陳情の感触、係官の現場調査の結果が反映しているのであろう（表135参照）。

一九五五（昭和三〇）三月三十一日、豊海町・片貝町・鳴浜村の一部をもって九十九里町が誕生したが、基地対策は引き継がれて「九十九里町豊海基地対策委員会」が設置された。

一九五六年（昭和三一）度の対策要項として<sup>(30)</sup>

- 一、家屋建造物被害について完全、適正な補償を要求する。
- 二、妊産婦、患者者の救済養護施設を実現する。
- 三、学級定員を三五名以下とし、教室の増築、教員の増員をし、教育指導の徹底を期する。
- 四、公民館、児童遊園地の実現を図る。
- 五、基地周辺部落に機動力ある消防施設の完備を要請する。
- 六、道路、橋梁の破損復旧を国の責任で実施させる。

七、地方産業振興策の樹立を期す。

を決定し、運動を展開した。

このように撤退陳情や補償要求の運動が激化するにつれ、従来固く門戸を鎖していた米軍は、これを緩和する意図で、一九五三年（昭和二八）七月、「千葉県基地連絡協議会」の結成を呼びかけた。

本町でも同月「九十九里射場連絡協議会」が組織され、その趣旨は住民と米軍との緊密な協力によって相互の親善を図るといふものである。

微細なトラブル解決に一応の効果があったようだ。

以上のような曲折を経ながら運動は根気よく続けられ、小中学校の防音施設や千葉・東金間、東金・豊海間、東金・片貝間、片貝・白里間の国道や町道の一部の改修費については支出されたが、民家の被害については再三の陳情にもかかわらず何らの補償も行われなかった。

この間基地関係担当庁の変更があり、交渉が振り出しにもどるといったこともあったが、対策委員会のねばり強い運動が効を奏し、県も副知事を先頭に協力して研究した結果、一九五五年（昭和三〇）七月初旬、千葉市弥生町の東京大学生産技術研究所の坪井善勝に委託し、一か月にわたる家屋の抽出調査を実施した。

その結果判明した被害範囲と程度は、要約して次のようなものであった。

「(1) 射撃基地を中心とした半径一、八〇〇メートルまでは高射砲の台座からくる震動や爆風圧の強さはほとんど同じである。

(2) 震動爆風圧による震幅は〇・二ミリ、加速度（上下動）二六〇ガル（ガルは加速度の単位、地震では八ガルまで

表136 部落別見舞金配分表（豊海射場家屋被害関係文書綴より）

部 落	金 額	部 落	金 額	部 落	金 額
真 亀 3.5	4,236,360	真 亀 下	166,400	不動堂ナヤ3	593,740
“ 4	2,570,640	“ 上	110,200	不 動 堂 岡	58,900
真 亀 新 田	838,650	不動堂ナヤ2	510,660	西 野 ナヤ	533,890
西 野 岡	122,400	下貝塚ナヤ	397,680	下 貝 塚 岡	49,400
藤 下 ナヤ	521,910	藤 下 岡	39,600	細屋敷ナヤ	266,720
細 屋 敷 岡	11,200	粟 生 ナヤ	619,300	粟 生 岡	70,800
粟 生 新 田	51,300	宿	18,400	農 協	15,800
事 務 費	122,000	配 分 残	4,830	計	12,000,000

軽震、二五ガルまで弱震、八〇ガルまで中弱、二五〇ガルまで強震）であ  
 って加速度が非常に大きいから、全体的な衝撃より局部的破壊の性質が強  
 い。  
 (3) 距離七〇メートル以内では戸障子のはずれ、ガラスの割れることがあ  
 る。地中では井戸のコンクリート筒にひびが入り漏水し、棚の上のものが  
 落ちる。  
 (4) 距離一、五〇〇メートル以内では瓦が崩れ、漆喰にひびが生ずる。構造  
 的に弱い家屋では建て付けが狂う。  
 (5) 距離一、八〇〇メートル以内では老朽化した壁にひびが入り、また剝落  
 する。

このような科学的調査の結果を資料として町では県とともに家屋の被  
 害補償を調達庁に強く要求した。同庁では東京調達局に対し被害家屋の  
 調査を命じ、一九五五年（昭和三〇）九月二八日から一〇月一八日まで約  
 七〇世帯について瓦葺、杉皮葺、亜鉛板葺屋根の構造別と距離別の抽出  
 実態調査を実施させ、一二月末には補償金額をまとめる運びとなった。

九十九里町に交付された家屋見舞金は、一二、二二一、二九四円であ  
 った。このうち調査委託料として町が支出した一部として二二一、二九  
 四円を町に寄附し、残額一二、〇〇〇、〇〇〇円をつぎのように配分し



た（表136参照）。

### 基地の撤収

「風のごとく来り、風のごとく去った」という形容がぴったりするような寝耳に水の撤収であった。

一九五七年（昭和三二）五月八日、突如射撃演習が中止され、三個中隊いた演習部隊は命令によって引き揚げ、当時の基地司令官ウィリアム・ローダー少佐以下九〇名の基地管理部隊も一三名の残務整理班を残して引き揚げた。

勿論、基地従業員は解雇され、あの真赤に口紅を塗った女たちもいつしかどこかへ消えて行き、嬌声（こゝろ）に満ちたバンバン宿にも酒場にも人影はなく、不夜城のように輝いた建物には、ウェルカムと描かれた看板が風に揺れてカタコトと生気なく鳴っているだけであった。

翌一九五八年（昭和三三）四月八日には、無期限の射撃中止の決定がなされ、同年一〇月一日、基地用地の返還が行われ、約一〇年にわたる基地問題に終止符が打たれたのである。

この突然の撤去決定について、ミサイルの発達によって高射砲の戦略的必要性が失われたためだという説もある。

当時九十九里町の助役であった桜井正中は、

「外務省であったと思うが、県から副知事、地元から自分と漁業者が出席し、かねてから交渉していた片貝漁港を演習補償として実施する件を協議していた。たしか二億五千万円ぐらいであったと思うが、ようやく了解の線が出てやれやれと一旦休憩している時、県から電話が入り、射撃中止を伝えて来た。副知事も驚

いていたが、地元の我々は喜んでよいのやら、悲しんでよいのやら複雑な気持ちであった。」と語っている。撤収後の基地内の施設の多くは、キリスト教系の社会福祉団体などに贈与され、町もその一部を払い下げた。

現存するものを挙げると、真亀納屋の消防会館、九十九里小学校の自転車置場、高架水槽の鉄塔、豊海小から片貝小へさらに片貝幼稚園へと移った正門脇の旗竿などである。

基地撤収後、最後の懸案は米軍車両によって見るかげもなく破壊された産業道路の復旧であった。

これもその後の折衝が実を結び、一九六一年（昭和三六）年度に工事費一六、〇〇〇、〇〇〇円、全額国庫補助をもって西の下から真亀納屋まで延長約四、〇〇〇メートルの復旧が行われた。

かつてケバケバしい装いの建物は全く姿を消し、往時の有様を物語ってくれるものは何一つない。ただ真亀海岸の磯馴松（イソギ）が今日もあの時と同じように、しゅうしゅうと風に鳴っている。

（田村 敬）

注

- (1) 佐原六郎米軍基地存在当時の九十九里町  
米山桂三還暦記念論文 昭、三三
- (2) ゼネラル・ヘッド・クォーターの略 在日米軍最高司令部
- (3) サンケイ新聞「占領秘話」昭五三・九・一三「九十九里演習場」から
- (4) 九十九里町真亀 中村利治談
- (5) 当時の豊海町長板井正中所蔵資料
- (6) 同右

(7) 現在の防衛施設庁、自衛隊発足前は総理府に属し、米軍の調達に当たった。

(8) (5) 所蔵資料

(9) (3) と同じ、須藤定雄談

(10) (4) と同じ

(11) (5) と同じ

(12) 慶応大学教授、一九五一年(昭和二六)から七年間慶応大学が行った九十九里漁村人口問題等調査に参加。(1)から引用。

(13) 報償金の支払いについてつぎのような文書がある。「九十九里演習基地陸上被習関係綴片貝町役場」より。(訳文を掲げる)

「第一三八高射砲グループ豊海射場本部第九九四軍事郵便局

昭和二十九年四月十五日 豊海村射場司令官砲兵少佐

ロバート・D・ラザフォード

報償金の通知に関する件

千葉県知事 柴田 等 殿

1 昭和二十九年四月十五日より有効、そして昭和二十九年六月三十日まで継続。報奨金は海から無人機を引き上げた日本人に支払われる。

2 報奨金は豊海射場分遣隊司令官によって支払われる。

3 無人機は日本人に引き上げられた後、自身で又は電話、書翰で豊海射場分遣隊司令官に通告があり次第、指定された如何なる地点からでもひきとる。

4 報奨金の額は豊海射場の権威ある代表者に引渡された時の無人機の完全さと状態によって決定される。

5 報償金は無人機の完全さ及び状態が豊海射場分遣隊司令官又は技術代表者によって検査済み次第、一万円の前まで支払われる。

当時の職人の手間が一日四〇〇円〜五〇〇円であった。

- (14) (3)と同じ
- (15) 共産党千葉県委員会顧問
- (16) (3)と同じ
- (17) 幼小松七郎著「基地の海」から
- (18) (1)と同じ
- (19) (5)と同じ
- (20) (4)と同じ
- (21) 「九十九里演習基地陸上被害関係書類」(片貝町役場)「豊海射撃演習被害申請書類」(豊海町役場)から抽出。
- (22) (24) いずれも中村利治談
- (25) (5)と同じ
- (26) (28) (5)と同じ
- (29) (5)と同じ
- (30) (5)と同じ

第二項 大きかった戦争の痛手——戦没者名簿——

戦没勇士の 〔一九四五年(昭和二〇)八月一八日〕、天皇「終戦の詔勅放送」と歴史年表に書き止められ、  
 霊に捧げる れている。

この日からすでに幾星霜流れ去った。人類の歴史は闘争の歴史であると或る人はいう。このエネルギーを  
 理性の網で濾過し、正しい人類永遠の幸福に寄与するという理想が時に忘れられる。戦争は嵐にたとえられ

第四章 大正・昭和時代の郷土

階級		姓		出身地	
西南戦争戦没者氏名					
歩兵 一等卒		作	田友吉	作	田
日清戦争戦没者氏名					
輻重輪 卒	坂谷 忠藏	作	田	作	田
歩兵 一等卒	鈴木 角藏	豊	海	豊	海
輻重輪 卒	鈴木 吉五郎	片	貝	片	貝
輻重輪 卒	石橋 長八	片	貝	片	貝
輻重輪 卒	高柳 峯吉	片	貝	片	貝
日露戦争戦没者氏名					
池田 寅之助	池田 寅之助	作	田	作	田
椎名 四郎	椎名 四郎	作	田	作	田
浄水 弥太郎	浄水 弥太郎	作	田	作	田
関谷 長太郎	関谷 長太郎	作	田	作	田
斎藤 豊三郎	斎藤 豊三郎	豊	海	豊	海
市原 桑三郎	市原 桑三郎	豊	海	豊	海
戸村 岩太郎	戸村 岩太郎	豊	海	豊	海
勳八等功七級 歩兵 上等兵	勳八等功七級 歩兵 上等兵	勳八等 一等卒	勳八等 二等卒	勳八等功七級 歩兵 一等卒	勳八等功七級 歩兵 一等卒
勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級
勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級
勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級	勳八等功七級 歩兵 功七級

大和民族にとって画期的な終末を告げ、この惨害を被った第二次世界大戦の敗戦国として町民が膚で感じ取った苦しい記録の数々がある。戦後三〇有余年、今日の繁栄を築き上げた国民のエネルギーの根源には戦い得た根性強さと可能性に自信を持ち、民族の優秀性を再認識し、あらゆる努力を傾注し住み良い町をつくるこそ今はなき英霊に捧げる唯一の責務であらう。

町民を代表し、生業と家庭、あらゆる青春を投げすてて戦場に立ち祖国の繁栄を念じつつ殉国した英霊に対し深甚なる敬意を捧げ、遺族の方々に感謝と、その榮譽をたたえたい。

陸軍の部 (旧片貝町分) 太平洋戦争戦没者氏名

階級	姓	名	除籍時の本籍	命日	戦病死別	備考
上等兵	市原	植一	小関	昭一三・六・三〇	戦病死	北支那
旭八伍長	岩柳	貞一	片貝	〃一三・一〇・一三	戦死	中支江西省駝嶺
旭八上等兵	今井	倉吉	片貝	〃一九・三・二三	戦病死	千葉陸軍病院
旭八兵長	石田	吉一	片貝	〃一九・一〇・一	戦病死	中支那
旭八伍長	板倉	清	田中荒生	〃一九・九・三〇	戦死	マリアナ
旭八兵長	岩柳	茂雄	片貝	〃一九・一一・二〇	戦死	山東省利津縣小高家
旭八中尉	飯高	毅雄	片貝	〃二〇・二・一九	戦死	台湾
旭七軍曹	沢虎	小	片貝	〃一九・一二・二五	戦死	レイテ

歩兵 上等兵	高柳	忠次郎	片貝	〃	〃	〃
歩兵 二等卒	鈴木	兵治	片貝	〃	〃	〃
勲八等 歩兵 一等卒	高橋	弥市	片貝	〃	〃	〃
勲八等功七級 歩兵 一等卒	南部	良平	片貝	〃	〃	〃
勲八等功七級 歩兵 一等卒	鈴木	市作	片貝	〃	〃	〃
勲八等 歩兵 一等卒	内山	伊三郎	片貝	〃	〃	〃

註	西南戦争は作田紋平及び忠魂碑、日清戦争は東金八郎、朝鮮日清戦争忠魂碑、日露戦争は山武郡郷土誌
勲八等功七級 歩兵 上等兵	古川 真四郎
勲八等 歩兵 一等卒	板倉 喜三郎
歩兵 一等卒	沼田 小一郎
勲八等功七級 歩兵 上等兵	高柳 吉三郎

第四章 大正・昭和時代の郷土

旭八上等兵	旭七 曹長	旭七 伍長	旭七 伍長	旭八上等兵	旭八 兵長	上等兵	兵 長	旭八 兵長	旭八上等兵	旭八 兵長	旭八一等兵	旭八 兵長	旭八 兵長	旭八 兵長	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	
小川正吉	乙間 伝十郎	小倉 留吉	大頭 高明	小川 義郎	小川 重美	大木 勝次	飛田 捨吉	戸辺 春辰	戸辺 治市	戸辺 正保	戸村 幸昌	戸江 昌健	堀江 健一	仁科 栄一	新倉 喜三郎	長谷川 國清	旭六 准尉	上等兵	旭七 伍長	旭七 軍曹	旭七 軍曹	旭八上等兵	旭七 兵長	旭八上等兵	旭八上等兵	
片貝 六九一五	片貝 三〇九二	片貝 一六八九	片貝 一八三六	片貝 三三二五	片貝 一八三一	片貝 一七六五	片貝 三六一二	田中 荒生一四八一	田中 荒生一五〇〇	田中 荒生一四七七	田中 荒生一四七七	田中 荒生一四七七	片貝 六七五五	片貝 三五五〇	片貝 三五六二	片貝 五一八三	片貝 五四六八	片貝 二六六八	片貝 五三八	片貝 三五六二	片貝 六五二の一	片貝 二二一六	片貝 二二一六	片貝 二二三五	片貝 一七三七	片貝 一七三七
〃一九・二二・二三	〃一九・二二・二六	〃一九・三二・二八	〃一七・二二・一八	〃二〇・七二・二一	〃一七・四二・二四	〃一三・二二・二四	〃二〇・二二・二五	〃二〇・五二・一五	〃二〇・九二・二六	〃二〇・七二・一八	〃一九・五二・二七	〃一五・一二・二五	〃二〇・四二・二二	〃二〇・九二・二二	〃一九・一〇・二一	〃二〇・六二・二七	〃二〇・七二・二一	〃二四・九二・一八	〃二〇・六二・一〇	〃二〇・六二・二〇	〃一九・五二・一五	〃一九・一二・二四	〃一九・一二・二五	〃一九・一二・二五	〃二〇・七二・一六	〃二〇・七二・一六
戦病死	戦死	戦死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦病死	戦病死	戦病死	戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦死	公務死	戦死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦病死
朝鮮兵站病院	ミンダナオ島	ビスマーク	河北省	山東省	緬甸國	上海派遣軍兵站病院	シベリア、チタ地区	沖繩	許昌第一八九兵站病院	北ボルネオ	ニューギニア	山東省	支那 蘇州一七〇兵站病院	ルソン島	支那 支那	山東省 濟南	支那 支那	ビルマ國ドタン県キャンダン	山東省 濟南	中支	神奈川 豊甲郡	沖繩	ニューギニア	湖南省	レイテイ島	第一五九兵站病院









第四章 大正・昭和時代の郷土

伍	旭七	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八上等兵	旭八軍属	旭八上等兵	旭八兵長	旭八兵長	旭八兵長	旭八兵長	旭八兵長	旭八兵長	旭八一等兵	上等兵	旭八兵長	旭八上等兵	准尉	旭八兵長	一等兵	上等兵	上等兵	上等兵	上等兵	旭八兵長
長	曹長	上等兵	上等兵	上等兵	軍属	上等兵	兵長	兵長	兵長	兵長	兵長	兵長	一等兵	兵	兵長	上等兵	尉	兵長	兵	兵	兵	兵	兵長	
古川柳司	松倉正司	丸山政義	丸山安義	丸山忠男	松井保	松井豊	丸山正之	丸山市郎	松浦秀雄	松浦義雄	松井豊	松井夫	松井夫	松井吉	山口弘	山本隆	山田知二	山本尚	山本好次	山本喜七郎	山本陽介	栗山好雄	野口進	野間義郎
片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	小関	小関	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	小関
六六九九	三六二九	三二七二	片貝三六二四	六八〇四	三五七六	三五二五	三三五五	三五二〇	二〇八八	二〇〇五	三六九七	三六八七	三六七五	三五三四	三五三四	四七七五	四二一九	一六三八	片貝三〇九三	四四四〇	四四四〇	一五六九	六六四六	二一五〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・一〇・一四	二〇・七・一	二〇・七・三	二〇・一・三	二〇・八・九	二〇・五・九	二〇・三・二〇	一九・一〇・二一	一九・二・一〇	一九・二・二二	一八・六・一六	一七・二・一八	一七・二・一〇	一七・七・一三	一二・二・一〇	二〇・六・二三	一九・六・二六	二〇・五・一六	一九・五・六	一六・一〇・二三	一六・四・二五	一四・八・二六	六・一・二三	一九・一・二二	一九・六・一四
戦死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦病死	戦病死	公務死	戦死	戦病死	戦病死	戦病死
江蘇省宝山李家橋	レイテイ島カンギボット山	衡山県衡山忠孝療養所	ニューギニア	ボルネオ	不明役場	ハルマヘラ	支那野戦病院	湖北省	マインシャル諸島	浙江省	河北省	天津陸軍病院	天津陸軍病院	上海	沖縄本島東風平附近	ニユーギニア	ビルマ、ノンブラドスク	パラオ	東京日赤病院	横須賀陸軍病院	ノモンハン	旅順衛戍病院	千葉陸軍病院	ビルマ

第三節 戦後の郷土

旭八 兵長	藤平 藤治	小関	九七八	昭一九・四・二	戦死	トラック諸島トロマン山
旭八上等兵	古川 一 郎	片貝	六七三五	一九・一〇・一四	戦死	南支那海に於て
旭七 兵長	古川 茂 雄	片貝	二七五四	一九・七・一八	戦死	マリアナ
旭八上等兵	古川 忠 吉	片貝	七四〇	一九・一〇・五	戦病死	梧州市第一〇四師団予備病院
軍 属	石川 利 平	片貝	三五八六	一九・八・一五	戦死	西部ニューギニアアールウインデ洞
旭八 兵長	藤平 榮	田中荒生一四三四	二〇・七・九	二〇・七・九	戦病死	曲江県第一六〇兵站病院竜州患者療養所
旭八 兵長	古川 秀 雄	片貝	一五一四	一九・八・二六	戦死	湖南省
旭八 兵長	古川 政 一	片貝	二六四一	二〇・七・一〇	戦死	ルソン島
旭七 軍属	古川 喜 一	片貝	三五七八	一九・三・九	戦死	ニューブリテン島ガル附近
旭八 兵長	古川 勇	片貝	片貝四三六二の一	二〇・五・一	戦死	ニューギニア
兵 長	子安 彦 明	片貝	片貝三七四五の二	一九・一二・七	戦死	レイタイ島サンインドロ沖
旭七 伍長	後藤 正 治	片貝	二一五九	一六・一一・三	戦病死	山東省
旭八 兵長	子安 正 己	片貝	四二一八	一八・三・一四	戦死	ビルマ
大 尉	小林 富次郎	田中荒生一四六八の一	一七・九・一七	一八・九・五	戦死	河北省
旭七上等兵	子安 昌	田中荒生一六二	一八・四・二二	一七・九・一七	戦死	山西省
旭八 兵長	子安 了	田中荒生一四二の一	一九・七・二一	一八・四・二二	戦病死	江蘇省
旭八上等兵	小松 頼 康	片貝	六八〇〇	一九・六・一一	戦病死	大阪陸軍病院
上等兵	小池 清	片貝	三八八六	一九・七・一二	戦死	河南省信陽県野戦予備患者療養所
旭八 兵長	小松 清 次	片貝	片貝三九一四の二	一九・一〇・九	戦死	比島
旭八 伍長	五木田 幸太郎	田中荒生一四六七	二〇・五・一八	二〇・五・一八	戦死	ニューギニア
旭八 伍長	子安 隆	田中荒生一四三六	一九・八・二五	一九・八・二五	戦病死	沖繩
旭八 伍長	子安 隆	田中荒生一四三六	一九・八・二五	一九・八・二五	戦病死	ビルマ

第四章 大正・昭和時代の郷土

伍 長	伍 長	旭七 兵長	旭八 兵長	旭六 軍医	旭八 伍長	旭八 伍長	旭八 伍長	旭七 軍曹	旭八 上等兵	旭八 兵長	少 尉	旭八 兵長	旭八 兵長	旭八 兵長	旭八 上等兵	二等 兵	旭八 伍長	旭八 一等兵	旭八 兵長	旭七 兵長	旭六 少尉	旭七 兵長	旭七 兵長
三 須 幹 雄	宮 崎 七 郎	木 村 三 郎	岸 本 寛	岸 本 義 雄	酒 田 一 男	齊 藤 亀 吉	齊 藤 貞 次 郎	坂 本 幸 一	齊 藤 留 藏	齊 藤 秀 雄	酒 井 十 四 男	酒 井 留 吉	齊 藤 安 雄	松 井 孝 弘	齊 藤 利 光	秋 葉 政 雄	相 磯 倉 雄	秋 葉 倉 雄	五 木 田 芳 雄	小 松 義 治	小 松 原 包 明	小 松 原 包 明	小 松 原 包 明
片 貝 三 六 五 九	田 中 荒 生 二 二 九 二	田 中 荒 生 一 四 〇 八	片 貝 三 六 三 九	片 貝 五 七 九 七	片 貝 六 九 二 〇 の 九 九	片 貝 三 六 六 三 の 一	片 貝 三 六 七 三	片 貝 一 六 八 二	片 貝 六 七 一 二	片 貝 三 六 三 の 一	片 貝 三 四 五 六 の 二	小 岡 二 二 一 〇	片 貝 三 六 三 の 一	片 貝 五 一 八 一	田 中 荒 生 一 四 四 五	片 貝 二 〇 三 五	片 貝 三 七 〇 八	片 貝 九 七 五	田 中 荒 生 一 四 六 四	片 貝 三 四 九 七	小 岡 二 一 五 九	小 岡 二 一 五 九	小 岡 二 一 五 九
昭 二 〇 八 二 〇	昭 二 一 三 一 〇 一 三	大 二 八 二	昭 二 一 三 一 〇 一 三	昭 二 一 七 二 二 三 〇	昭 二 〇 五 一 〇	昭 二 〇 六 二 四	昭 二 〇 二 二 五	昭 二 〇 六 二 八	昭 二 〇 六 三 〇	昭 二 〇 五 二 三	昭 二 〇 四 一 二	昭 二 〇 一 二 五	昭 二 〇 八 一 六	昭 二 〇 七 一 四	昭 二 〇 二 一 一	昭 二 〇 九 一 三	昭 二 〇 八 一 七	昭 二 〇 八 一 九	昭 二 〇 六 一 〇	昭 二 〇 七 一 七	昭 二 〇 七 一 七	昭 二 〇 七 一 七	昭 二 〇 七 一 七
戦 死	戦 死	戦 傷 死	戦 死	戦 死	戦 死	戦 死	戦 死	戦 死	戦 死	戦 死	戦 死	戦 傷 死	戦 病 死	戦 死	公務 死	戦 病 死	戦 死	戦 病 死	戦 病 死	戦 死	戦 死	戦 死	戦 死
比 島 レイ テ イ 島	江 西 省 駱 嶺	支 那	支 那	ソ ロ モ ン 群 島	ミ ン ダ ナ オ 島	比 島	比 島	ル ソ ン 島	ボ ル ネ オ 島 ス ン ボ ン チ ャ	小 笠 原 島	沖 繩	ル ソ ン 島 西 方 海 上	湖 南 省	マ ニ ダ マ ン	湖 南 省	佐 倉 衛 成 病 院	朝 鮮	支 那	満 洲 即 春 陸 軍 病 院	ニ ュ ー ギ ニ ア	比 島 に 於 て	湖 北 省 入 院 中	湖 北 省 入 院 中

第三節 戦後の郷土

旭八上等兵	兵 長	旭八 軍属	旭七 伍長	瑞八上等兵	旭八 軍曹	旭八 伍長	旭七 軍曹	旭八 伍長	旭八 軍曹	旭八 伍長	旭八 軍曹	伍 長	上 等 兵	旭八 伍長	軍 属	旭七 曹長	旭八 兵長	旭八 兵長	旭八 兵長	旭八 兵長	旭八 上等兵	旭八 上等兵	軍 属	瑞八一等兵	上 等 兵
鈴木和吉	堀良雄	内山久太郎	鈴木長次	鈴木茂	鈴木広	鈴木久幸	鈴木恒夫	鈴木太助	鈴木清十郎	鈴木正雄	鈴木正七	鈴木徳八	関清三郎	門間利雄	平松秀円	篠崎吉松	篠崎忠三郎	篠崎正一	篠崎源藏	篠崎源藏	篠崎源藏	白井弥惣次	白井喜雄	実川俊夫	
片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	片貝	田中荒生	片貝	田中荒生	片貝	田中荒生	片貝	片貝	小関	小関	小関	片貝	片貝	片貝		
四三八九	一三七九	七五七三	一二二九	四〇〇九	五四八四	四四四四	四四二九	片貝一六九四の一	四三八七	五九二〇	九九九	四二一六	一五五一	三九五	一五七二	三六四七	一七六九の二	二二二一	二二〇四	三一九	六六五六	三八六六	三四四八		
〃二〇・五・二六	〃二三・一〇・一〇	〃一八・一〇・二二	〃二〇・四・二〇	〃二一・二・一八	〃二一・二・一八	〃一九・一一・二五	〃一九・一二・一八	〃一九・八・二三	〃一九・五・三	〃一七・五・四	〃一六・一一・二八	〃一三・一・一八	〃一九・一一・一九	〃一八・三・三	〃二〇・四・八	〃一九・一一・一五	〃二〇・五・二九	〃一九・九・九	〃一九・八・二	〃二〇・八・八	〃二〇・五・二七	〃二〇・五・二一	昭一四・五・一		
戦病死	公務死	戦死	戦死	戦病死	戦病死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦病死	戦病死	戦病死	戦病死	戦病死	戦病死		
湖北省武昌一五六兵站病院	片貝六六一	ニューギニア	ニューギニア	武昌陸軍病院	河北省	湖南省茶陵縣茶陵	湖北省	湖南省茶陵縣茶陵	北太平洋上に於て	久留米陸軍病院	山西省	上海	西部太平洋ニューギニア島附近	レイテイ島リモン	ハラマヘラ	ハラマヘラ	沖繩本島石嶺	病院	病院	病院	病院	病院	水戸陸軍病院	江西省	

第四章 大正・昭和時代の郷土

旭八 兵長	旭八 一等兵	旭七 軍曹	軍曹	軍曹	一等兵	瑞八 一等兵	旭八 兵長	旭八 兵長	上等 兵	旭八 伍長	旭八 軍属	旭七 曹長	旭八 伍長	旭六 少尉	旭七 曹長	旭八 伍長	旭八 兵長
土肥 嘉治	渡辺 鉄夫	並木 武夫	土田 幹夫	梅沢 辰之助	高柳 正二	並木 豊雄	大塚 岩松	鈴木 茂	栗山 吉太郎	鈴木 三郎	鈴木 嘉	鈴木 作治	杉山 芳松	鈴木 哲吉	鈴木 重信	菅谷 和助	鈴木 種藏
片貝 二三三六	片貝 一六八九	片貝 四三三〇	片貝 六九一八	片貝 三五九二	片貝 三三四一	片貝 四三七五	田中 一〇三〇の二	片貝 五一三五	片貝 三六〇四	小関 一四七八	片貝 三八二四	田中 一五五一の六	片貝 三〇九三の四	片貝 四四三九	小関 九四四	田中 荒生一〇二六	片貝 四三八九の一
〃二二・ 三・二一	〃二二・ 三・一八	〃二〇・ 八・一	〃二〇・ 七・三〇	〃二二・ 二・一四	〃二〇・ 六・二〇	〃二三・ 七・二五	〃二〇・ 九・一五	〃二二・ 一・二五	〃二〇・ 三・一	〃一六・ 三・四	〃二〇・ 七・一	〃二〇・ 五・一一	〃二〇・ 二・二	〃二〇・ 七・一	〃二〇・ 三・二七	〃一九・ 二・二〇	〃二〇・ 八・二一
戦病死	郷	戦病死	戦死	郷	戦病死	郷	郷	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死
ソ連イルクーツク州タインシュツト地区第五一分所	国立千葉病院	ビルマ	比島ルソン島キャンガン	自宅	沖繩本島	国立千葉療養所	千葉療養所	外環古	ルソン島	本居地死亡	比島、レイテイ・カンギホット山	ニューギニア	ルソン島	レイテイ島カンギット山	レイリッピン	比島セブ島カルメン西方	江南省完南県濰司附近

第三節 戦後の郷土

海軍の部(旧片貝町)

階級	姓名	除籍時の時籍	命日	戦死別	備考
正八位 旭六 衛少尉	秋田 熊	片貝 一七三五	昭一九・二・一三	戦死	南洋群島
旭八 二曹	浅野 良作	片貝 三五六四	〃一九・一〇・四	戦死	マレベス
旭八 二曹	熱田 義男	小関 二二五八	〃一九・七・一〇	戦死	ビフタ
旭七 上曹	井関 友一	小関 二六五の三	〃二〇・七・二四	戦死	函館湾
伍 長	川野 五郎	小関 二八八の一	昭二三・八・一三	戦時死 亡宣告	牡丹江省穆稷県代烏溝北方山中生 死不明
少尉	栗原 顯良	片貝 五二〇二	〃二三・一・一四	郷	本籍地
上等兵	小濱 真二	小関 八五七	〃二〇・一・一六	死亡	死亡の場所不明
一等兵	酒井 武雄	片貝 九七二	〃二三・一・一	郷	本籍地
旭七 軍曹	長谷川 義勝	片貝 三六〇五	〃二〇・八・一四	戦死	満州国
伍 長	並木 喜一郎	片貝	〃三・一・一四	戦病死	自宅
伍 長	平塚 重二	片貝 六六二三	〃四七・五・二五	郷	自宅
瑞八 陸義勇軍	平賀 誠	片貝 一〇〇九	〃二四・二・二八	戦時死 亡宣告	奉天省奉天
大尉	源改メ 長太郎	片貝 三六八九	〃三一・四・九	郷	本籍地
旭八 伍長	古川 徹	片貝 三五八〇の一	〃二〇・七・一八	戦死	ビルマ、ミロウサ東方
主計 曹長	古川 定男	片貝 一六五四	〃二八・三・八	郷	千葉市仁戸名
伍 長	古川 義雄	用中 荒生 一〇二	〃一九・二・一〇	郷	本籍地
中尉	松井 武夫	片貝 三五五六	〃二二・一・二二	郷	東京都千代田区富士見町
開拓青年義勇隊員	山本 松司	片貝 三〇九三	〃一八・四・一九	事故死	満州国
瑞八 一等兵	行木 孝	片貝 三五三三の四	〃一七・八・二四	戦病死	新京







第四章 大正・昭和時代の郷土

階級	姓名	除籍時の本籍	命日	戦死別	備考
旭七 伍長	生田清武	細屋敷 六三六	昭一九・七・一八	戦死	マリヤナ島
正七位 旭五尉	飯高 仲	粟生 一九九九	〃二〇・六・二四	戦死	比島ルソン島
旭八上等兵	伊藤 新二郎	真亀新田四三六五	〃一九・一二・一	戦病死	中国湖南省
旭八兵長	石橋 清	下貝塚 九〇九	〃二〇・五・一七	戦死	沖縄県松川
旭八兵長	飯高 忠興	粟生 一三一五	〃二〇・六・一四	戦病死	比島ルソン島
旭七 軍属	細谷 一二三	不動四五〇の三四	〃二〇・五・一	戦死	東部ニューギニヤ
上等兵	戸村 福男	粟生 二二〇四	〃二四・八・三	戦死	中国山東省
旭八 伍長	鶴田 恒一	真亀四九〇八の二	〃二〇・三・一七	戦死	硫黄島
旭八上等兵	戸村 治躬	粟生 二二七一	〃二〇・六・四	戦病死	中国江西省南康県
旭七 軍曹	戸村 正	粟生 二〇二六	〃二一・二・二六	戦病死	中国華中一五八兵站病院
端八 軍属	富塚 忠司	堂 不動四五二の一六	〃一九・八・二二	戦病死	ビルマ
旭八 軍属	戸村 精	粟生 二二〇一	〃二〇・三・一五	戦死	マニラ市北方
上等兵	小倉 剛	真亀 一九九六	〃二三・一〇・一一	戦死	中国江西省
旭七 伍長	小栗山 松夫	藤下 九八六	〃二〇・六・一六	戦死	スバラヤ島方面
旭八 兵長	大多和 義雄	下貝塚 八一五	〃二〇・五・二一	戦病死	南洋群島トラック

陸軍の部 (旧豊海町)

旭七 一曹	古井 明	片貝 一四二二	昭二〇・三・二七	戦死	硫黄島
上 水	遠藤 丑松	小関 二二三二	〃二〇・二・二五	戦死	コレヒドール
瑞八二飛曹	津田 宜明	片貝 四一九四	〃一八・六・八	公務死	瀬戸内海









第三節 戦後の郷土

旭七	兵長	藤崎	孝二	粟生一五〇八の一	一九・九・二	戦死	ニューギニア、マリノ
旭八	一等兵	藤崎	政市	粟生二一七五	一九・九・二	戦死	中国湖南省
旭七	軍曹	藤崎	忠雄	粟生八五八	一九・七・二六	戦死	南支那海
上等兵	兵	藤崎	金次郎	粟生一五〇〇	一九・九・二九	戦死	満州国ハルビン
上等兵	兵	藤崎	二郎	粟生二一四二	一九・二・二四	戦病死	南京陸軍病院
伍長	長	藤崎	春雄	粟生四〇三九	一九・一・一一	戦病死	満州国海拉崙第一陸軍病院
兵長	長	三橋	信吉	下貝塚九三四	二〇・七・一	戦死	比島レイテイ島カンキボット山
旭八	兵長	河口	豊	西野二五八	二〇・八・二三	戦死	広東省南海県西村付近
旭八	兵長	深山	緒	不動堂五三五	一九・六・二三	戦死	中国山東省
伍長	長	緑川	一夫	不動堂四三四	一九・八・三〇	戦死	北支
旭八	兵長	湯浅	武夫	真亀四〇二七	一九・一〇・二	戦病死	台湾南方洋上
上等兵	兵	木原	宗一	真亀新田四五一六	一九・七・一〇	戦病死	上海陸軍病院
旭八	伍長	木原	基一	真亀一六三九	一九・一二・一	戦死	比島レイテイ島ベレンシヤ
旭八	兵長	鬼島	広	真亀六二二	二〇・六・一一	戦死	ルソン島バナハオ山
旭八	兵長	君塚	信一	粟生二一四	二〇・四・二	戦病死	中国湖南省衡南
旭八	兵長	木原	一男	真亀四〇〇〇	一九・一・四	戦病死	中国山東省荷沢県
旭八	兵長	斉藤	晴美	真亀新田一七	一九・九・二〇	戦病死	ニューギニア
旭八	兵長	斉藤	佐吉	真亀四五八七の三	一九・三・九	戦死	ビスマルク諸島ニューブリテン島
旭八	伍長	斉藤	匡直	西野二六九	一九・五・一	戦病死	比島ルソン島
旭八	軍医	斉藤	治秋	真亀新田四三四八	一九・六・四	戦死	ニューギニア
旭八	兵長	佐久間	勇	下貝塚一一七の三	二〇・二・二二	戦死	中部ルソン島マリキナ西北方
旭八	上等兵	斉藤	辰	西野二五一	二〇・二・二五	戦病死	セラム島
兵長	長	河野	正治	日本橋兜町一の八	一九・九・二五		





第三節 戦後の郷土

階級		姓名		除籍時の本籍		命日		戦病死別		備考	
旭七上等兵	曹	荒川	七之助	下動堂	四六七	昭一九・一〇・二七	戦死	比島			
旭八二等兵	曹	和泉	昇一郎	藤下	九九〇	〃一九・一〇・二七	戦死	比島			
旭七上等兵	兵長	鈴木	直吉	粟生	一五五八	昭二〇・三・一五	戦死	比島	ビルマ国タンピサヤ付近		
旭七伍長	兵	行木	賢治郎	不動堂	四一三	〃二六・五・六	戦病死	千葉市	比島ルソン島クラーク		
旭七伍長	兵	秋葉	豊春	下貝塚	九三八	〃二一・三・一三	郷	千葉	千葉医大附属病院		
旭七伍長	兵	中川	隆行	真亀	四六五三	〃二二・四・六	郷	千葉	東金市東金		
旭八上等兵	兵	泉	安蔵	真亀	四六五五	〃一四・四・二六	公務死	千葉	千葉県東金町		
旭八上等兵	兵	行木	正幸	下貝塚	一六〇	〃二〇・五・一五	戦病死	中国	中国湖南省衡陽二二八兵站病院		
旭八上等兵	兵	石橋	操	下貝塚	九一九	〃一四・三・二〇	戦死	中国	中国江西省		
旭八上等兵	兵	飯高	清光	細屋敷	五三三	〃一八・七・一五	戦病死	蒙古			
旭八兵長	兵長	飯高	竹一	粟生	二二二〇	〃一八・一〇・一八	戦死	中国	中国山東省		
旭七伍長	兵	今関	豊吉	下貝塚	九〇三	〃一九・七・二一	戦死	中国	中国江西省萍鄉県		
二等兵	兵	上代	敏夫	真亀	一八二九の一	〃二〇・六・一三	郷	埼玉	埼玉県磯町大字塚越		
瑞八陸技手	兵	佐久間	源栄	下貝塚	二九五の一	〃一九・八・二二	死亡				
上等兵	兵	篠崎	秋	粟生	一五六五	〃四三・五・八	郷	仁戸	名千葉東病院		
旭八陸軍属	兵	篠崎	巖	粟生	五五一	〃二三・一一・一	戦時死亡	ソレン	ウラジオ		
上等兵	兵	小川	次郎	粟生	九四七	〃二一・一〇・一三	戦死	中支			
伍長	兵	小沢	堅	真亀	六九九	〃二一・一〇・二九	戦病死	比島	比島成臨時野戦病院		

海軍の部

第四章 大正・昭和時代の郷土

旭八 上水	旭八 二曹	旭八 三曹	上 水	旭七 一曹	旭八 上水	旭七 上曹	旭八 水長	軍 屈	旭八 二曹	旭七 一曹	旭八 水長	旭八 二曹	旭七 三曹	旭八 上水	旭八 二曹	旭七 一曹	旭八 軍屈	旭七 一曹	旭八 二機曹	旭八 水長	旭七 上飛曹	軍 屈
鈴木 一 郎	鈴木 恒 衛	篠崎 和 夫	篠崎 國 夫	篠崎 藤 一	椎名 光 治	桜井 正 司	斉藤 勝 夫	斉藤 義 夫	斉藤 茂 夫	斉藤 英 一	子安 正 義	小高 康 好	小高 清 作	小高 昇	小倉 金 作	小倉 榮	小安 成 造	木原 竹 一	河内 理 作	宇津木 良 藏	宇津木 勝 次	宇津木 末 吉
細屋 敷	不動 堂	粟生	粟生	藤下	真亀	真亀	下貝 塚	西野	西野	西野	粟生	西野	真亀	真亀	真亀	真亀	不動 堂	西野	真亀	真亀	真亀	真亀
六〇九	四二七	一九三四	二一八五	二二二四	九四三	四〇一七	一九六一の三	一〇六	九七三	八八五	二六九	一三二二	一八一五	二四一七	二四一六	七二四	六六九	四三三三	一八二八	四七四二	四七〇二	二〇四三
〃二〇・	〃一九・	〃二七・	〃二〇・	〃一九・	〃二〇・	〃一九・	〃一八・	〃一九・	〃一九・	〃一九・	〃一七・	〃一九・	〃一九・	〃一九・	〃一九・	〃二〇・	〃一九・	〃一九・	〃一九・	〃一九・	〃二〇・	〃一九・
二・一九	六・二三	八・一〇	三・二七	四・二四	五・一九	二・八	一・二五	六・一九	七・八	二・二五	一・四	〇・二三	五・二六	二・二九	二・二五	七・八	二・二三	一・二五	四・一三	四・一六	四・二一	四・二一
戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死
マニラ	南洋群島	南洋群島	硫黄島	比島	西比ヒナッポ山	ニューギニア	本州南方海面	南洋群島	中部太平洋	サイパン	南洋群島	ソロモン	南洋群島	ビスマルク	南洋群島	グエゼリン	東京湾	サイパン	南洋群島	比島	南洋群島	沖繩 二階級特進

陸軍の部(作田)

階級	姓名	除籍時の本籍	命日	戦病死別	備考
一曹	鈴木兼雄	細屋敷	昭二〇・八・一三	戦死	北太平洋
三曹	鈴木源治	下貝塚	昭二七・九・一五	戦死	ニューギニア
旭八上水	土屋繁雄	真亀	昭一九・一〇・二四	戦死	済南島沖
旭八軍属	富塚喜三郎	不動堂	昭一九・七・一八	戦死	サイパン
旭七一飛曹	中川昭二	不動堂	昭二〇・四・一二	戦死	南西群島
旭八水長	中村定夫	真亀	昭二〇・三・一七	戦死	硫黄島
旭八軍属	中村藤治郎	真亀	昭一九・一・二九	戦病死	ニューギニア
旭八水長	中村豊造	真亀	昭二〇・三・一七	戦死	硫黄島
旭八水長	長島武	粟生	昭一九・一・二五	戦死	ホルネオ
旭八上水	日下部政雄	下貝塚	昭一九・一〇・一〇	戦死	南西諸島
旭八上水	山下政磨	細屋敷	昭一九・一〇・二五	戦死	比島
旭八機長	山本寿雄	真亀	昭一九・八・二二	戦病死	ソロモン
上水	戸村松雄	粟生	昭一九・七・一八	戦死	南支那海
瑞八上水	小栗山留吉	藤下	昭二〇・二・一六	戦病死	三重県
旭七上主曹	椎名光治	真亀	昭一九・五・一九	戦死	ニューギニア
瑞八二曹	町山茂一	真亀	昭二二・四・一四	死亡	自宅
微用	松本清吉	宿	昭二〇・三・一〇	公務死	東京都
二水	松本佐吉	粟生	昭二六・八・二八	死亡	自宅
旭八上等兵	石田政夫	作田	昭一九・一二・二五	戦病死	ニューギニア、ズラム方面
旭八上等兵	石田政夫	作田	昭二〇・一〇・三	戦病死	中支武昌



第三節 戦後の郷土

旭七上等兵	兵 長	福地喜良	作田	五二二〇	昭一九・八・七	戦病死	中華民國
旭八兵長	藤代秀松	作田	七八	一九・七・二八			
旭八兵長	古岡春芳	作田	五三九九	二〇・五・二〇			沖縄本島首里市松川
旭八兵長	古岡孝藏	作田	八一六の一	二〇・五・一六			横須賀陸軍病院
上等兵	浅野己喜藏	作田	五三〇三	二三・六・九			比島ルソン
旭八上等兵	浅野金治	作田	五三三六	二〇・一〇・三			中国河北省
旭八兵長	齊藤宏	作田	三一三六	一九・一〇・一一			山西省長治県
旭七軍曹	作田文男	作田	五六一〇の一の三	一九・八・三〇			戦病死
旭七軍曹	齊藤己好	作田	五三九六	一九・一一・一一			戦病死
旭八兵長	齊藤正雄	作田	五二〇〇	一九・一一・二五			戦死
旭八上等兵	齊藤弥三郎	作田	五二〇〇	二〇・六・一〇			公傷死
旭八上等兵	齊藤順治	作田	八四五	二一・二・一一			東京急行電車に衝突
旭八兵長	齊藤芳松	作田	三一八五	一九・七・一五			戦病死
旭八兵長	作田孝男	作田	五二五六	一九・一一・二六			戦死
旭八兵長	作田元	作田	三五〇七	二一・三・八			戦病死
旭八兵長	作田大司	作田	三五〇七	一九・五・一五			戦病死
旭八兵長	作田喜雄	作田	三一五七	二三・八・一三			戦時死
伍 長	高橋 隼	作田	五〇三六の二	二三・九・二〇			戦時死
旭八伍長	作田豊治	作田	五四〇四の二	二〇・四・七			亡宣告
上等兵	御園辰三郎	作田	四四八二	二四・一〇・四			戦死
旭八伍長	御園庄一	作田	四四八二	二〇・六・二八			戦死

第四章 大正・昭和時代の郷土

階級		海軍の部(作田)	
階級	姓	名	除籍時の本籍
上等兵	関内	龍内	作田 二九三一
旭七兵長	関谷	禎一	作田 五四〇三
旭八兵長	関谷	喜作	作田五一七四の一
正八位旭六尉	関	義男	作田 八三七の一
旭八伍長	杉山	善二郎	作田 八四九
旭八伍長	林	健治	作田 三六八一
旭七伍長	石田	甚平	作田 五一三三
上等兵	長	沢総一郎	作田五六三三の三
旭八兵長	関谷	圭助	作田 五四三〇
旭八兵長	鶴岡	發夫	作田五二二九の三
上等兵	石田	長松	作田 五五六四の一六
曹長	川島	正照	作田 五四一八
旭七兵長	渡辺	通	作田五二二〇の四
上等兵	福地	清一	作田五二二〇の四
旭八二曹	永嶋	幸次郎	作田四九五〇の一
旭八二曹	田畑	作田 五六一五	昭二〇・七・二四
旭八上水	土橋	作田 三〇四一	昭二〇・四・二四
旭七一曹	鶴岡	作田 二八七	昭一八・八・一六
旭八二曹	永嶋	幸次郎	昭一八・二・四
戦病死別	戦病死	戦病死	戦病死
備	備	備	備
考	考	考	考

昭一四・五・二八	戦死	中支
昭一七・五・四	戦病死	ルソン島
昭二〇・三・二〇	戦死	ルソン島スヘバヒスカヤ州サラクサク
昭一九・九・二八	戦死	ビルマ
昭二〇・六・二五	戦病死	中支江蘇省上海一五七兵站病院
昭二〇・一・一四	戦病死	上海第一九二兵站病院
昭二一・二・一〇	戦病死	市川市園府台陸軍病院
昭二〇・一・二六	在郷死	広島県
昭一九・一〇・二	戦死	湖南省
昭一九・一〇・一	戦病死	西部ニューギニア、マータワリ
昭二〇・七・	戦死	中支
昭二五・五・一三	郷	本籍地
昭二七・九・二八	郷	本籍地

第三節 戦後の郷士

旭八 水長	旭八 上水	軍 上 屬	旭八 整 曹長	一 曹	旭八 上水	旭八 水長	旭八 上水	二 曹	軍 屬	旭八 軍 屬	旭八 一水	軍 屬	旭八 上水	旭八 上水	兵 曹長	旭八 水長	旭八 上技	旭八 二曹	旭八 水長	旭八 水長	旭八 水長	旭八 古	旭八 野	旭八 並
駒 塚	作田 金	作田 高次	浄水 恒貞	椎名 貞一	作田 貞一	齊藤 光男	齊藤 貞一	五木 嘉市	小林 勝雄	岡部 常雄	石田 秀頼	石田 円治	鈴木 平一	石田 敏夫	石田 富三	荒井 元一	柳川 久太郎	村井 好一郎	村井 重治	村井 八郎	古閑 正夫	野間 喜一	並木 武雄	
作田 四四九 四の一	作田 五〇三 六の一	作田 五二四 八の一	作田 四九四 五	作田 八五〇	作田 五二五	作田 五一〇 八	作田 四五〇 八	作田 五二三 三の一	作田	作田	作田 五一六 三	作田 五二五 三の一	作田 五一四 四	作田 五一三 二	作田 五五五 九	作田 二五八 三	作田 五二二 九	作田 五五六 八	作田 五一七 五	作田 五四一 五	作田 八五八	作田 五二四	作田 五二四 〇	
〃二〇	〃二一	〃一九	〃一九	〃一七	〃一九	〃二〇	〃一九	〃一九	〃二一	〃一九	〃一九	〃一九	〃一九	〃二〇	〃二〇	〃二〇	〃一九	〃一九	〃一九	〃二〇	〃一九	〃二〇	〃二〇	
六・三〇	八・二〇	九・一五	二・九	一・一二	一・一	四・二四	二・六	二・九	一・二五	一・二五	二・六	一・二八	七・一三	一・二五	四・二四	五・一七	五・二五	〇・二五	一・二五	四・二四	八・二	八・七	四・二四	
戦病死	戦病死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死		公務死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	
南洋群島	本島地	本州南方海面	タエゼリン	ガタルカナル	南洋群島	クラーク	マーンヤル	タユゼリン		クユゼリン	濃病院	比島北方	比島沖	比島沖	ビナッボ山西北	比島ベツラオ	北部ルソン	比島	ギルバード	クラーク	テニアン	ガタルカナル	クラーク	



第四章 大正・昭和時代の郷土

階級	姓	名	除籍時の本籍	命日	戦病死別	備考
軍属	矢部	正治	八日市場市吉崎六九二八 片貝	昭二〇・一・二三	戦死	沖縄
一等兵	中村	豊次郎	神奈川県藤沢市 片貝新生第一号	〃一九・四・二六	戦死	南方
上等兵	西山	軍治	東京都四谷区旭町 小関二二四〇	〃二二・一〇・八	戦死	中支
兵長	芦澤	善孝	山梨県東雲村 片貝一九二九の二	〃一九・四・二三	戦死	ニューギニア
上等兵	佐々木	庚一	宮城県落合村 田中荒生一四七一	〃二六・五・二七	戦死	中国
上等兵	木内	三郎	東京都荒川区 土気一六二〇の一	〃二〇・七・二三	戦病死	ニューギニア
伍長	木村	虎一	宮城県女川町 片貝三六六二	〃二〇・三・一六	戦死	比島
兵長	渋谷	大三	東京都目黒区 片貝五二二〇	〃二〇・七・一	戦死	レイテイ島
大佐	峯岸	兼吉	群馬県生品村 片貝三六一二	〃一四・八・二三	戦死	中国
上等兵	古川	正一	東京都中央区湊町 片貝四二八九	〃一九・二・二五	戦死	湖南省
上等兵	古川	武	東京都中央区湊町 片貝四二八九	〃一九・一〇・一三	戦病死	宮古島陸軍病院
二等兵	小柳	良雄	小関二二九〇	〃二二・一一・九	戦病死	自宅

九十九里町以外の戦没者（在住）名氏

一 曹 鶴岡春吉 片貝 五四八一 昭二〇・六・二六 在郷死 千葉徴養所

第三節 戦後の郷土

一機曹塚越柳一	上曹滝谷英夫	伍長小松祥吉	兵長後藤重夫	軍属石田清吉	上等兵木暮吉一	上等兵水石井三郎	上等兵椎名政衛	上等兵野口英雄	陸少尉野口俊忠	伍長椎名 堅	伍長本庄清吉	兵長石川政五郎	医少佐武田泰生	軍属椎田佐吉
栃木県河内郡吉田片貝	東京都	愛知県	山形県	海上郡飯岡町	東京都三河島作田 五二八四	長野県白子町西野 一二八九	茨城県行方村千葉市白旗二の八	東京都文京区細屋敷 六四三	東京都文京区細屋敷 六四三	茨城県五町田千葉市白旗二の八	富山県富山市粟生 二二三三五	東京都芝浦藤下 九四五	高知県山田町下只塚九六八の八	茨城県大原町真亀 四六五三
〃一八・六・八	〃二〇・五・三一	〃二〇・七・二七	〃二〇・八・九	〃一九・五・三	〃一四・四・二一	〃二〇・四・一二	〃二〇・四・二四	〃一六・一・二五	〃二〇・六・三〇	〃一九・六・一〇	〃二〇・六・五	〃一九・八・一	〃一九・九・一二	昭二〇・四・二八
公務死				戦死	戦病死	公務死	戦死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦病死	戦死	戦死
瀬戸内海				ニューギニア、ウエタワ	東京第二陸軍病院	洲の崎灯台の西方	タラーク島	中国蘇州	中国湖北省	ニューギニア	比島レイテイ島	中国湖北省	西部ニューギニア	比島

その一 農業の進展

第三項 農漁業の消長

二	曹	長谷川	片	南郷村	昭二七・一〇・二二	
一	正	西野与吉	北	北海道	〃一八・四・二〇	
軍	大橋萬嗣	長生部白子町	栗生納屋		〃一九・四・	戦死
						台湾

農地改革 戦後、日本の民主化政策は、占領軍の手によって、農村の民主化のために諸政策が強力にと 郷土 遂行された。中でも経済的な意味で、とくに重要な意義をもったのは、農地改革と農業協同組合の設立であった。

これらの政策は、むろん単なる「民主化」ではなく、日本資本主義の再建に連携をもった政策で、これまでの日本農業の経済的な構造にもまた農村社会の構造にも大きな変化が生じ、以後の日本農業の展開はこの新しい舞台装置のうえにおこなわれることとなるのであった。

そこで第一の時期をこのような「民主化」政策、なかならずその中心をなす農地改革によって特徴づけられた。そこで農地改革が、どのような経過で立法化されたか、簡単に見ておきたい。

一九四五年（昭和二〇）一〇月一日、マッカーサーが幣原首相に与えた『日本民主化に関する覚書』や一月一二日のマッカーサーの声明など、連合軍が農地改革を一般的に要求している。したがって政府はその

ような、圧力におされて農地改革に着手したのである。

たゞ、具体的に農地改革の指令がでるまえに政府が立案し、国会に提案したという点で、他の「民主化」政策とは、やや異っているのであって、それは当時の日本の支配階級にとって、農地改革の必要性が意識されていたことを示すものであらう。

ともかく、日本政府の農地改革案は、一九四五年(昭和二〇)十一月二日に閣議決定となり、第八十九議會にその法案「農地調整法改正法律案」が提案された。この法案の通過には危ぶまれる状態にあった。一月九日、マッカーサーの「農民解放指令」が発せられた。それは日本の農業改革全体のプログラムを示したものであったが、むしろそのなかで農地改革は重要な施策として要求された。そこで議會は政府の原案に多少の修正を加えて二月二六日これを成立させたのであった。これがいわゆる第一次農地改革案であった。

この第一次改革案は実施にうつされず、ただ地主を刺激して土地のとりあげ、家族間への所有名義の分散などの脱法行為を激発したにとどまるのみであった。その概要をあげると次のような内容である。

- (1) 不在地主の所有する小作地。在村地主の所有する小作地のうち平均五町歩(五旭)を超える部分を五か年間に小作人の希望により解放する。
- (2) 物納小作料を金納化する。換算の基準は米一石七五円、大麥は一石二四円三〇銭等である。
- (3) 小作地のとりあげは、市町村農地委員会の承認を要するものとし、承認の要件を厳重に制限する。
- (4) 地主・自作・小作各五名の階層別に選挙された委員および、知事の任命した三名の中立委員よりなる市町村農地委員会をつくり、これに広汎な権限をもたせる。

要するに自作農創設事業の拡大と小作料の金納低率化・小作権の強化がその主要内容であった。

しかしこの案は、きわめて不徹底だということで、司令部の承認するところとならず、司令部はより徹底した案をつくることを政府に命じた。マッカーサーは農地改革について勧告案を対日理事会につくらせることとした。対日理事会では、ソ連案・イギリス案などが出されたが、結局、一九四六年（昭和二一）五月、イギリス案を骨子とした勧告案がつくられ、日本政府はそれに従って立法措置をとらざるをえないこととなった。こうして九月の第九十議会に農地調整法改正法案と、自作農創設特別措置法案が提出され、一〇月一日に成立した。これが第二次改革である。以後これに従って改革が実施にうつされたのである。

この第二次改革のおよその内容は、

(1) 自作農創設

(2) 小作関係の調整

(3) 農地委員会の改組

の三つである。

自作農創設の点では、解放さるべき土地は不在地主所有の全小作地と、在村地主所有の小作地のうち、北海道では平均四町歩（四<sup>〇</sup>）を超える部分、内地の在村地主は平均一町歩保有が認められる。骨子は、

(1) 國家が小作地の買収、売渡しを行う直接強制創定方式で二年間に解放。

(2) 土地買収を一九四五年（昭和二〇）十一月二三日に遡及しうる。

この改革により残存小作地は表附のように全耕地の一〇％を割り、その小作地の耕作権強化、低額金納小

表137 農地解放等実績調査

	総耕地	白作地	小 作 地			小作地 の割合	
			総 数	在村地主所有	不在地主所有		
農 地 改 革 前 (昭和20年11月23日)	千町 5,156	千町 2,787	千町 2,368	千町 1,621	千町 747	% 45.9	
農 地 改 革 (25年8月 1日まで)	買 収 管 理 換 計	1,742	27	1,705	1,075	630	—
		191	—	191	84	107	—
		1,933	27	1,896	1,159	737	—
農 地 改 革 後 (25年8月1日)	5,200	4,686	515	479	36	9.9	

山崎春成 農民運動の歴史より

表138 農地改革時に於ける九十九里町関係地主よりの買収面積表

旧町村名	田	畑	合 計	買 収 期
豊 海 町	60町1反4畝07歩	51町6反6畝14歩	111町8反0畝21歩	宅 地 244坪 S 22.10~26. 3
片 貝 町	84町0反6畝25歩	60町3反4畝22歩	144町4反1畝17歩	宅 地 2,734坪 S 22.10~27.10
鴨 浜 村	78町9反0畝00歩	52町5反0畝00歩	131町4反0畝00歩	S 22.10~26. 7

作料が保証され、寄生地主制は崩壊した。

この場合の買収地価は、水田の場合には貸賃価格の四〇倍、畑の場合は四八倍と定められた。全国平均でいえば水田平均七六〇円、畑四五〇円で、この価格は昭和二〇年一月を基準にして、地代を当時の米価および生産費から計算し、これを国償利回りで資本還元して得たものであったから、一応の根拠があったのだが、戦後の物資不足、インフレーションの昂進等から物価が著しく高くなったにもかかわらず、この地価は農地改革終了まで据え置かれた。この地価は全く当時の「カボチャ」一個、あるいは「ムシロ」一枚で水田一反が解放されたのである。

ともかく、こういうわけで自作農創設という点からいえば農地改革は、小作地の大部分をほとんど無償と  
いってもいいくらいの低価格で一挙に地主から没収し、これを自作地化するというきわめて強制的なもので  
あった。

九十九里町の旧豊海町・片貝町・鳴浜村における不在地主・在村地主より買収した結果は表13の通りであ  
る。鳴浜村旧作田地区の資料が欠如しているので、鳴浜村全体から見ると合計三八七町六反二畝八歩の農地  
が解放の対象となった。

この買収・売渡しには各町村の農地委員会が、その仕事に当たったわけで、この委員の構成は「地主三」  
「自作二」「小作五」を階層別選挙によって選出した。これが買収・売渡しの計画の作成・その手続きの実施・  
小作料や小作権の統制にあたることとされた。ここでは小作の比重がずっと大きくなり、それに有利な形で  
運営された。

さてこのような計画で出発した、農地改革は一九四七年（昭和二二）春から着手され、旧片貝町では一九五  
二年（昭和二七）一〇月を最終として完了した。農地改革は完了後改革の主役を演じた、農地調整法と自創農  
法は廃止され新たに農地法が、一九五二年（昭和二七）に制定された。

### 農地法

農地法は農地改革の成果を維持することが目的である。公布は一九五二年（昭和二七）七月  
一五日であり、この主要内容は、

- (1) 農地はその耕作者みずから所有することを最も適当であると認めて耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護する。

(2) 小作地をできるだけ減らし、自作地をふやしていくこと。

このため不耕作者<sup>1)</sup>地主への農地移動を厳しく制限し不在地主の小作地、在村地主の内地平均一町歩（一ha）以上の所有を認めないこと。

(3) 耕作面積と所有小作地合計が内地平均三町歩以上、または耕作面積が内地平均三反歩以下の場合には、農地の所有権・耕作権は認められないこと。

(4) 小作権保護として、地主の小作地取り上げ、小作料の統制を規定している。

従来の農地調整法・自作農創設特別措置法および農地強制譲渡に関する「ポツダム政令」<sup>2)</sup>を集大成し、農地改革の成果を維持するための法的保障となった。後に一九六二年（昭和三七）、一九七〇年（昭和四五）に改正され、農地の移動統制が緩和された。

このようにして多くの農民が、これまでの小作料負担の重圧から解放されたにもかかわらず、一九四七年（昭和二二）後半から五〇年（昭和二五）前半まで、農家経済状態は、むしろ悪化する傾向を示した。これは低米価（一九五〇年の米価六、二四一円、小作料は米価の五・八％）と租税の重圧といった、日本の独占資本体制の復活のための負担のシワよせと、農家の人口負担の増大という敗戦の直接の結果に由来するものであった。

農業構造の 一九五〇年（昭和二五）六月の朝鮮戦争勃発後、日本経済はブームに見舞われ急激な発展を

近代化 遂げていった。他方、農業政策も食糧増産対策を中心とする保護政策へと転換していったのである。それがシャウブ改革<sup>3)</sup>による税負担の軽減や米価の引き上げと相まって、農家経済の好転をもたらした原因であった。



第四章 大正・昭和時代の郷土

この食糧増産対策は、さまざまの内容を含んでいるが、その主力は土地改良・開拓などの農地開発事業におかれてきた。この農地開発のための財政投融资額が年々相当の巨額にのぼっている。中でも一九五〇年（昭和二五）を境に一九五三年（昭和二八）まで、著しい増大が見られる。この土地改良を中心とする農地開発政策は、一九四六年（昭和二一）から五七年（昭和三二）までの通計で、土地改良事業の完成、受益面積は一、六五四町歩に達し、農道・索道・農地の集団化であった。水田の六〇%に及んだ。

わが九十九里町の土地改良事業の詳細は総説編で述べたところであるが、その概要だけの数字をあげると表139の通りである。

この土地改良事業は、すでに明治時代（一八六八—一九二二）からで、はじめは主として地主の手で、後には国の財政資金で手をつけられてきた事業であった。しかし大規模に全国的に手をつけられたのは、一九五〇年（昭和二五）以降の時期を除いては、なかったといっている。そして土地改良事業は水田農業にとって、あらゆる技術の発展の前提となるものである。農業機械の採用などはむろんのこと、肥料の増投・深耕・適期作業といったことまで、水と農地の条件が整わなくては、決して十分な成果をあげることにはできない。

両総用水事業の完成と郷土

この事業の概要はすでに総説編にて詳述したところである。この事業は利根川沿岸佐原市周辺の小野川および大須賀川流域の耕地一、七八五・一三haの湛水被害を除去すると共に、九十九里浜

表139 九十九里町土地改良事業表 S 53 現在

		水田	畑	計	関係戸数
両総中部 土地改良区	第8工区	244.64ha	109.64ha	354.28ha	514戸
	第9工区	230.60	117.90	348.50	481
山武中央 ほ場整備	第10工区	124.34ha	121.03ha	245.37	291戸
	第11工区	64.06	46.17	110.23	204

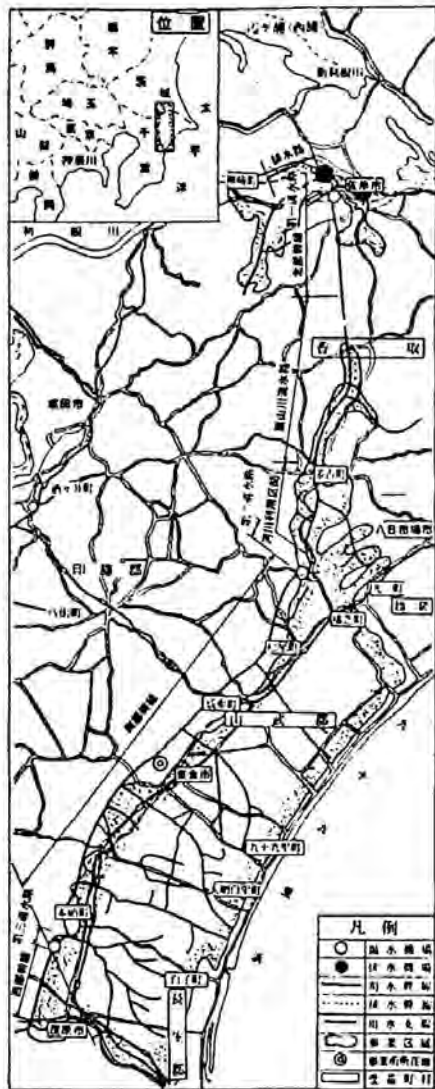


図218 両総用水農業水利事業概要図

平野に展開する、一八、〇九九・四〇haを併せて一九、一〇七・七四haの地域に用水を補給する事業で、愛知用水と並んで天下の二大用水事業の一つである。

国営の幹線用水路の外、県営支線用水路、延長一四〇キロメートル、並びに団体営派線水路、区画整理事業が施工された。

国営両総用水排水事業は、一九六五年（昭和四〇）度に総工事費六〇億五九〇〇万円をもって完成し、国営附帯県営支線事業は、総工事費二三億円余で翌四一年度に完成（図219、写真参照）ここに本邦有数の大かんがい排水事業が完成したのである。更に国営県営事業の進展に伴い、用水補給の万全を図るため、近代農業に

第四章 大正・昭和時代の郷土



写138 両総用水国営幹線の導水路 成東町和田地先 S53.10古川力撮影

即応するための基盤整備として、区画整理事業・かんがい排水事業・農道整備事業・客土事業等に総工事費三五億円が投資された。

このような、農業構造の近代化は、農地改革から出発したといってよい。農地改革によって小作地がほとんどなくなったため、これまで地主の側は小作料の増収が、それによって実現しなにかぎり土地改良を受け入れようとしないうし、小作農の側では小作料のひきあげの口実にそれが利用されるのなら、やはり受け入れようとはしないと云った障害がとり除かれたことも重要である。また土地改良事業が直接の利益は主として上層の農家に帰属するとしても、さしあたり工事中には、農村に滞留する余剰労働力を吸収する力をも、もつという



写139 九十九里町第八工区圃場整備工事 S 39.12.15 古川力撮影

ことも失業対策をかねた政策として受け入れられやすかったといわなければならない(写139参照)。この土地改良事業のもたらしたものは、農業技術の進展であった。

農業技術の急激な進展は、土地改良事業の進展ばかりの理由のみでない。

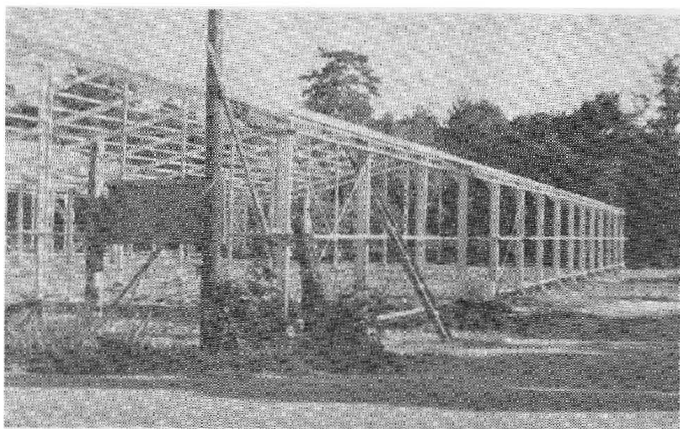
農地改革によって耕作権が安定したことや、旧小作農民の経済に多少とも余裕のできたことは、かれらの農業に対する投資を促進させた。戦後の農業技術の普及のため、アメリカのエクステンション・サービス(Extension service)にならった改良普及員制度が採用され、普及活動が活発になったことも一つの支えになっているといえよう。

戦前の日本農業を支えてきた、品種改良・肥料の増投・その他の耕種改善といったような技術についても戦後新しい進展が続いた。肥料の使用量は、一九五一年(昭和二六)には戦前の水準を突破し、それ以後はるかに高い水準に達している。とくに加里肥料の消費が著しくふえたのは、戦前日本農業では加里分の不足が重大な欠陥をなしていた。戦後の肥料知識の増大を示すものである。戦後は土壌の酸性化に対する農家の警戒心が、ずっと強くなり、硫酸・過燐酸石灰・硫酸加里など硫酸化合物の肥料にかわって、尿素・溶性燐肥・塩化加里などが多く用いられるようになったことは一特色である(表140参照)。

表140 肥料消費純分量  
(単位 トン)

	N	P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	K <sub>2</sub> O
1934~ 36平均	367	256	101
45	10	13	7
50	423	233	85
51	475	288	146
52	373	225	124
53	458	275	275
54	471	307	332
55	511	332	387
56	547	352	406
57	565	300	453

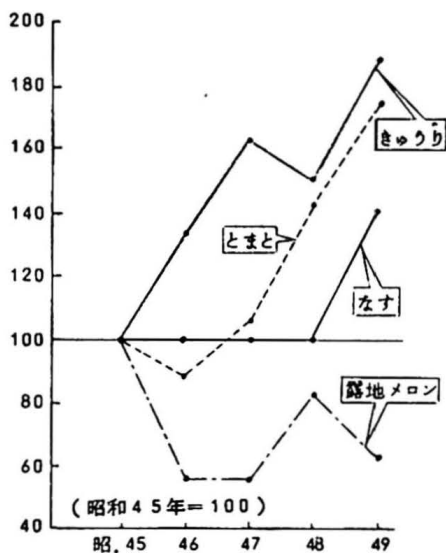
56年までは『日本農業基礎統計』による。57年は農林省農林漁業基本問題調査事務局『現状経済分析諸指標』1959年による。販売肥料のみ。



写140 大型化する鉄骨ハウス 九十九里町南新田  
古川力撮影 1979.9.10

また、耕種改善のなかで重要なものは、保温折衷苗代の普及によって、田植えの時期が一月も早くなり、九十九里浜平野の水稲栽培は、早場地帯を出現せしめた。更にビニール農法の普及は、特に蔬菜の促成栽培、抑制栽培を可能にし、今日の大型施設園芸農業をもたらした。

表141 九十九里町における施設園芸の作付面積の動き



中でも「キュウリ」は一九七〇年(昭和四五)には、八haであつたのが一九七四年(昭和四九)には一五ha、「トマト」は一九haであつたのが三三ha、「ナス」は五haであつたのが七haと大きく延びつつある。但し露地メロンは九十九里特産とし

表142 主要動力農機具台数 (単位 千台)

	電 動 機	発 動 機	動力耕耘機	動力噴霧機	動力脱穀機
1933~35 平 均	425 (100)	88 (100)	0.17 (100)	0.52 (100)	79 (100)
51	620 (146)	382 (433)	18 (11,090)	20 (3,798)	972 (1,223)
53	810 (191)	642 (727)	35 (21,069)	43 (8,444)	1,269 (1,596)
55	956 (225)	1,134 (1,283)	89 (53,530)	76 (14,817)	2,038 (2,564)
58	1,034 (243)	1,601 (1,810)	227 (136,825)	130 (25,257)	2,283 (2,872)

農林省農林漁業基本問題調査会事務局『農業構造問題に関する参考資料』1959年  
56~57頁。

て名声を博していたが最近減反の傾向をたどっている。即ち二一haから一三haへと落ちこんだ。この施設園芸農業の近代化(写真参照)は前述で詳細にふれている(表川参照)。

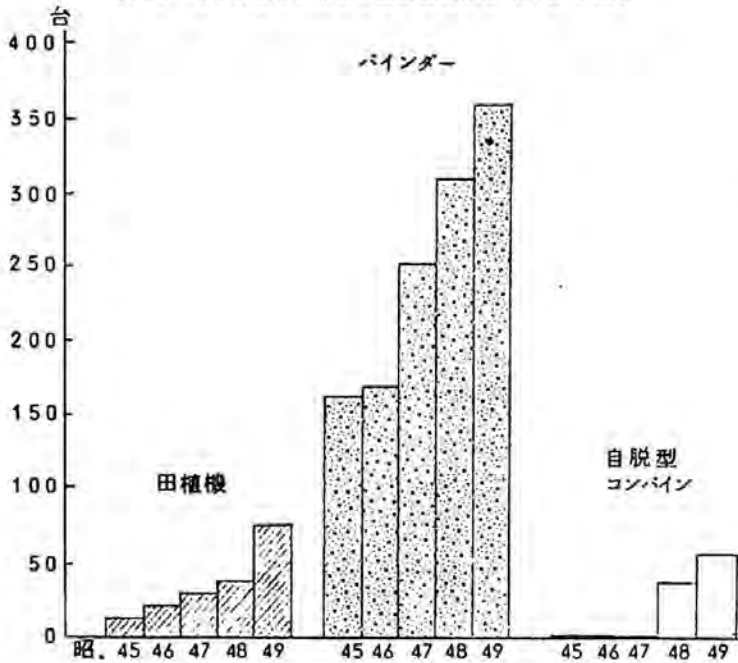
次に戦後の農業技術の発展を特徴づけるものは何んといっても、農業の普及と機械化の進展であろう。

農業についていえば、戦前一般に用いられていた、硫酸塩・硫酸銅・除虫菊・硫酸ニコチンなどのほか、戦後、パラチオン、D・D・T、B・H・C、マラソンなどというより強力な新薬が普及されるようになり、その結果農薬の使用量は戦後めざましくふえ、一九五七年(昭和三十)には戦前の一〇倍もの農薬が使用されるようになった。

次に機械化の進展には目覚しいものがあり、表142に示したように急激な進展である。戦前には日本農業で機械化されていたのは、脱穀調製といった、加工過程であって、本来の生産過程にはポンプによる揚水位しか機械はなかった。戦後は動力耕耘機を中心とする生産過程の機械化も目覚しく、基準の三三―三五年平均がわずか、一七〇台という貧弱な数であったのが、五八年には動

第四章 大正・昭和時代の郷土

表143 九十九里町における主要農業用機械の普及状況



資料：昭和45年は世界農林業センサス

46年～49年は県農業基本調査

九十九里町の農水産業 1975

力耕耘機が一、四〇〇倍にもなっている。

九十九里町にその例をとって見ても次の表143にはっきりわかるように、一九五五年（昭和三〇）動力散粉機・田植機・バインダー・自脱型コンバイン・農用トラクタ等は全く姿を見せていないが、一九七六年（昭和五一）には急激に増加している。急増したとはいえ、〇・七ha以上の経営農家六八〇戸に対して、田植機は二・八戸に対して一台、自脱型コンバインにいたっては四・六戸に対して一台といった状況に過ぎない。

九十九里町の農水産業統計によれば、主要農業用機械の普及は、

表144 九十九里町における農業用機械所有台数 1976

種類 年	動力耕耘機 トラクター	動力噴霧機	動力散粉機	田植機	バインダー	白脱型 コンバイン	農用 トラクタ
30	29	5	0	0	0	0	0
40	685	38	4	0	0	0	30
51	941	226	377	240	443	148	225

農家一〇〇戸当たりの普及台数は、一九七四年（昭和四九）では動力耕耘機六三・三台、動力噴霧機一五・六台、動力散粉機二七・二台、田植機五・九台、バインダー二七・〇台、自脱型コンバイン四・一台、農用トラクタ一五・三台で、一九七〇年（昭和四五）に比べると、いずれも増加しており、農業経営の省力化・近代化が進展している。中でも田植機・バインダー・自脱型コンバインの伸びは著しい（表田参照）。

以上のように戦後の農業の進展には目覚ましいものがある。しかし一方、戦前は戦前よりはるかに大量の生産資材が投入されながら、生産の方はそれに応じた増大を見ない。一種の収穫逡減の形になり、投下資本のメリットが著しく落ちていくといわねばならない。

近代化された農業技術および生産の構成が、零細な経営規模のわくにぶつかり、そのため過度の集約化が行なわれる形になっていると、考えなければならぬ。耕耘過程の機械化によって、労働生産力は高められたとしても、それによって浮いた労働力が、多角化の方に振りむけられたとしても、結局資本の効率は低下せざるをえなくなるのではないか。又次のようなこともいえるだろう。

肥料の増投は、いうまでもなく反収を増大させる。しかしある限度以上肥料を投下すれば肥効が低下することはよく知られている事実である。この肥効の低下をある程度阻止するためには深耕が必要とされるから耕耘機の導入が是非とも必要になってく



る。また肥料多用に伴う病虫害の多発を抑えるためには農業をますます多く用いざるを得なくなる。そこで全体として投下資本の効率はやはりさがることになるだろう。農業は近代化したにもかかわらず、あるいはむしろそのため農民に近代化された生活を保障し得ない矛盾もあるのではないだろうか。

それに加えて一九七八年（昭和五三）度より実施された「水田利用再編成事業」に至っては国家の至上命令であるにせよ、近代化の波にあふりを余儀なくせられ生産の増大こそ、農家の追いつがる方向であるのに対して、今後の日本農政のあるべき姿を問われるのではないだろうか。

（古川 力）

注

- (1) 幣原首相 幣原喜重郎（たはら きしげう） 外交官、政治家、大阪府生れ。東大卒。各国公使、ワシントン軍縮会議全権委員を歴て大正一三年（一九二四）年以後四度外相、対米英協調方針をとって軟弱外交と非難された。戦後昭和二〇（一九四五）年首相、ついで進歩党総裁、後自由党に入り國務相衆議院議長を歴任した。（一八七二—一九五二）

新村出 広辞苑より

- (2) ポツダム政令 ポツダム命令ともいう、昭和二〇年九月の勅令、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令の件」に基づき制定された命令。連合軍司令官の要求する事項の実施に特に必要な場合に制定された。政令・府令・省令（当初は勅令・閣令・省令の三種）ポツダムは東ドイツ、ベルリンの西南二五キロメートルにある都市、サンースーン宮ほか数多くの離宮・寺院・別荘などがあり湖水多く林泉の美で名高い。

- (3) 朝鮮戦争 大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国とが第二次大戦後の米・ソの対立を背景として一九五〇年六月衝突し、それぞれ国連軍・中国義勇軍の支援のもとに国際紛争にまで発展した戦争。一九五三年七月休戦、朝鮮動乱ともいう。

- (4) シェアプ改革 一九四九年（昭和二四）五月日本の恒久的な租税制度立案のため来日したアメリカ・コロンビア

大学教授シャウブ (C. S. Shoup) を団長とする七名の租税使節団の報告。ドッジ・ラインによる資本蓄積の強行を税制面で裏づけする具体案作成のため詳細な現地調査の上、八月二六日その概要を九月十五日一〇万語に及ぶ全文を発表。その主要点は直接税主義。国・地方税を通ずる税制合理化のため譲渡所得の全額課税、譲渡損失の全額控除を強調した上、(1)所得税の勤労控除二五%から一〇%への引き下げ、累進税率最高八五%を三〇万円以上一律五五%、変動所得制の導入。配当の源泉徴集廃止。(2)法人税の超過所得税の廃止。資産再評価と再評価益の六%課税。(3)府県税は付加価値にたいする新事業税、入場税、市町村税は住民税、固定資産税を中心とする。(4)地方配付金・国庫負担金を地方財政平衡交付金制度に改める等である。全文発表直後マッカーサーは吉田首相に勧告に基づく税制改革立案を要請した。

(5) エクステンション・サービス 遠方まで出かけての技術拡張サービス。

参考文献

- |               |              |                   |
|---------------|--------------|-------------------|
| 九十九里町         | 九十九里町の農水産業   | 昭和、五〇             |
| 日本近現代史辞典編集委員会 | 日本近現代史辞典     | 昭和、五三             |
| 岩波書店編集部       | 近代日本総年表      | 昭和、四三             |
| 九十九里町         | まちの産業        | 昭和、五二             |
| 大内 力          | 農業史          | 東洋経済新報社<br>昭和、三五  |
| 九十九里町農業委員会    | 旧豊海町 片貝町 鳴浜村 | 農地買収計画書<br>昭和、四八冊 |
| 古川 力          | 九十九里平野の農業用水  | 房総地理<br>昭和、四〇     |

第四項 九十九里町の成立

地方自治法 戦後一九四六年(昭和二一)九月、「市制・町村制」を改めて、地方自治体の自主自立性の施行 確立、地方行政運営に対する住民参加の拡大、地方行政事務執行の公正確保を基本方針と

して地方自治制度改革案が検討され、一九四七年（昭和二二）現憲法の制定と同時に「地方自治法」が制定された。

これを旧制度と比較すると、

1 議会権限を強化し、定例会の開催、議長および副議長は議員の中から選挙することとなり、許認可事項を大幅に整理して、国の監督権を限定した。

2 旧制の名譽職を廃止して、成年に達した住民はひとしく行政に参与できる道を開き、議会議員のほか、長も住民の直接選挙によって選任することとなった。

3 行政の効率化と公正の確保から、選挙事務については独立の選挙管理委員会が設置され、自主的立場から監査できる監査委員制度の創設や長・議会議員の解職、条例の改廃などの直接請求制度を導入した。

など画期的な改革であった。

また、一九四九年（昭和二四）シャウブ勅告によって、地方税制に大改革が加えられ、地方配付税から地方財政平衡交付金制度に変わり、地方財政の強化と事務配分の適正化が図られた。

しかし、六・三・三制の教育制度の実施による新制中学校の校舎建設など、町村の行政需要は年を追って増加し、折からのインフレの影響も加わって町村財政は赤字に苦しみ、行政処理能力は次第に低下していった。

この対策として、町村の規模を適正化し財政力を強化する方向で町村合併を促進する気運が起こって、きた。

表145 行政規模別調（抜すい）昭和27年現在

	鳴浜村	片貝町	豊海町	白里町
人 口	5,525人	11,436人	7,543人	9,305人
面 積	9.49平方坪	9.66平方坪	8.80平方坪	13.15平方坪
議 員 数	22人	26人	22人	22人
職 員 数	16人	29人	21人	23人

「昭和28年7月20日  
片貝町町村合併関係文書編冊」より

町村合併促進

当時の町村の状況を眺めてみよう。

とその背景

表145は、鳴浜村・片貝町・豊海町・白里町の一九五二年（昭和二七）における行政諸費である。（表146、146参照）これを一覽して気付くことは、議員数と職員数がほぼ同数であるということだ。このような職員数では町村長の補助機関として各種の事務を分掌する組織の編成は不可能で、次第に増加する事務量に対応できず、行政運営の停滞を起す結果となる。

財政規模も弱小で、表146に一九五二年（昭和二七）度決算から主要行政費の歳出総額に対する割合を掲げた

表146

その他	鳴浜村	片貝町	豊海町	白里町
産業経済費	8.8	6.8	9.0	11.5
保健衛生費	16.5	5.3	3.3	6.0
社会労働費	4.0	8.0	8.0	6.0
福祉費	4.0	1.0	5.0	2.0
教育費	26.0	25.5	18.4	21.5
土木費		11.5	16.5	3.7
警察消防費	3.3	7.6	4.6	4.0
役場費	33.5	31.1	32.9	43.2
議会費	2.0	3.2	2.3	2.8

表147 人口の実態 各年4月1日現在

町村名	鳴浜村	片貝町	豊海町	白里町
昭和23年(A)	5,671 <sup>人</sup>	12,044 <sup>人</sup>	7,798 <sup>人</sup>	9,565 <sup>人</sup>
24年	5,621	11,750	7,667	9,671
25年	5,525	11,436	7,673	9,505
26年	5,614	11,599	7,633	9,469
27年(E)	5,518	11,588	7,615	9,367
(E)-(A)	-153	-456	-183	-198

表146と同じ

が、主要な建設事業費である土木費が鳴浜村の三・三パーセント、白里町の三・七パーセントのように極めて少額で、道路の改良、橋の架け替えはもとより、補修すら思うにまかせない状況であった。

また、四町村とも表147のようにすでに過疎化が進んでおり、各町村の当事者は将来への危機感を持っていたことも事実である。

このようなことは、当時の地方自治体、ことに町村においては全国的な現象であった。地方自治は国政と密接不可分の関係にあるので、地方自治体を早急に充実強化すべきだという議論が起こっても当然のことである。

一九五三年（昭和二八）九月一日、「町村合併促進法」が公布され、同年

一〇月一日施行された。

その第一条には

「この法律は、町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もって町村における地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。」

と述べ、さらに町村規模の適正化については、第三条に

「町村はおおむね八千以上の住民を有するものを標準とし、地勢、人口密度その他の事情に照らし、行政効率を最も高くし、住民の福祉を増進するように、その規模をできる限り増大し、これによってその適正化を図るよう相互に協力

しなければならぬ。」

としている。

合併後の新町村建設計画の策定を義務づけ（第六巻、合併協議を容易にさせるため、第九条から第一六条までに議員の定数、任期の特例、地方財政法など関係法令の特例を設け、さらに合併促進の呼び水として新町村建設計画の実施の促進のため、国が行なう措置を第二九条に定めた。

「第二九条 国は、新町村建設計画実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、新町村建設計画に掲げる左の事項に係る財政上の援助について、事情の許す限り合併町村のために優先的な取扱いをするものとする。

一、小学校又は中学校の校舎の新築又は改修、その他教育施設の整備

二、消防自動車の購入その他消防施設の整備

三、病院、診療所、隔離病舎、水道施設、その他の衛生施設の整備

四、授産施設、保育所その他の厚生施設の整備

五、道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設の整備

六、前各号に掲げるものの外、合併町村の永久の利益となるべき建設事業

2 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる事業の実施について事情の許す限り合併町村のために優先的な措置を講ずるものとする。

一、道路の建設、河川の改修、漁港修築その他の土木事業

二、前号に掲げるものの外国の行う事業で政令で定めるもの

3 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる措置について合併町

村のために特に配慮するものとする。

一、国有財産（国有財産法（昭和二三年法律第七三号）第二条に規定する国有財産をいう。）の貸付、交換、売却及び譲与並びにこれに対する私権の設定

二、国有林野法に定める部分林の設定

三、新町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可

六・三制の教育制度が実施されて中学校は設置したものの、校舎の問題で困っている町村にとっては、合併すれば優先して校舎の新築、改修補助金を与えるという規定がキラキラと輝いて見えたであろうし、腕用ポンプに頼っている町村は、消防自動車の購入補助金にひきつけられたであろう。

永年の懸案であった道路や橋の新設も見通しが明るい。その上、国の行う事業……道路の建設、河川の改修、漁港の修築など……を合併町村のために行おう。合併町村が必要とするなら国有財産も便宜をはからう。起債が必要なら許可もしよう。町村合併こそが将来への唯一の道であるという内容である。

当時の町村長は、「速かに町村合併を実現し、その恩恵に浴すべきである。」と考えて、先を争って町村合併に没頭した。

このような地方自治体の反応ぶりを、「町村合併促進法の成立施行以来、わずかに二箇月余、今や町村合併の動きは全国的に大きく波及している。」と伝え、さらに「全般的に大体合併の気運にある府県は、青森・神奈川・千葉・茨城・静岡・岐阜・富山・滋賀・広島・岡山・鳥取・高知・福岡・熊本の一四県にのぼる。」としてゐる。

表148 町村合併推進本部表

町村合併推進本部	
委員長 自治庁長官 塚田十一郎	委員 川崎市長 金刺不二太郎
(政府関係)	京都宮市議會議長 高橋新吉
官房副長官 江口美登留	岐阜市議會議長 辻直吉
大蔵次官 河野一之	茨城県石下町長 関井仁
文部次官 田中發男	大阪府箕面町長 広瀬勝
厚生次官 木村忠二郎	大阪府石切町議會議長 辻竜太郎
農林次官 東畑四郎	(学識経験者)
郵政次官 大野勝三	政治評論家 蟻山政道
建設次官 稲浦鹿蔵	全指連会長 荷見安
自治庁次長 鈴木俊一	元内務次官 狭田茂
(地方公共団体関係)	新聞協会々長 小田島定吉
大阪府知事 赤間文三	地方財政審議委員会 萩田保
富山県知事 高辻武郎	公明選挙連盟副理事長 河原春作
兵庫県議會議長 有沢与七	主婦連副会長 船田文子
埼玉県議會議長 染谷清四郎	元文部次官 三辺長治
大阪市長 中井光次	元知事 三嶋誠也

政府は、一九五三年(昭和二八)九月一日、町村合併推進本部設置要綱を閣議決定し、一〇月一五日には表148の委員を決定するとともに、「明治の大合併以来の大事業」<sup>(2)</sup>という内閣総理大臣談話を発表した。

また、自治庁政務次官青木正は、

「英国現在の地方組織がつくられたという、いわゆる「馬の時代」一八八八年は、今から六四年前で、あたかもわが國



第四章 大正・昭和時代の郷土

表149 人口8,000人未満の町村数  
昭和29.9.1現在 自治庁調

都道府県名	人口8,000人未満町村数	内合併不可能数
北海道	115	5
青森	129	20
岩手	197	5
宮城	141	9
秋田	202	0
山形	196	0
福島	339	6
茨城	332	6
栃木	118	0
群馬	147	5
埼玉県	284	1
千葉県	242	0
東京都	52	6
神奈川県	89	0
新潟県	325	4
富山県	149	0
石川県	170	3
福井県	140	2
山梨県	183	0
長野県	342	24
岐阜県	261	11
静岡県	218	38
愛知県	123	0
三重県	258	0
滋賀県	149	6
京都府	129	0
大阪府	100	6
兵庫県	280	2
奈良県	121	7
和歌山県	190	4
鳥取県	127	0
島根県	194	6
岡山県	246	2
広島県	292	1
山口県	142	4
徳島県	107	8
香川県	141	9
愛媛県	207	22
高知県	153	17
福岡県	183	0
佐賀県	92	0
長門県	110	14
熊本県	289	0
大分県	171	0
宮崎県	32	0
鹿児島県	38	12
計	8,245	275

の明治二二年にあたる。くしくもこの年はわが国においてもまた、市町村制の公布を前にして山県内相が、七〇、四五の町村を一三、三四七と約五分の一に未曾有の大合併の断行した年に当たるのである。

英国においては「馬の時代」であったであろうが、わが国にあっては、徒歩かせいぜい「人力車の時代」であった。「馬の時代」につくられた組織が英国の現状に適合しないように、「人力車の時代」につくられた組織もまたわが国の「現代のわれわれの生活には適合しない。」ことはいうまでもない。

と述べている。(9)

町村合併促進法第三条に、「町村の標準規模を人口八千以上の規模にする。」としているが、当時わが国における人口八、〇〇〇未満の町村を都道府県別にみると、表149のとおりで、このうち地勢などの事情で町村合併不可能と思われる町村数を挙げてゐる。国の姿勢からすれば、その他の八、〇〇〇未満の町村(表149参照)

は、すべて町村合併は可能であり、好むと好まざるとを問わず合併すべきであって、さらにでき得る限り規模を拡大することが望ましいのである。

これがさらに発展して、市の要件の特例を認め、人口三〇、〇〇〇に達すれば市として許可する方針に具体化していったので、合併のメリット以上に名利を追う向きも出て、この時期、全国的に雨後のたけのこのごとく「市」が誕生した。

一九五三年（昭和二八）九月一日附の説苑新聞の社説は、「町村合併促進は難事業」と題してつぎのように述べている。

「近代社会の要求する行財政能力をもった基礎的公共団体として、人口八千位（ちゅうい）の町村規模が適当であるという考え方に対しては、理論的見地からの反対はほとんどみられない。

問題は、この一種の机上プランを一挙に実現することの政治的困難である。なにしろ町村数を三分の一にしてしまふというのは、明治二二年以来の大改革であり、明治以来の伝統的な住民感情にとっては革命的な事件である。自治庁では三か年計画で八〇パーセントの成功を見込んでいるというが、これは明らかに甘すぎる希望的観測である。

地方自治体の窮乏対策が町村合併に発展した事情はわかるが、問題の困難を十分念頭において、いやしくも住民感情を無視した官僚的机上プランを強要することのないよう、この難事業に十分な覚悟をもって臨むことを希望する。

千葉県議会事務局調査課編の「町村合併に関する資料」（昭和二九年一月三日）によれば、一九五三年（昭和二八）二月一〇日現在、進められている町村合併について、その隘路（あやふ）をつぎのように挙げている。

「一、町村合併の隘路について

町村合併の隘路として種々のことが挙げられているが、大体つぎのようなことに要約することができる。

。人事関係。

町村長の処遇の問題。

合併により地位身分を失うものがあること。

。財政関係。

町村の財政力、担税力の相違、税源の偏在があること。

租税負担率の相違があること。

平衡交付金の問題。

。住民の感情的摩擦、習慣、伝統の相違あるいは保守化選挙地盤の問題。

。国の財政措置が明確でないので、早急な予算措置が必要である。

。長い伝統を持つ現在の町村を僅か三年間で合併するのは至難であり、これを延長するのが適当である。

県内における 千葉県では、国の町村合併推進本部設置と

町村合併の動向 時を同じくして「千葉県町村合併促進審議

会設置条例」を一九五三年（昭和二八）九月県議会で議決し、これに基づき、同年一〇月委員をつぎのように決定した（表150参照）。

町村合併促進の実務は総務部地方課が担当したが、さらに徹底

表150 千葉県町村合併促進審議会表

白鳥義三郎	山野幸吉	宮内三朗	和田平武	狩野政一	山本力蔵	能勢剛	鈴木峻一	萩原正雄	池田龍治	福地新作	山本徳久	青木弘	竹沢平太	千葉県町村合併促進審議会
学識経験者	総務部長	千葉市長	千葉市議長	県教育委員	小見川町長	東金町長	多古町長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	議

表151 山武郡町村合併促進委員会表

鈴木敏敬	飯島喜一	鈴木峻一	若海五平次	鈴木五平次	能勢剛	新井信司	内山常治郎	堀越英次	花沢満	花沢享	山武郡町村合併促進委員会 郡選出県議
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	郡町村会長 副会長 副会長 副会長 副会長 副会長 副会長 副会長 副会長 副会長

表152

東葛	市原	千葉	部	区分		町村合併計画による合併件数											
				新設地区名	同件数	編入地区名	同件数	月別実施目標件数									
我孫子、各地区	八幡、五井、姉崎、 湿津、市西、牛久、 各地区	更科地区		一	同上	千葉地区	一	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一	二	
南行徳、柏、風早、 各地区				四	六	野田地区	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

各郡町村合併実施目標 昭二九・五 千葉県町村合併本部

を期すため、出先機関である地方事務所を町村合併促進の最前線基地として、各町村の情報収集、指導に当たらしめた。また各郡にそれぞれ町村合併促進委員会を組織させ、強力に町村合併の推進を図った。

山武郡における町村促進委員の顔ぶれは表151のようであった。

そして一九五四年(昭和二九)五月、各郡に町村合併の実施目標(表152参照)を与えてその推進を促している。

このため、各郡の地方事務所間に競争意識が生じ、先がけて

第四章 大正・昭和時代の郷土

計	安房	夷隅	君津	匝瑳	香取	山武	長生	印旛
	保田、勝山、豊田、 吉尾、鴨川、天津、 各地区	大多喜、勝浦、大原、 長者、各地区	湊、小糸、久留里、 中小、昭和、大貫、 各地区	旭、野榮、各地区	府馬、神代、笠川、 昭榮、大倉、神崎、 各地区	古城、二川、千代田、 横芝、成東、松尾、 各地区	長南、白湯各地区	大森、安食、千代田 各地区
四六	六	四	六	二	八	四	二	三
			木更津地 区		佐原地区	東金地区		
七			—	—	—	—		—
一一	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇	—	—	—	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—	—		
七	—	—	—	—	—	—		
六	—		—		—	—		
四	—		—		—			
二			—		—			
二			—		—			
一					—			

町村合併を完了しようとして、功を急ぐあまり前述の読売新聞が社説で警告した官僚的机上プランが合併試案と形を変えて町村に示された（表33参照）。この案が各町村の腹案と一致していれば問題はなかったが、単に図上で結びつけたような部分が多く、後に町村合併の経緯を錯綜させる原因となった。

第三節 戦後の郷土

郡市別合併状況に関する調 千葉県地方課

計		摘 要 ( ) 内は減少町村数	減少 町村	減( ) 少内は 町村は 促進法 累計後	町村数 の内訳	
町	市				町	村
村	村					
計	計				80	227
307	314	香取郡日吉、吉田、飯高、豊和、匝西塚郡編入			80	227
306	313	大柏村の市川市編入(1)	1	1	80	226
302	310	野田市の設置(4)	4	5	79	223
298	307	佐原市の設置(4)	4	9	78	220
290	299	小見川町(3)、大網町(2)、流山町(2)、多古町(1)の設置	8	17	78	212
284	294	茂原市(6)の設置	6	23	77	207
278	288	東金町(5)、本納町(1)の設置	6	29	77	201
276	286	三芳村(1)の設置	2	31	77	199
275	285	長老村(1)の設置	1	32	77	198
274	284	二宮町の船橋市編入(1)	1	33	76	198
271	281	長生村(2)、一宮町(1)の設置	3	( 3 ) 36	76	195
267	277	八千代町(1)、加茂村(3)の設置	4	( 7 ) 40	76	191
265	275	旭町(2)の設置	2	( 9 ) 42	76	189
264	274	白浜町(1)の設置	1	(10) 43	76	188
234	246	成田市(7)、佐倉町(6)、君津町(2)、多古町(3)、飯岡町(1)、海上町(2)、八日市場町(9)の設置	30	(48) 73	74	160
226	239	東金市(3)、千倉町(2)の設置、船木村椎柴村の銚子市編入(2)、豊富村の船橋市編入(1)	8	(48) 81	73	153
224	237	夷隅町(2)の設置	2	(59) 83	73	151
215	228	光町(3)の設置、西岬、神戸、富崎、豊房、館野、九重、富村の館山市編入(6)	9	(59) 92	74	141
212	225	鴨川町(3)の設置	3	(62) 95	74	138

第四章 大正・昭和時代の郷土

表153 昭和22年5月3日（地方自治法施行）以降

合併 年度	合併施行 年月日	市	郡 市 別											
			千 葉 郡	市 原 郡	東 葛 飾 郡	印 旆 郡	長 生 郡	山 武 郡	香 取 郡	海 上 郡	匝 瑳 郡	君 津 郡	夷 隅 郡	安 房 郡
昭	22. 5. 3	7	12	21	27	30	26	32	41	11	14	32	22	39
23	23.11. 3	7	12	21	27	30	26	32	37	11	18	32	22	39
24	24.11. 3	7	12	21	26	30	26	32	37	11	18	32	22	39
25	25. 5. 3	8	12	21	22	30	26	32	37	11	18	32	22	39
	26. 3.15	9	12	21	22	30	26	32	33	11	18	32	22	39
26	26. 4. 1	9	12	21	20	30	26	30	29	11	18	32	22	39
27	27. 4. 1	10	12	21	20	30	20	30	29	11	18	32	22	39
28	28. 4. 1	10	12	21	20	30	19	25	29	11	18	32	22	39
	28. 5. 1	10	12	21	20	30	19	25	29	11	18	32	22	37
	28. 7. 1	10	12	21	20	30	19	25	29	11	18	32	21	37
	28. 8. 1	10	11	21	20	30	19	25	29	11	18	32	21	37
	28.11. 3	10	11	21	20	30	16	25	29	11	18	32	21	37
	29. 1.15	10	10	18	20	30	16	25	29	11	18	33	21	37
	29. 2.11	10	10	18	20	30	16	25	29	9	18	32	21	37
	29. 3. 3	10	10	18	20	30	16	25	29	9	18	32	21	36
29. 3.31	12	10	18	30	17	16	25	26	6	9	30	21	36	
29	29. 4. 1	13	9	18	20	17	16	22	26	4	9	30	21	34
	29. 4.29	13	9	18	20	17	16	22	26	4	9	30	19	34
	29. 5. 3	13	9	18	20	17	16	22	26	4	6	30	19	28
	29. 7. 1	13	9	18	20	17	16	22	26	4	6	30	19	25

しかしながら、町村の窮乏対策として登場したので、早く優遇措置にあずかろうという町村の動きによって、全県的にみれば徐々に町村合併は進行していった。

一九五四年（昭和二九）一二月一〇日附の読売新聞によれば、同月二二日までに合併議決が終了する予定の町村は表四のとおりであった。

郡内における 山武郡内町村合併の動向 においても町村合併促進法の施行と前後し、各地域にわたって町村合併の動きが活発となった。まず、各町村では町村合併に

表154 1954年12月10日までに合併議決した市町村

30.	1. 1	千葉郡	生浜町、椎名町、菅田村	→千葉市へ編入
	1. 1	山武郡	日向村、睦岡村	→山武町
	2. 1	印旛郡	千代田村、旭村	→四街道町
	2.11	長生郡	庁南町、西村、東村、豊栄村	→長南町
	〃	安房郡	天津町、小湊町	→天津小湊町
	〃	香取郡	豊里村	→銚子市へ編入
	〃	長生郡	白濁町、南白亀村、関村	→白子町
	〃	夷隅郡	勝浦町、興津町、上野村	→勝浦町
	〃	君津郡	金田村	→木更津市へ編入

表155 町村合併について各町村における研究会委員会等の設置状況

昭28.10 山武地事務所調

町 村 名	年 月 日	町 村 名	年 月 日	町 村 名	年 月 日
東 金 町		源 村	27.12.23	福 岡 村	
大 網 町		増 穂 村		片 貝 町	28. 7.20
白 里 町		豊 海 町		日 向 村	28. 8.12
鳴 浜 村	28. 9.20	成 東 町		緑 海 村	
大 富 村	28. 8. 4	南 郷 村		大 平 村	
蓮 沼 村	28. 7.24	上 界 村	28. 8. 6	豊 岡 村	28. 7. 6
松 尾 町		睦 岡 村	28. 8.12	二 川 村	
横 芝 町	28. 3.27	大 総 村	28. 7.15		
千 代 田 村		土 気 町	28.10. 1		



第四章 大正・昭和時代の郷土

表156 山武郡町村規模等の調査 山武地方事務所調査

	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 密度	5.27年 度歳入 決算 (千円)	世帯数	産 業 別 人 口 (人)					
						農業	林業	水産業	商業	工業	その他
東金町 (第1次 終了)	29,763	69.65	427	92,149	5,485	10,218	18	4	734	1,857	1,819
源村	2,530	14.78	171	8,366	430	1,177	12	-	19	67	107
土気町	6,674	29.43	227	12,449	1,242	2,542	31	-	75	271	364
大網町	11,069	27.08	409	27,010	2,030	2,976	15	2	290	641	766
増穂村	3,903	13.92	280	7,220	666	1,837	1	-	33	74	144
福岡村	4,196	14.00	300	10,035	714	2,093	-	-	25	89	201
白里町	9,305	13.15	708	15,951	1,663	2,513	-	868	295	703	311
豊海町	7,543	8.80	857	16,736	1,368	1,750	4	823	199	529	270
片貝町	11,436	9.66	1,084	23,896	2,257	1,763	-	1,157	573	951	530
鳴浜村	5,525	9.49	582	10,821	980	2,023	-	257	87	196	153
成東町	6,273	12.20	514	13,536	1,197	1,571	7	-	182	340	443
日向村	5,022	20.79	242	9,412	910	2,048	18	-	58	205	225
大富村	2,765	7.07	391	6,223	483	1,109	6	-	37	97	134
南郷村	4,310	11.35	380	9,346	738	2,032	13	-	51	80	151
緑海村	5,597	9.90	565	10,163	1,048	2,246	4	322	112	253	161
蓮沼村	6,027	9.03	667	9,971	1,106	1,799	-	644	116	305	199
上堺村	3,466	8.30	418	10,702	621	1,368	2	122	29	110	91
大平村	3,815	11.98	319	7,684	658	1,658	-	-	37	79	119
松尾町	5,403	10.18	531	10,954	1,055	1,620	6	-	171	363	267
睦岡村	5,750	27.26	211	13,018	1,046	2,783	31	-	32	221	154
豊岡村	2,913	15.24	191	8,003	509	1,427	6	2	18	76	103
横芝町	6,571	9.69	678	12,988	1,324	1,493	4	-	348	518	390
大総村	3,670	15.16	242	7,497	617	1,726	6	-	88	205	264
二川村	6,240	22.16	282	13,633	1,094	2,785	6	-	34	425	16
千代田村	4,762	21.27	224	8,761	813	2,326	15	-	53	31	122
計	164,520	421.54	390	376,524	30,044	56,887	205	4,201	3,675	8,746	7,503

第三節 戦後の郷土

表157 山武部郡町村規模適正化試案(一) 山武地方事務所

地区	町村名	世帯数		人口		面積		人口密度		歳入総額 (千円)	税収総額 (千円)
		町村別	計	町村別	計	町村別	計	町村別	計		
1	東金町	5,485	5,485	29,736	29,763	69.63	69.63	427	427	75,827	45,810
2	土気町	1,242	1,242	6,674	6,674	29.43	29.43	227	337	11,573	6,471
3	大網町	2,038	2,704	11,069	14,972	27.06	40.98	409	365	28,575	16,779
	穂村	666		3,903		13.92		280			
4	福岡村	714	2,377	4,196	13,501	14.00	27.15	300	497	24,893	10,408
	白里町	1,663		9,305		13.15		708			
5	豊海町	1,368	3,625	7,543	11,436	8.80	9.66	857	1,027	38,892	12,420
	片貝町	2,357		18,979		18.46		1,184			
6	鳴浜村	980	2,766	5,525	15,432	0.49	30.74	582	502	29,291	12,179
	南郷村	738		4,310		11.35		830			
	綾海村	1,048		5,597		9.90		565			
7	成東町	1,189	1,672	6,273	9,038	12.24	19.31	512	468	18,224	10,695
	大富村	483		2,765		7.07		391			
8	源向村	430	2,386	2,530	13,302	14.78	27.26	171	212	30,975	14,518
	日向村	910		5,022		20.79		242			
	睦岡村	1,046		5,750		27.26		211			
9	廻沼村	1,106	2,385	6,027	13,308	9.03	29.31	667	454	25,731	10,260
	大平村	658		3,815		11.98		318			
	上界村	621		3,466		8.30		418			
10	松尾町	1,055	3,505	5,403	18,557	10.18	15.16	531	369	42,613	20,254
	豊岡村	509		2,913		15.24		191			
	横芝村	1,324		6,571		9.67		680			
	大総村	617		3,670		15.16		242			
11	二川村	1,094	1,907	6,240	11,002	22.16	43.43	282	253	21,323	11,546
	千代田村	813		4,762		21.27		224			
			33,054		164,528		421.52		390	347,917	171,340
(一)の中(4)(5)(6)の第二試案											
	白里町	1,663		9,305		13.15		708			
	豊海村	1,368		7,543		8.80		857			
	福岡村	714	3,745	4,196	21,044	14.00	35.95	300	585	41,835	15,282
	片貝町	2,257		11,436		9.66		1,184			
	鳴浜村	980	3,237	5,525	16,961	9.49	19.15	582	886	32,444	11,611

ついでの研究會、あるいは町村合併促進委員會が相ついで設置された(表155参照)。

これらの研究會、委員會などはいずれも町村長、町村議會議員および町村各種団体長をメンバーとしたもので、町村合併によるその町村の利害を研究し、自己と四圍の町村との合併の可否、得失などを具体的に比較検討したのである。

合併の対象とした町村の基準としては、

- 1、旧幕時代の五郷組合、明治初期の連合戸長役場など過去において行政的なつながりのある町村。
  - 2、経済圏、社会的交流圏内の町村。
  - 3、産業構造が類似の町村。
- などが挙げられる。

このように一応の基準をもって合併の相手町村を考えるわけだが、各町村とも手探りの域を脱することができず、初期においては急速進捗をみることは困難であった。

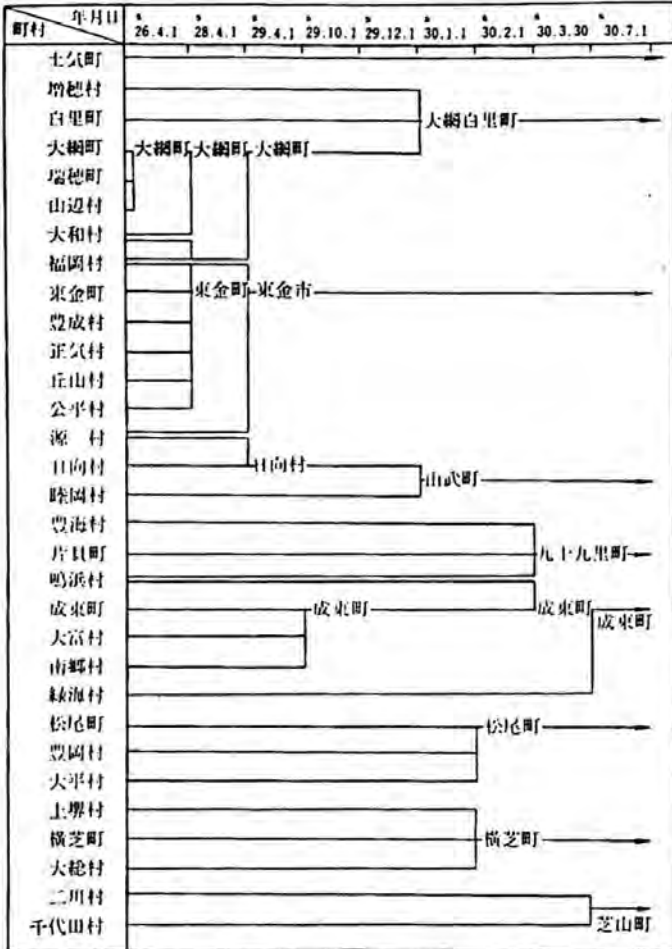
当時の郡内町村の実勢は表156のとおりである。

そこで山武地方事務所は、町村合併を急速に展開させるため、「山武郡町村規模適正化試案」(表157参照)を発表したが、試案という形式はとっているものの、一部にはこれが県側の意向であると考えられる者も多く、以後の町村合併の動向に少なからぬ影響を与えることとなり、かえって紛糾を招く原因となった。

郡内町村の合併の経過を表158にかかげたが、試案との関係が多少でも判ることと思う。

表158 郡内町村合併経過表

田村作図



九十九里町 九十九里町の合併の経緯は「合併日誌」を参照されたい。旧片貝町と旧豊海町の資料だけ誕生の経緯で編集したので、部分的にかたよりがあつたり、会議顛末の抄録が舌足らずであつたりするところは了承いただきたい。

当初、白里町・豊海町・片貝町・鳴浜村の四か町村で出発したこの地域の町村合併は、県が試案として示した「白里・福岡・豊海」案と「鳴浜・南郷・緑海」案の影響をまともなうけて、四か町村が互いに牽制するところとなり、白里町がまず脱落し、さらに鳴浜村では旧武射郡の五郷組合・霞組合村の連帯が「白幡・本須賀」の二部落を分村させる結果となつた。

片貝、豊海両町案まで縮少した町村合併は、鳴浜村における住民投票の結果、にわかには作田地区が加わることとなり、一九五五年（昭和三〇）二月一三日に議決した合併諸議案を三月一七日取り消し、三町村で改めて議決し、ゴールに到着した（表159参照）。

「合併日誌」（表159）に見られるように、この間の先達諸氏の心労はなみ大抵のものではなかつた。紙上から改めて敬意を表したい。

表159 九十九里町合併日誌 昭和二八・六 起 町村合併文書編冊より

年	月	日	記	事
一九五三	六	一〇		。片貝町議会全員協議会で町村合併問題を討議。
昭二八		一六		。片貝町において白里・豊海・片貝・鳴浜町村長議長会議。
		二五		。片貝町において白里・豊海・片貝・鳴浜四か町村庶務主任会議。
	七	二四		。片貝町において臨時町議会を開催。町長・議長・副議長・常任委員長をもって町村合併

二二	一〇	九	八	七	二七
一一	八	二二	二〇	二二	二八
<p>促進委員会を構成。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会、今後の活動方針について協議。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員が白里・豊海・鳴浜三か町村の議長・副議長を訪問。議員懇談会開催について申入れる。</p> <p>。白里議長、副議長片貝町を訪問。</p> <p>。鳴浜村と片貝町の議員懇談会。於片貝町千代本。</p> <p>。山武地方事務所において郡内町村長会議。町村合併の促進状況事情聴取。</p> <p>。白里町と片貝町の議員懇談会。於片貝町大野屋。</p> <p>。豊海町と片貝町の議員懇談会。於片貝町千代本。</p> <p>。片貝町議員協議会開催、七・二四の促進委員会を解散し、新たに次のメンバーによる促進委員会を発足。</p> <p>◎町長 鈴木五平次      議長 飯島 喜一      副議長 古川 光</p> <p>    総務常任委員長 秋葉 義市      農業協同組合長 吉井清太郎</p> <p>    漁業協同組合長 酒井 市作      農業委員長 岸本 政司</p> <p>    商工会長 富田 久      ◎印委員長。印副委員長</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会開催、今後の活動方針について。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員が白里・豊海・鳴浜三か町村を訪問、促進委員会の結成を申入れる。</p> <p>。片貝町・鳴浜村両町村合併促進委員懇談、於片貝町大野屋。</p> <p>。鳴浜側から南郷・緑海・鳴浜・片貝四か町村合併構想を提案。</p> <p>。片貝側は鳴浜とのみ合併を希望。</p> <p>。片貝・鳴浜両町村合併促進委員懇談、於鳴浜村東光寺。</p> <p>。鳴浜側から緑海村の事情説明。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会開催、現況の情勢を分析。</p> <p>。豊海は米軍基地に関連して財政的に支障がないので早急に町村合併を進める気運に至つ</p>					

	昭 二 九		一 九 五 四
	一 一 八		二
	二 四		三
	三		五
	五		二 〇
	二 〇		三
	三		一 五
	一 五		二 五
	二 五		一 九
	一 九		二 五
	二 五		一 九
	一 九		二 五
	二 五		一 九
	一 九		二 五
	二 五		一 九
	一 九		二 五
	二 五		一 九
	一 九		二 五
	二 五		一 九

ていない。鳴浜は片貝単独ならば応ずる気配である。米資の新井県議は「白里・豊海・片貝の合併を実現し郡南の雄として発足すべし。」と主張。  
 豊海町において片貝・豊海両町合併促進委員会開催。註(4)  
 片貝から当初の白里・豊海・片貝・鳴浜四か町村の合併促進を要望。  
 豊海町において白里・豊海両町合併懇談会開催。当面の状況分析。片貝・豊海・白里三町合併案について豊海側から説明。白里側は大綱・増穂・福岡・白里案もあり、白里とすれば白里・福岡・豊海の三か町村が理想である。鳴浜・片貝・豊海・白里は困難であると解答。

一九五四  
二九

一  
一  
八

二  
四

三

五

。片貝町合併促進委員会開催状況分析。  
 片貝案に対し白里は積極性がない。豊海も白里の動向を計りかねている。註(5)  
 片貝町において鳴浜村・片貝町合併促進委員会合同会議。  
 片貝町町合併促進委員会開催。鳴浜の条件 1、役場の位置 2、中学校統合 3、道路改修の申入れを検討。  
 片貝町役場において豊海町合併促進委員会および片貝・鳴浜合併促進委員会代表の懇談会。

豊海側から白里・豊海、片貝・鳴浜四か町村案を正式に提案。

鳴浜側から山武郡沿岸七か町村に拡大する案を発言する。片貝から産業構造の類似した四か町村合併案を希望し、東金からの呼びかけもあるが応ずる意志はないと説明。

豊海中講堂において白里・豊海・片貝・鳴浜合同促進委員会々議を開催。

豊海から特に白里が大綱もしくは福岡と合併する場合は行動を共にせず、沿岸町村合併の場合は行動を共にすると発言。

鳴浜村において、片貝・鳴浜両町村合同促進委員会懇談会。

鳴浜村から片貝・鳴浜両町村合併の場合の条件として 1、庁舎の位置、出張所の問題 2、中学校の統合 3、道路問題について改めて具体的に申入れがある。

一〇 九	八 七
二〇 二九 六	二五 一七 二二
<p>。片貝町合併促進委員会、議会議員と合同会議、片貝町の方針の再確認、豊海・片貝・鳴浜の三か町村案に絞るべきだという意見、鳴浜は豊海が加入した場合再考するとの情報発言あり。</p> <p>。片貝町役場において片貝・鳴浜両町村合同促進委員会、三、一五の解答について片貝側から合併町村の構想が判然しない現在、その時期でない」と説明。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会、急変した情勢の分析。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会、鳴浜村議会は片貝町との合併を決定したので、村当局は分村を回避するため努力を続けているが、見通しはむづかしいとの報告があった。豊海町西野地区は東金との合併を強く望んでいるが、吸収合併は不利と見ているようだとの情報。漁港問題もあるので将来二次的に東金市と合併すべきであるという動きについて発言、東金市との合併については時期尚早であるとの発言があった。</p> <p>。豊海町町村合併促進委員会。</p> <p>郡内では大網・増穂・白里のグループと成東・南郷・大富のグループの合併がほぼ決定したという情報について当面の問題を協議。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員鳴浜村を訪問。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会、町内各部落から合併促進についての上申を討議。(註6)</p> <p>。片貝町町村合併促進委員鳴浜村を訪問。</p> <p>鳴浜側から片貝は鳴浜とのみか、豊海を含めて考えているのか、質問があり、片貝側から片貝は、白里・豊海・鳴浜との四か町村に合併を呼びかけた。片貝・豊海・白里については九十九里自治体警察当時のつながりもあったので、鳴浜との折衝が先行したのである。しかし、最近白里は大網との合併が濃厚となり、白里を含む構想は消滅した。豊海は東金か片貝かに合併する途以外になくなったので、白里を除いた片貝・豊海・鳴浜三か町村の線が再考される状況となった。単独鳴浜という話もあった事なので、当面は</p>	<p>。片貝町合併促進委員会、議会議員と合同会議、片貝町の方針の再確認、豊海・片貝・鳴浜の三か町村案に絞るべきだという意見、鳴浜は豊海が加入した場合再考するとの情報発言あり。</p> <p>。片貝町役場において片貝・鳴浜両町村合同促進委員会、三、一五の解答について片貝側から合併町村の構想が判然しない現在、その時期でない」と説明。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会、急変した情勢の分析。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会、鳴浜村議会は片貝町との合併を決定したので、村当局は分村を回避するため努力を続けているが、見通しはむづかしいとの報告があった。豊海町西野地区は東金との合併を強く望んでいるが、吸収合併は不利と見ているようだとの情報。漁港問題もあるので将来二次的に東金市と合併すべきであるという動きについて発言、東金市との合併については時期尚早であるとの発言があった。</p> <p>。豊海町町村合併促進委員会。</p> <p>郡内では大網・増穂・白里のグループと成東・南郷・大富のグループの合併がほぼ決定したという情報について当面の問題を協議。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員鳴浜村を訪問。</p> <p>。片貝町町村合併促進委員会、町内各部落から合併促進についての上申を討議。(註6)</p> <p>。片貝町町村合併促進委員鳴浜村を訪問。</p> <p>鳴浜側から片貝は鳴浜とのみか、豊海を含めて考えているのか、質問があり、片貝側から片貝は、白里・豊海・鳴浜との四か町村に合併を呼びかけた。片貝・豊海・白里については九十九里自治体警察当時のつながりもあったので、鳴浜との折衝が先行したのである。しかし、最近白里は大網との合併が濃厚となり、白里を含む構想は消滅した。豊海は東金か片貝かに合併する途以外になくなったので、白里を除いた片貝・豊海・鳴浜三か町村の線が再考される状況となった。単独鳴浜という話もあった事なので、当面は</p>



- 七 八 鳴浜村の出方を待っている。東金との合併は今の時期考えていないと回答。鳴浜側は九、一三に委員が交替したのでこの回答は後日すると説明。
- 八 七 豊海町町村合併促進委員会、今後の方針について協議。
- 片貝町町村合併促進委員会。
- 豊海から昨七日部落代表、産業界代表、町長経験者議員の合同会議を開いた。その結論として 1、片貝単独ならば直ちに合併 2、鳴浜・片貝ならば藤下西野部落は分町になりかねないとの申入れがあったのでこれについて検討。
- 白里は大綱との合併が決定的で、鳴浜・豊海いづれも片貝との単独合併を希望しているが、片貝町としてはあくまで、豊海・片貝・鳴浜の三か町村の合併を促進すべきであると結論。
- 九 片貝町合併促進委員、鳴浜村を訪問。
- 一〇、六の片貝側の提案に対し鳴浜側の回答がまだにない。一〇、八の豊海からの申入れを説明、また水産団体からの合併推進に関する要望書註のについての説明を片貝側が行なう。
- 二一 豊海町町村合併促進委員会開催。
- 二五 鳴浜村町村合併促進委員会、片貝町を訪問。
- 九、二三鳴浜村議会全員協議会で全村片貝町に合併する決定をした。最悪の場合、白幡・本須賀の分村もありうるが、地理的な問題から面子の問題となっており、鳴浜村としては極力分村を回避するように努力する旨回答。
- 三〇 片貝町町村合併促進委員会開催。
- 一一、一から鳴浜村・片貝町に町村合併促進法による協議会を設置することを約束したが、鳴浜村が完全に分村しないという状況ではないので、協議会設置は延期するようにという地方事務所長からの指示を報告。片貝としては鳴浜が分村してもしなくても豊海と同時に合併を目指す結論。
- 。鳴浜村長・助役・議長・副議長片貝町を訪問。



二五	<p>。両部落の要望もあり、第二次に東金圏に入ることを鳴浜が了承するならば、両部落を説得して三か町村合併案を促進できると豊海側から発言。これに対し片貝側は、時流にしたがって次の構想をもつことはありうる事であり、第一次として三か町村の合併を推進願いたいと回答する。註<sup>(8)</sup></p>	
一一	二九	<p>。豊海町町村合併促進委員会開催、部落座談会の結果について報告。</p>
二二	<p>。片貝町において片貝・豊海両町合同促進委員会開催。</p>	
四	<p>。豊海側から一二、二五部落座談会を一齐に開いた結果 1、第一次に三か町村合併という線で八〇％／八五％は異議はない。2、真亀基地問題の引継。3、西野藤下は第二次合併の早期実現を要望している。と発言。</p> <p>。片貝側から第二次合併は第一次合併後に考えたい。鳴浜は当分見通しが困難なので、豊海の意向がはっきりした実情を鳴浜に伝え、分村するしないにかかわらず、その時機が来たら合併を進めることとして説明すると発言。</p>	
六	<p>。豊海町役場において片貝・豊海両町合同促進委員会開催。</p> <p>。片貝側・鳴浜の見通しが判らないので、一応豊海との話し合いを進めたいと鳴浜に伝えた。鳴浜はその時期に至ったならば、快く受け入れてもらいたいとの回答があったと報告。</p> <p>。鳴浜は山辺・武射の郡境の問題もあり、村当局が一本化に努力はしているようだが、なかなか捗っていないと説明。</p>	
一七〇七	<p>。片貝町役場において片貝・豊海両町合同促進委員会開催。</p> <p>。両町で早急に合併促進協議会委員の構成をすることに決定。</p> <p>。豊海町町村合併促進協議会委員の構成を行なう。</p> <p>。片貝町町村合併促進協議会委員の構成を行なう。註<sup>(4)</sup></p> <p>。町村合併促進協議会開催。</p>	

<p>一九五五 昭三〇</p>	
<p>二 七 一八 二六 八</p>	<p>二〇 二三 二五 二七 二八 三〇</p>
<p>。片貝町促進協議会開催。 九十九里町となった時の大字の呼称について。註<sup>四</sup> 。町村合併促進協議会開催。 。町村合併促進協議会開催。 藤下部落からの陳情書、質問書の取り扱いについて協議。 。町村合併促進協議会常任委員会開催。 。片貝町議会全員協議会。合併問題の経過報告。</p>	<p>規約の審議、協議会事務所の位置の決定、協議事項の選定を行なう。註<sup>四</sup> 。片貝町区長区長代理協議会開催。合併促進の経過報告。 合併促進協議会協議事項に対する区長・区長代理の意見聴取。 新町名については、「九十九里」、片貝の名称は起源も審らからでなく、古くは方貝、片海とも書かれ、口伝では「肩替」からきているという説もある。註<sup>四</sup> 。豊海町促進協議会開催。新町名は「九十九里町」と決定したいと結論。註<sup>四</sup> 。片貝町促進協議会開催。新町名に「片貝」という声もあるが、区長会では町名にこだわることという意見もあるので柔軟に考えたと結論。 。促進協議会常任委員会開催。 。片貝町促進協議会開催。協議事項に対する片貝案を作成。 大網白里のように片貝豊海では困る。「新しい酒は新しい革袋」の古語のとおり新しい町名がよいという意見があった。 。豊海町促進協議会開催。協議事項に対する豊海案を作成。 。町村合併促進協議会開催。 合併協議事項についての各町村について協議。註<sup>四</sup> 1、出張所の取扱い事務。2、町議会議員の選挙は第一回だけ小選挙区にする。3、新町名は「片貝」に拘泥せず、豊海に一任する。</p>

三	一三
八五	二
町村合併促進協議会常任委員会。 平間彰吾山武地方事務所長から鳴浜村の現況を説明。註 <sup>四</sup> 一、六 山武郡町村合併促進審議会で分村について知事勧告が適当と決定。 二、五 同伴を知事に上申。 二、九 鳴浜村長以下九名を県庁に招集調停したが、両者とも譲らないため、郡審議会の決定どおり進むこととなった。 二、一五 県審議会上に諮問し二、一六知事勧告の予定である。 大字作田は片貝と合併する意見である。 。片貝・豊海両町の合併の時期を昭三〇・三・三一と決定。註 <sup>四</sup> 。片貝町議会臨時議会を併行開催。 。豊海町議会臨時議会を併行開催。 合併案件を可決する。註 <sup>四</sup> 議案第一号 町村を廃し新町を設置する処分を知事に申請することについて。 議案第二号 財産処分を定めることについて。 議案第三号 現職議会議員を合併町議会の議員とすることについて。 議案第四号 町村合併促進法第九条の二第一項の協議について。 。片貝町促進協議会常任委員会開催。 。鳴浜村からの連絡事項について（住民投票の件） 。片貝町促進協議会開催。 。豊海町において町村合併促進協議会常任委員会開催。 。片貝町長鳴浜村を訪問。 。鳴浜村において分村可否の住民投票執行。 。豊海村役場において豊海・鳴浜・片貝三町村長会同。 三、五執行の鳴浜村における住民投票の結果、分村のやむなきに至ったことを鳴浜村長から報告。	

		<p>九 一 一五 一七</p>	<p>三 二</p>
<p>ついで豊海・片貝両町の合併目標三、三二に鳴浜村作田を含め九十九里町として発足することを要請。豊海・片貝両町長は主意を了承し、白幡・本須賀両部落が成東町と合併する以上、作田が残るので共に九十九里町として出発したい。三、三一の発足申請書は三、一四の県議会に提出しなければならぬので、三、一一までに各町村とも急遽議案を招集し、鳴浜村を含める補正議決をすることに決定。</p> <p>。豊海町促進協議会開催。</p> <p>。鳴浜村の一部が合併に加入することについて協議。</p> <p>。豊海町促進協議会開催。</p> <p>。片貝町議会議員と促進協議会委員と合同会議。</p> <p>。片貝町・豊海町・鳴浜村三町村併行して臨時町議会を開催、合併案件を可決する。</p> <p>議案第一号 議決議案の取消を求めることについて。</p> <p>議案第二号 町村を廃し町を設置する処分を知事に申請することについて。</p> <p>議案第三号 財産処分を定めることについて。註四</p> <p>議案第四号 町村合併促進法第九条第一項第一号の協議について。</p> <p>議案第五号 町村合併促進法第九条の二第一項の協議について。</p> <p>議案第六号 町村合併促進法第九条の三の協議について。</p> <p>議案第七号 農業委員会について。註四</p> <p>。九十九里町議会臨時会を招集。</p> <p>昭和二十九年九十九里町歳入歳出予算（俗に一日予算といった。）</p> <p>昭和三十年九十九里町歳入歳出予算ほか条例案件などを原案のとおり可決して九十九里町が発足した。</p>	<p>記事 中 三、一五とあるのは三月一五日である。</p>		

九十九里町

このようにして九十九里町は発足した。

の産声

「九十九里」という新町名は現在でもわれわれに快よい音韻と歴史的ななつかしさを覚え

させてくれる。

「ローマは一日にしてならず……。」という格言もあるが、九十九里町にしても衆知と互譲と協力の結果がもたらしたものである。

一九五五年（昭和三〇）五月一日、初めて九十九里町長選挙が執行され、初代九十九里町長として山口虎三郎が当選した。

それまでの間、町長職務執行者には前豊海町長桜井正中が就任し、旧片貝・豊海・鳴浜の町村長・助役が参与に選任されていた。

なかでも一九五三年（昭和二八）から一九五五年（昭和三〇）までの間三町村合併の中心人物であり、調整役をつとめた前片貝町長鈴木五平次は、町村合併の大功労者として当然新九十九里町の町政を担当するものと見られていたが、新町発足を機会に敢然と勇退し、後進に道を譲った。他町村の例のように、とかく役職に恋々たりがちななかにあつてこの行動はきわめてすがすがしく、現在でも町民の語り草となっている。

九十九里町発足当時の町内各部落の人口・戸数などを表100にかかげておく。

新町村

合併時の協議事項に盛り込まれた町村間の条件、住民の要望を満たし、かつ新九十九里町の躍

建設計画

進にむけて新町建設五か年計画が定められた。

これは、新市町村建設促進法（昭和三二年法律第一六四号）によるもので、一九五六年（昭和三二）度を初年度

表160 各部落に関する調 合併資料より

	部 落 名	戸 数	人 口 (人)	有権者数 (人)	
鳴浜村	作田	150	940	481	
	田納岡屋計	321	1,753	939	
		471	2,693	1,420	
片貝町	法水北屋中須	39	243	126	
	神	21	134	64	
	久山増里	27	176	105	
	川新中	263	1,311	685	
	堀新	77	434	234	
	下高	296	1,451	749	
	西	36	216	119	
	前下西北	46	285	169	
	田荒小	53	267	141	
	田荒小	564	2,606	1,431	
	田荒小	55	336	174	
	田荒小	222	1,057	547	
	田荒小	57	330	217	
	田荒小	193	915	418	
	田荒小	89	570	307	
	田荒小	210	999	522	
	田荒小	40	179	89	
	田荒小計	2,288	11,509	6,169	
	豊海町	真真真真真	1	69	251
		真真真真真	2	56	190
真真真真真		3	109	285	
真真真真真		4	97	261	
真真真真真		5	56	170	
真真真真真		6	63	170	
真真真真真		7	32	96	
真真真真真		8	66	167	
真真真真真		9	55	136	
真真真真真		10	32	104	
真真真真真		11	37	114	
真真真真真		12	35	124	
真真真真真		13	64	169	
真真真真真		14	25	81	
真真真真真		15	53	159	
真真真真真		16	35	125	
真真真真真		17	96	245	
真真真真真		18	9	37	
真真真真真		19	58	167	
真真真真真		20	63	171	
真真真真真		21	27	106	
真真真真真		22	77	178	
真真真真真		23	60	169	
真真真真真	24	69	189		
真真真真真	25	34	108		
真真真真真	26	1,377	3,951		

として実施に移された。

その概要を表161に示す。

また、一九五七年(昭和三二)度には国の農山漁村振興政策に呼応して農山漁村振興計画を樹立し、昭和三二・三三の両年度に実施し、新町建設計画のうち産業経済振興の分野において補完的な役割を果たした。



表161 九十九里町役場所蔵「新町建設計画関係綴」より

事 項	新 町 建 設 計 画
<p>一、新町名</p> <p>1、関係町村</p> <p>2、合併の形式</p> <p>二、新町建設基本方針</p> <p>三、町役場または出張所の統合整備に関する事項</p> <p>1、役場の位置及び増築方針</p> <p>2、出張所の位置</p> <p>3、出張所の増築方針</p> <p>4、出張所の行なう事務</p>	<p>一、九十九里町</p> <p>1、片貝町・豊海町・鳴浜村</p> <p>2、対等合併</p> <p>二、</p> <p>1、町村規模の適正化と産業の振興を図り、政治・経済・文化等全機能を充分に發揮し、健全なる地方自治体を建設するとともに、新町の画期的發展を期するを基本的理念とする。</p> <p>2、農業の振興を期するとともに商工・水産業の隆昌を招来せしめ且つ、これら産業不離一体の施策を推進する。</p> <p>3、漁港の修築工事を国費をもって速かに着手、その他工場の誘致育成等都市計画事業を中心とした交通網の整備、教育文化施設の充実及び有線放送等これらの施設を優先的に実施し住民・福祉増進を期する。</p> <p>三、</p> <p>1、新町の役場は現片貝町役場に置き、その建物は現片貝町役場をこれに充て、昭和三十四年度において新築する。</p> <p>2、現豊海町・鳴浜村の役場は九十九里町役場の出張所とすること。</p> <p>3、なし</p> <p>4、い、公印の管守に関すること。</p> <p>ろ、戸籍に関する事務。</p> <p>は、町税及び税外歳入の徴収に関すること。</p>

四、小学校、中学校その他の教育施設の整備統合に関する事項

1、小学校の位置

2、小学校校舎の増改新築の方

針

3、小学校の学区

4、中学校の位置

5、中学校の増改築

6、中学校の学区

7、小学校、中学校の転用方針

8、その他の学校の組合整備に

関する事項

9、公民館の統合整備に関する

事項

四、

に、住民の登録に関すること。

ほ、失業対策に関すること。

へ、主食の配給に関すること。

と、地区農業委員会に関する事務。

ち、簡易な証明に関すること。

り、渉外事務に関すること。

ぬ、その他町長において命じた事務。

1、校舎の位置は現在のままとし、名称は片貝町立片貝小学校を九十九町立

片貝小学校・豊海町立豊海小学校を九十九里町立豊海小学校・鳴浜村立鳴

浜小学校を九十九里町・成東町組立立鳴浜小学校とする。

2、校舎の増築を図り、各校の教育の均等整備を図るものとする。

3、学区は現在通りとする。

4、位置は現在のままとし、名称は片貝町立片貝中学校を九十九里町立片貝

中学校・豊海町立豊海中学校を九十九里町立豊海中学校・鳴浜村立鳴浜中

学校を九十九里町・成東町組立立鳴浜中学校とする。

5、校舎の増築と拡張を図り各校の教育の均等整備を図るものとする。

6、学区は現在通りとし、将来は統合整備について協議する。

7、なし。

8、各校の教育均等を図り、統合整備については、研究の上計画する。

9、現豊海町及び鳴浜村に公民館を新設し、分館活動を助成する。

- 
- 10、図書館の統合整備に関する事項
- 五、消防施設の統合整備に関する事項
- 1、消防機械器具の統合整備に関する事項
- 2、消防団の統合整備に関する事項
- 六、病院・診療所・隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項
- 七、授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項
- 1、保育所の統合整備に関する事項
- 2、公営住宅・公園・運動場その他の厚生施設の統合整備に関する事項
- 八、道路・トンネルその他の土木建設の整備に関する事項
- 1、道路の整備に関する事項
- 2、橋梁整備に関する事項
- 九、水道事業、自動車運送業その他
- 
- 10、公民館に併設し、巡回文庫を設ける。
- 五、
- 1、ポンプの機械化に努め、五か年に自動車ポンプ一台、可搬動力ポンプ六台計七台を新設し、貯水池六か所を新設するものとする。
- 2、現消防団を統合して九十九里町消防団とし、消防施設の充実に努め、併せて分団の統合整備を行なう。
- 六、現在該事項なきも将来研究計画する。
- 七、
- 1、片貝地区保育所の拡充整備と豊海地区に保育所を新設する。
- 2、児童遊園地を二か所設置しさらに県立九十九里公園の一環として観光行の充実に努め、海岸一帯の白砂青松の地を利用して国民の保健地として厚生施設の完備を期す。
- 八、
- 1、県道の整備、ことに一宮・飯岡線（現在失対事業工事中）の完成促進を図るとともに別紙計画にもとづき、町道の新設改修と産業道路の補強改修を併せて行ない、一部は失業対策事業として行なう。
- 2、道路の増幅改修に伴い橋梁を改修補強する。
- 九、
-

<p>他の公営企業に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、水道事業に関する事項</li> <li>2、自動車運送業に関する事項</li> <li>3、その他の公営企業に関する事項</li> </ol> <p>十、基本財産の造成に関する事項</p> <p>十一、前号までに掲げるもの外、町村合併の目的を実現するために必要な計画を樹て永久の利益となるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、河川に関する事項</li> <li>2、溜池に関する事項</li> <li>3、用排水路に関する事項</li> <li>4、堤防に関する事項</li> <li>5、治山に関する事項</li> <li>6、開拓干拓に関する事項</li> <li>7、耕地整理に関する事項</li> <li>8、公有水面埋立に関する事項</li> <li>9、都市計画に関する事項</li> <li>10、その他の建設に関する事項</li> <li>十二、本年度及び爾後八か年度別財政計画</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、なし。</li> <li>2、将来は住民福祉の増進のため、町営バスを新設し町内の交通を便ならしめる。</li> <li>3、なし。</li> </ol> <p>十、関係町村の所有する基本財産は、一切新町に引継ぎ、基本財産として維持管理する。</p> <p>関係町村の区域内にある国有地を払下げ基本財産の造成を行なうものとする。</p> <p>十一、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、なし。</li> <li>2、なし。</li> <li>3、両総用排水事業の完成促進に努める。</li> <li>4、作田川、真亀川の堤防完備を期す。</li> <li>5、なし。</li> <li>6、なし。</li> <li>7、なし。</li> <li>8、なし。</li> <li>9、道路の整備、美化等の計画を樹立する。</li> <li>10、なし。</li> <li>十二、別紙添付。</li> </ol>
--	---

農山漁村振興基本計画（図219参照）

振興の構想

一 農業

農業は水稲に偏り弾力性に乏しい経営性に鑑み、昭和三一年度から今後五か年の農業振興基本方針としては、土地条件の整備を行い、この基盤の上に土地利用の増進とこれに関連する裏作の拡充及び有畜農業を促進して、多角的な生産の向上、技術改良、共同利用施設の整備と相俟ってこれが安定を図る。

イ 水稲作の増強

- (1) 土地改良の促進 かんがい排水としての既定分は一三〇町歩、更に両総用水中部土地改良区を設立、九〇〇町歩を実施する。

- (2) 耕種改善 水稲の優良種子の導入と保温折衷<sup>やうちゆう</sup>苗代の強化を図り、更に自給肥料確保のため堆肥舎普及、共同肥料配合施設、共同防除機具の整備により汚生害<sup>おせいがい</sup>防除を強化する。

ロ 裏作の増進

裏作面積を引き上げるよう推進し、次の計画を進める。

- (1) 土地改良の促進

- (2) 菜種及び豆科類の増産を図る。

ハ 有畜農家の確立

草資源の開発を図り、サイロの増設を勧奨する。海産物加工工程による沈澱物<sup>ちんげいぶつ</sup>の処理を有効に飼料化する。

ニ 森林資源の確保

植林の徹底を図る。砂防林の増植（作田地区の県有林三町歩を基幹として带状に幅三六米、長さ六、六〇〇米

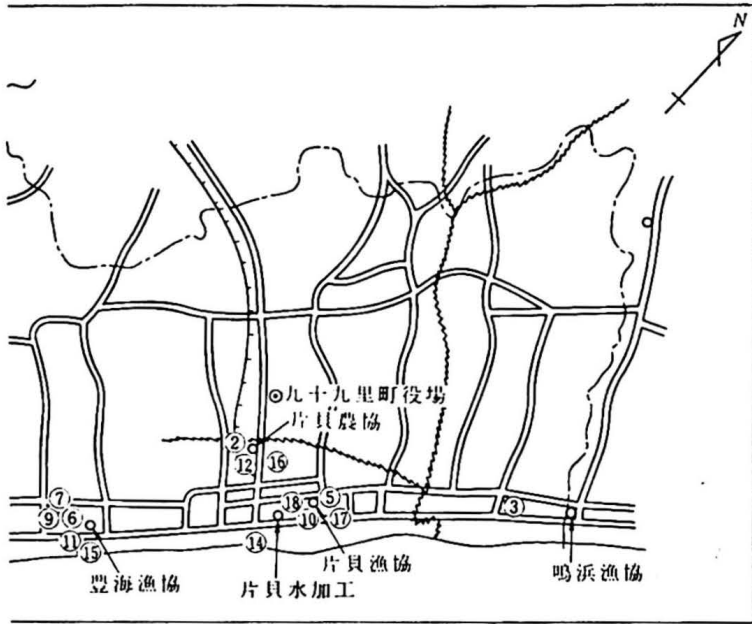


図219 農山漁村振興計画実施事業関係配置図

の植林を行う。

ホ 副業の奨励

薬加工品及び繊維品による加工副業の振興を図る。

ハ 果樹の増植

庭先利用による果樹の増植を図る。

二 水産

水産は九十九里浜の特異的な砂丘、砂浜による遠浅海岸を基地としての遠海漁業は、人的労働を消費し、且つ駐留軍射撃演習基地として更に制約を受ける特異的な存在に基づき、築港及び附帯事業の拡充を図り、共同利用施設の整備と相俟って安定を図る（写真参照）。

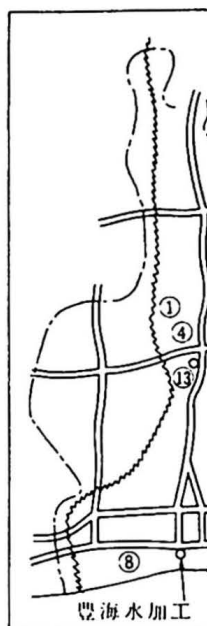
イ 水産の増強

(1) 漁船基地としての築港の促進を図り、大型漁船による近代的漁法の採用、小型船による漁民の自営操業等により、加工材料の入手を容易ならしめる。

第四章 大正・昭和時代の郷土

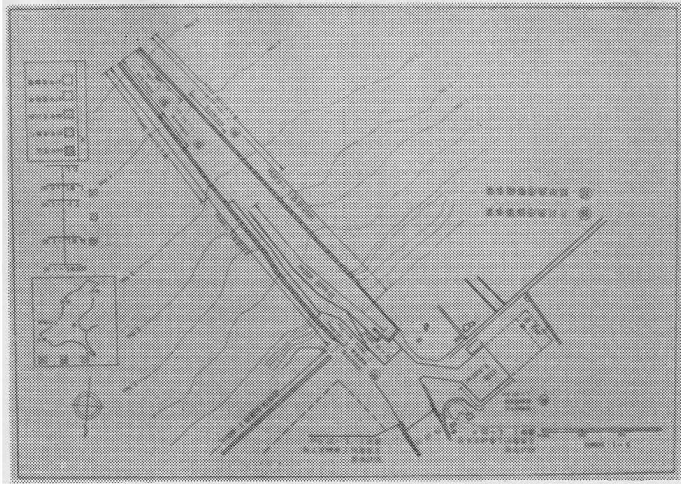
1	水田裏作推進モデル施設（豊海農協）	2
2	自給養豚共同施設（片貝農協）	1
3	共同作業所（作田実行組合）	1
4	農機具修理施設（豊海農協）	1
5	農村副業共同施設（片貝漁協）	1
6	農村副業共同施設（豊海漁民組合）	1
7	共同給油施設（豊海漁協）	1
8	簡易冷蔵庫（豊海水加工）	2
9	共同荷捌所（豊海漁協）	2
10	共同荷捌所（片貝漁協）	2
11	農業放送施設（豊海漁協）	1
12	農業放送施設（片貝農協）	2
13	農業放送施設（豊海農協）	1
14	荷揚用漁業専用道路（片貝漁協）	1
15	荷揚用漁業専用道路（豊海漁協）	1
16	肥料配合施設（片貝農協）	2
17	冷蔵施設（片貝漁協）	1
18	冷蔵施設（片貝水加工）	2

末尾の1、2は実施1年度、2年度のことである。



註

- (1) 昭和二九年一月三日附「町村合併に  
関する資料」千葉県議会調査課編より
- (2) 総説篇九五ページ参照
- (3) 月刊誌「地方自治」第七号町村合併特  
集号より
- (4) 豊海町の合併促進委員  
町長 桜井 正中  
助役 古川 庄三郎
- (5) 乗組員の特殊技術の研磨養成を図る。
- (6) 出入船の報導施設を設け、出漁、帰港、  
水揚げの際の体制を合理的にする。
- (4) 加工技術、加工設備、企業体制の整備  
改善をなし、漁業との総合的振興を図  
る。
- (3) 漁獲物の鮮度保持及び作業能率増進の  
ための荷揚用漁業専用道路の設置を図  
る。
- (2) 加工材料の貯蔵、保管施設の増強を図  
り、漁家の市場価格の保持を図る。



写141 片貝漁港修築計画平面図



写142 片貝漁港



議 長 鈴木 源一郎 副 議 長 戸 村 要之助  
 漁協組合長 小栗山 熊太郎 農協組合長 川 島 巖  
 水産加工 組合長 古 川 義一郎 農委 会 長 桜 井 和  
 郵便局長 桜 井 暉 夫 婦 人 会 長 篠 崎 て い  
 青年 会 長 只 塚 憲

(5) 昭和二十九年一月八日、豊海町長から片貝町長への書簡

「町村合併の場合、豊海・白里は行動を共にする。白里の構想は白里・豊海・福岡の二町一村、豊海の構想は白里・豊海・片貝・鳴浜の三町一村である。早い機会に白里・豊海・片貝三町の促進委員会を開きたい。」

(6) 片貝町の各部落から提出された町村合併に対する意見書は総説篇九九ページにかけるほか、つぎのようである。

「昭和二十九年九月二十六日

第十二自治区長 古 川 愛 光

片貝町長 鈴 木 五平次 殿

町村合併についての答申

儀に御下問の標記の件に關し当区に於て左記に依り区民大会を開催協議の結果、片貝町を中心に豊海・鳴浜両町村を合併致度ことに意見の一致を見ましたので報告致します。

記

一 開催日時 九月二二日 午後七時

一 同 場所 月読神社々務所 以上

西の下自治区長山本政市、小関区長高橋嘉からも同様の文書がある。

(7) 総説篇九八ページ参照

(8) 山総第六三三三号昭和二十九年一月二〇日附山武地方事務所長から豊海町長に宛てた文書には、郡内合併未了町村について「県は明春の町村議會議員の改選期までに合併未了町村の大部分を合併完了させる方針……合併諸障の事態を現地について調査せらるることとなり……」実態調査を行った。豊海町は一月三〇日に行われたよ

うである。各町村ともこの時期には何らかの結論をもたなければならぬところへ追いつめられていた。

(9) 宿神社・小学校・西野岡武雷神社・藤下岡天王様・栗生岡面足神社・栗生新田神社・真亀上須賀神社・真亀下水神社・真亀納屋夷神社・真亀芝子安神社・真亀新田神社・不動堂納屋消防庫・下貝塚納屋神社・細屋敷納屋厄神社・栗生納屋神社（豊海町町村合併関係より）

(10) 町村合併促進協議会委員の構成（表162参照）

(11) 「町村合併促進協議会規約」

（協議会の目的、名称及び協議会を設ける町村）

第一条 この協議会（以下「協議会」という。）は、片貝町及び豊海町（以下「関係町村」という。）合併促進協議会と称し、関係町村が町村合併促進第五条の規定に準じて、町村合併に関する必要な調査、新町村建設計画の策定その他合併に関する協議を行うことを目的として設けるものとする。

（協議会の担任する事務）

第二条 協議会は左に掲げる事務を行う。

一 町村合併に関する必要な調査

二 町村合併促進法第六条第一項に規定する新町村建設計画の策定、その他の町村合併に関する協議

（組織）

第四条 協議会は委員四十六人をもって組織する。

（会長及び副会長）

第五条 会長及び副会長は関係町村の議会の議長及び長が協議して定めた者を以てこれに充てる。

2 会長及び副会長は非常勤とする。

第六条 委員は左の者をもってこれに充てる。

一 関係町村の議会の議長及び副議長

二 関係町村の議会の選任した議員各六人

表 162 町村合併促進協議会委員構成表 豊海町

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
町長	板井正中	議会厚生委員長	竹内尚	青年会長	鈴木富司
助役	鈴木源一郎	同 消防委員長	木原常治郎	海産加工組長	古川義一郎
副 議 長	古川庄三郎	消防団長	板井熊雄	婦人会長	篠崎てい
議会総務委員長	戸村要之助	農業委員長	板井和	学識経験者	小高義雄
財政委員長	篠崎弘次	教育委員長	山本通三	同	丸高重内
同 員	篠崎豊太郎	商工会長	行木喜一郎	同 計	飯高賢吉
同 員	安美留政市	農業協同組合長	川嶋	。印 常任委員	二十二名
同 員	佐久間俊	漁業協同組合長	小栗山熊太郎		

表 163 町村合併促進協議会委員構成表 片貝町

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
町長	鈴木五平次	議 員	鈴木実	青年会長	鈴木隆
助 役	大塚半治	土木委員長	鈴木源左衛門	海産加工組長	最首長吉
議 長	飯島喜一	消防団長	土田昇	婦人会長	峰岸きよ
副 議 長	古川光	教育委員長	伊藤博愛	学識経験者	古川激
議会総務委員長	秋葉義市	農委代表	高柳禎	同	山口虎三郎
同 員	梅沢好春	商工会長	富田久	同 計	花沢享
同 員	谷川義雄	農業協同組合長	岸本政司	。印 常任委員	二十二名
同 員	山口武彦	漁業協同組合長	酒井市作		

三 関係町村の長及び助役

四 関係町村の区域内の公共的団体等の役員及び職員並に学識経験者で関係町村の長がその協議により定めた者各十三人

2 委員は非常勤とする。

(常任委員)

第七条 協議会に常任委員を置く。

2 常任委員は十四名を以て構成し、関係町村の中から各七名を選出する。

第八条 常任委員は協議会に代つて第二条の事務を処理することが出来る。

(会長の職務代理)

第九条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第十条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は会議に附議すべき事件とともに会長が予めこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十一条 協議会の会議は委員の半数以上の者が出席しなければこれを開くことができない。

2 会長は協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は協議会の会議で定める。

(職員)

第十二条 協議会の担任する事務に従事する職員は関係町村の職員の中から関係町村の長が協議して定める。

(協議会の経費)

第十三条 協議会に要する経費の負担額、支出方法その他必要な事項は関係町村の長が協議して定める。

(雑則)

第十四条 この規約に定めるものの外協議会に関し、必要な事項は関係町村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十九年十二月十日から施行する

町村合併協議事項

- 一 合併の型式について
- 二 合併の期日について
- 三 新町名について
- 四 新町役場の位置について
- 五 新町役場出張所の位置及び取扱事務について
- 六 新町建設計画の樹立について
- 七 議会議員の任期について
- 八 教育委員会の取扱いについて
- 九 農業委員会の取扱いについて
- 一〇 選挙管理委員会の取扱いについて
- 一一 町村有財産又は負債の帰属処分について
- 一二 小学校中学校の名称及び学区について
- 一三 議員の選挙について
- 一四 各種団体の統合整備について
- 一五 各町村の廃置分合の議決の期日について
- 一六 廃置処分に関する処分申請書提出の期日について
- 一七 町長職務執行者及び収入役職務代理者について
- 一八 町税について（賦課並に未納整理）
- 一九 自治区の設置について

二〇 その他の事項

(12) 片貝町町村合併文書編冊によれば法久・川間自治区長中村城の発言である。

(13) 正式会議における「九十九里町」という新町名の提案は豊海側から出されており、豊海町の誰の発案で豊海町案になったか資料不足でつまびらかでない。

(14) 昭和二十九年一月三〇日、片貝豊海両町協議の結果(表164参照)

表164 昭和二九、一三〇、両町協議の結果

協議事項	片貝町の意見	豊海町の意見	一、二、三〇両町常任委員会意見
一、合併の型式について	対等合併	対等合併	意見一致
二、合併の期日について	二月一日予定	二月一日予定	三月一日予定
三、新町名について	片貝町	新町名を選定する	九十九里町に一致
四、新町役場の位置	現在の片貝町役場	豊海町片貝町の境界附近に五か年計画で新築する。但しその間他の市町村と合併するような場合は改めて協議する。	豊海案に一致
五、新町村役場出張所の位置及び取扱事務について	現在の豊海町役場をあて豊海出張所と称する。 税務(徴収)戸籍とその附帯事務配給事務	新町役場の新築までは片貝町役場を本庁とし豊海町役場を出張所とする。 戸籍、住民登録、配給出納及び税務の一部、渉外事務農委事務	出納のうち支出は限定されたもののみとし、豊海案に一致

第四章 大正・昭和時代の郷土

<p>六、新町建設計画の樹立について</p>	<p>特別計画以外は事務当局に一任する。</p>	<p>1、保育所及び児童遊園地の設置 2、中学校へ作法室、調理室六〇坪増築 3、消防動力ポンプ三台貯水池二ヶ所 4、公民館新築 5、中間道路及びその他の道路改修整備 6、有線放送施設（町内）及び公衆電話の架設 7、町営バスの開設</p>	<p>片貝町分計画を追加する。 一致</p>
<p>七、議会議員の任期について</p>	<p>六ヶ月以内、定員増加せず</p>	<p>六ヶ月</p>	<p>片貝町案で一致</p>
<p>八、教育委員会の取扱いについて</p>	<p>六ヶ月以内</p>	<p>統合</p>	<p>片貝町案で一致</p>
<p>九、農業委員会の取扱いについて</p>	<p>六ヶ月以内、一本化する。</p>	<p>地区委員会を設置する。</p>	<p>豊海町案で一致</p>
<p>一〇、選挙管理委員会の取扱いについて</p>	<p>法定通り</p>	<p>統合</p>	<p>一致</p>
<p>一一、町村財産又は負債帰属配分について</p>	<p>大差なき場合はそのまま引継ぐ</p>	<p>合併前の現況のまま、無条件で新町に引継ぐ、但し大</p>	<p>一致</p>

<p>一、自治区の設置について</p>	<p>慣行を尊重する。現在通り</p>	<p>現在通り</p>	<p>一致</p>
<p>一八、町税について (賦課並に未納整理)</p>	<p>賦課率等は合併後研究する 滞納は極力整理して合併する。</p>	<p>町税については合併前に極力滞納整理する。賦課率は三十年度において同一とする。基地に対する陸上補償金は特別会計とする。</p>	<p>陸上補償は特別扱いとして一致</p>
<p>一七、町長職務執行者及収入役職務代理者</p>	<p>常任委員会に一任</p>	<p>常任委員会に一任</p>	<p>一致</p>
<p>一六、廃置分合に関する処分申請書提出期日</p>	<p>〃 三十日前</p>	<p>事務局にて考慮する。</p>	<p>片貝案に一致</p>
<p>一五、各町村の廃置分合の議決の期日について</p>	<p>期日の三十五日前</p>	<p>一月二日から一五日までの間</p>	<p>片貝案に一致</p>
<p>一四、各種団体の統合整備について</p>	<p>農協、農業共済、漁協、水産加工組合は別途考慮、他は統合する。</p>	<p>同上</p>	<p>一致</p>
<p>一三、議員の選挙区について</p>	<p>第一回のみ小選挙区</p>	<p>大選挙区</p>	<p>片貝町案に一致</p>
<p>一二、小学校、中学校の名称及び学区について</p>	<p>町名を冠し、第一、第二と称する、通学区は現在通り</p>	<p>旧地区名称を用いる。通学区は現在通り。</p>	<p>豊海案に一致</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>差があれば考慮する。</p>	<p>〃</p>



二〇、その他の事項

		<p>1、豊海・片貝局の電話線は二回線増し、通話料は無料とすること。                  2、郵便集配は現在より一回増すこと。                  3、新町と東金局間の電話線を一回線増すこと。                  4、豊海局の電話を現在五十回線なので一〇〇回線とすること。</p>	
--	--	---	--

(15) 昭和二九年七月二四日附山総第三九七号山武地方事務所長から郡内各町村長宛文書に

「合併市町村の地名について

旧町村名(明治合併以前の町村名をいう)は大字として残す………」

(16) 昭和三〇年二月一〇日附地第八六号千葉県総務部長から片貝・豊海両町長宛文書

「鳴浜村の合併について

鳴浜村の合併問題については、約二年の長期にわたり紛争を続けて来たのであるが、客月開催の山武郡合併委員会の決定もあり、村政運営の安定を図るため、本月九日鳴浜村長、議長、副議長等及び各部落代表者を県に招致し、これが調停斡旋に務めた結果、別紙確約書(写)による協定が成立したので、御承知願うと共に鳴浜村の確約履行に当って何分の御協力を戴きたく依頼します。

④ 確約書

鳴浜村の合併問題を円満に解決するため、左の事項を確約し誠意をもって実践する。

一 知事は、鳴浜村に対し二月十六日迄に町村合併促進法第十一条の三第一項の規定に基づき、大字白幡及び本須賀

を成東町に編入することを勧告すること。

二 鳴浜村長は、二月十九日迄に村会を招集しこの勧告を附議し、鳴浜村議会は、二月二十日迄にこれを議決すること。

三 鳴浜村長及び同村議会は、勧告可決の場合は直ちに鳴浜村の成東地区及び片貝地区への合併の手続きを行うこと。

四 鳴浜村長は、勧告否決の場合は即日又は翌日所定の手続を行い、知事は二月二十二日迄に鳴浜村選挙管理委員会に対し町村合併促進法に基く住民投票の請求を行うこと。

五 鳴浜村選挙管理委員会は、知事の投票請求のあったときは、その日から十四日以内に住民投票を行うよう所要の手続をとること。

六 鳴浜村長及び同村議会は、右住民投票の結果が判明したときは、その結果に基き四月一日発足を目途とし成東地区及び片貝地区又は片貝地区に合併の手続を行うこと。

七 合併の場合における財政処分その他要処理事項は、県及び地方事務所の指導により関係町村の協議によつて定める。

右確約し、ここに署名する。

昭和三十年二月九日

鳴浜村長 作田 穰

同 議長 徳武 良司

同 副議長 橋本 広司

同 議長 六名(略)

本須賀白幡代表 古川 正行

外 八名(略)

立会人千葉県地方課長 横山 俊郎

山武地方事務所長 平間 彰吾

(17) 発足までの日程表(表紙参照)

第四章 大正・昭和時代の郷土

表165 発足までの日程表

3月	期日前	
1日	30	
2	29	
3	28	
4	27	全職員の履歴書の取りまとめ
5	26	両町職員の懇談会
⑥	25	
7	24	
8	23	両町合同当局者の条例等の内容審議
9	22	建設計画樹立のため地方事務所と協議
10	21	同上 新町に必要な条例規則案の脱稿 消防団の組織決定
11	20	建設計画樹立のため地方事務所と協議
12	19	
⑬	18	
14	17	
15	16	教育委員会委員の互選終了、農業委員会を地区別に設置することの申請、促進委員、議員の合同協議会
16	15	
17	14	(合併議決のための議会) ( )は鳴浜村加入
18	13	(合併議決により申請書を出県提出) のため追加したもの
19	12	片貝町議会招集
⑳	11	
㉑	10	
22	9	片貝町予算決算議会
23	8	
24	7	協議会の招集状発送(職務執行予定者)
25	6	新町暫定予算原案決定
26	5	
㉔	4	議員協議会、新町条例規則の審議、議会組織の準備(議長、副議長、常任委員会、議会選出教委、議会選出監査委員、選挙管理委員会委員及び補充員の内定、臨時出納検査立合人の内定)
28	3	
29	2	職員の配置決定
30	1	本庁詰職員の机等配置完了
31		開庁式、議会

(18)

「町村を廃し町を設置する処分申請  
山武郡片貝町豊海町を廃し、その区域を以って昭和三十(一九五五)年三月三十一日を期し、九十九里町を設置する処分の申請をすることにつき、別紙の通り議決を経たので、地方自治法第七条第一項の規定により関係書類を添えて申請いたします。

昭和三十年二月 日

山武郡片貝町長 鈴木 五平次

山武郡豊海町長 桜井 正中

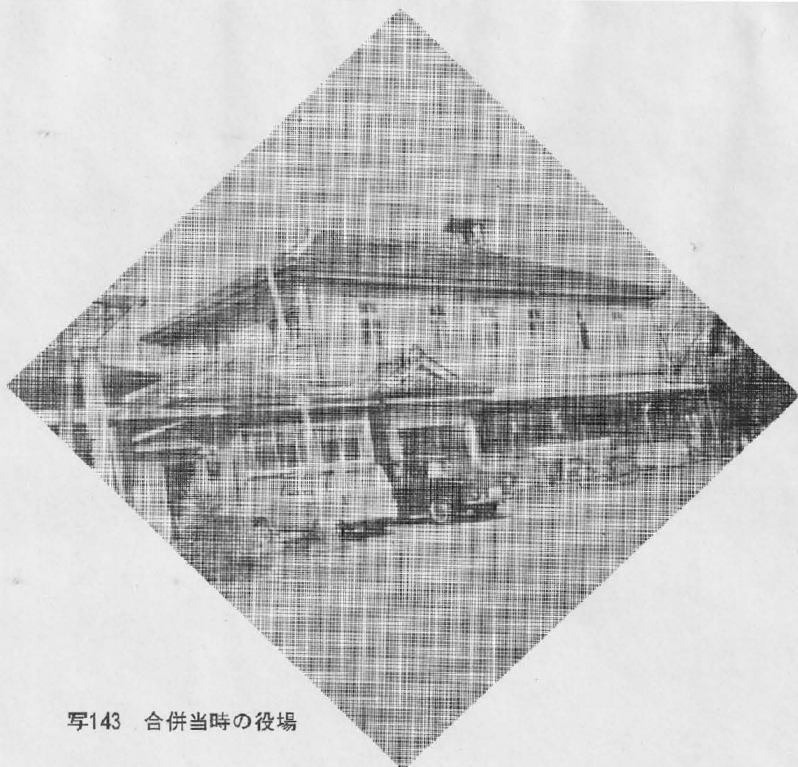
千葉県知事 柴田 等 殿

廢置分合を必要とした理由

- 一 地方自治確立のためには強力なる自治体が必要であり、特に今後國と市町村間における行政事務再配分が具体化した場合には弱少町村においては、その負担に堪えず行政事務の円滑なる運営を期し得ない。
- 二 片貝町豊海町は九十九里浜に面し、半農半漁の土地にして古来より経済、社会、文化又は住民の生活環境等あらゆる面において密接なる関係を有し、現在これらの地域は町の境界をこえて統一した一つの社会組織を構成しつつあり、この基盤の上を立て従来の行政区域を廃し、新たに一つの行政単位として統一した行政を実施することが要請される。
- 三 片貝町豊海町により広い地域を包括した行政単位が設けられることによって、統一的且つ総合的な行政が可能となり、産業・土木・教育・文化・衛生等各般の行政は合理的効率的に処理されることとなり、住民将来における福祉の増進に寄与するところすこぶる大である。
- 四 関係町村民の大多数は合併に賛成している。

新町名選定の理由

- 一 片貝町豊海町は九十九里浜の中央に位し、漁業は勿論県立九十九里公園の地域であつて、白砂青松にして雄大な無比な風光は外国人にも賞揚され、夏季は避暑冬は避寒の好適地として全国に知られたる国際観光地である。尚九十九里浜は歴史的にも又由緒深き土地で其の名は普く宣伝され、極めて有名である。



写143 合併当時の役場

よって新町名として九十九里町の名称を適当と認めたのである。

新町役場の位置及びその位置

決定理由

新町役場の位置は稍中央を欠く嫌あるも慎重審議の結果、九十九里鉄道上総片貝駅よりは僅か七百米、学校前停留場より約二百米の地点にして、片貝東金線県道に直面せる至便の点等により左記に置くことに決定したのである。

記

片貝町片貝四、〇九九番地（片貝町役場）（写143参照）

この申請書は三月一日に提出する予定であったが、鳴浜村の住民投票が三月五日に行われることが決定したので、取り止めている。

発足の日を三月三十一日としたのは、昭和二九年度合併と、四月一日としたときの昭和三〇年度合併と補助等の対象としての取扱いが異なっていたからであらう。

(19) 鳴浜村の財産処分等

「一 財産の処分

(一) 小学校・中学校（附属施設を含む）の土地、建造物、備品及びその他の物品は、その持分を成東町五二・九十九里町四八とし、且つその合併の施行と同時に成東町と九十九里町の組合立とし、この組合に承継すること。

(二) 消防器具及び施設は、これらが所在する区域の所属する町に帰属するものとする。但し、本部備付器具施設については(三)によるものとする。

(三) 右(一)(二)以外の土地及び建造物・附属施設は、当該物件の所在する町に帰属し、帰属後の当該物件の価格（時価）が成東町五二・九十九里町四八の比率にならないときは、この比率によるよう金銭をもって調整する。

(四) 前各号以外の備品及び物品は、成東町五二・九十九里町四八とし、その比率に分割できないときは、その比率になるよう金銭をもって調整するものとする。

(五) 財産上の債権、債務（税及び一時借入金等事務の承継の部類に属するものを除く。）は成東町五二・九十九里町四八の比率でそれぞれの町に帰属するものとする。

(六) 前各号に定めるものの外、財産処分の細部については成東町、九十九里町において相互協議の上、速かに措置するものとする。

二 事務の承継

(一) 对人的又は対地的な事務（戸籍・公租公課・配給・統計・土地等の事務）は、人又は地域によって事務を分割し、成東町・九十九里町にそれぞれ引き継ぐものとする。

(二) 右以外の事務

(1) 成東町五二・九十九里町四八の比率により承継する事務……歳計現金、行政債権（各種の補助金、税の滞納）行政債務（一時借入金等）

(2) 成東町と九十九里町との協議によって何れか一方又は双方が承継する事務

A 鳴浜村を当事者とする一切の争訟事務  
B 決算事務

三 以上一・二による処分引継については相互に調整の措置をなし得るものとする。

(20) 合併協議の中で農業委員会については、地区農業委員会を設置することとしたので、片貝(作田を含む)豊海に二委員会を置くこととなった。

「第号

昭和三十年三月十七日

千葉県知事 柴田 等 殿

山武郡片貝町長 鈴木 五平次  
山武郡豊海町長 板井 正中  
山武郡鳴浜村長 作田 稷

農業委員会設置承認申請書

昭和三十年三月三十一日から山武郡片貝町豊海町鳴浜村を廃し九十九里町を設置することに伴い、別記の通り農業委員会を設置したいので、農業委員会等に関する法律第三条第二号の規定により承認願いたく申請致します。

記

一 農業委員会の名称及び区域

名称 区域

九十九里町片貝地区農業委員会 大字片貝、田中荒生、小岡、作田

九十九里町豊海地区農業委員会 大字真亀、真亀新田、不動堂、西野、藤下、下貝塚、細屋敷、粟生、宿

二 設置の理由

現農業委員会委員は昭和二十九年七月十六日公選により当選し就任したばかりであり、現在は新たに小作料決定土地調査を実施中で、尚且昭和三十年度においては両総土地改良工事の促進及び一面食糧増産計画等の事

業が山積している現況にして、新町行政の最も重要な部門であるので、当該期間中従前のまま、農業委員会を置き農業行政の円滑なる運営を図らんとするものである。

三 設置の期間

昭和三十一年三月三十日まで

四 添付書類

- 1 農業委員会の区域内の農家戸数及び耕地面積表
- 2 合併関係町村の農業委員の処置に関する議決書
- 3 合併関係町村農業委員会の議事録の抄本

(別紙)

地区農業委員会の区域内の農家戸数及び耕地面積表

- 1 片貝地区農業委員会 農家戸数 九九五戸

水田面積 四五六町歩

畑面積 三五五町歩

農家戸数 六〇〇戸

水田面積 三〇一町歩

畑面積 二五六町歩

- 2 豊海地区農業委員会

(田村 敬)